

昭和二十六年政令第三百十九号

出入国管理及び難民認定法

内閣は、ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件（昭和二十年勅令第五百四十二号）に基き、この政令を制定する。

第一章 総則（第一条―第二条の五）

第二章 入国及び上陸

第一節 外国人の入国（第三条）

第二節 外国人の上陸（第四条―第五条の二）

第三章 上陸の手続

第一節 上陸のための審査（第六条―第九条の二）

第二節 口頭審査及び異議の申出（第十条―第十二条）

第三節 仮上陸等（第十三条・第十三条の二）

第四節 上陸の特例（第十四条―第十八条の二）

第四章 在留及び出国

第一節 在留

第一款 在留中の活動（第十九条・第十九条の二）

第二款 中長期の在留（第十九条の三―第十九条の三七）

第三節 在留資格の変更及び取消し等（第二十条―第二十二條の五）

第四節 在留の条件（第二十三条―第二十四条の三）

第五節 出国（第二十五条―第二十六条の三）

第五章 退去強制の手続

第一節 違反調査（第二十七条―第三十八条）

第二節 容疑者の身柄に関する措置（第三十九条―第四十四条の九）

第三節 審査、口頭審査及び異議の申出（第四十五条―第四十九条）

第四節 退去強制令書の執行（第五十一条―第五十三条）

第五節 仮放免（第五十四条・第五十五条）

第六節 退去の命令（第五十五条の二）

第七章の二 被收容者の処遇

第二節 收容の開始（第五十五条の十八―第五十五条の二十）

第三節 金品の取扱い等（第五十五条の二十一―第五十五条の三十六）

第四節 保健衛生及び医療（第五十五条の三十七―第五十五条の四十六）

第五節 規律及び秩序の維持（第五十五条の四十七―第五十五条の五十四）

第六節 外部交通（第五十五条の五十五―第五十五条の六十七）

第七節 不服申立て（第五十五条の六十八―第五十五条の八十一）

第八節 死亡（第五十五条の八十二・第五十五条の八十三）

第九章の三 出国命令（第五十五条の八十四―第五十五条の八十八）

第六章 船舶等の長及び運送業者の責任（第五十六条―第五十九条）

第七章 日本人の出国及び帰国（第六十条・第六十一条）

第七章の二 難民の認定等（第六十一条の二―第六十一条の十八）

第八章 補則（第六十一条の三―第六十九条の三）

第九章 罰則（第七十条―第七十八条）

第一章 総則

（目的）

第一条 出入国管理及び難民認定法は、本邦に在りし、又は本邦から出国する全ての人の出入国及び本邦に在留する全ての外国人の在留の公正な管理を図るとともに、難民の認定手続を整備することを目的とする。

（定義）

第二条 出入国管理及び難民認定法及びこれに基づく命令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 外国人 日本国籍を有しない者をいう。

二 乗員 船舶又は航空機（以下「船舶等」という。）の乗組員をいう。

三 難民 難民の地位に関する条約（以下「難民条約」という。）第一条の規定又は難民の地位に関する議定書第一条の規定により難民条約の適用を受ける難民をいう。

三の二 補完的保護対象者 難民以外の者であつて、難民条約の適用を受ける難民の要件の

うち迫害を受けるおそれがある理由が難民条約第一条A（2）に規定する理由であること以外の要件を満たすものをいう。

四 日本国領事官等 外国に駐在する日本国の大使、公使又は領事官をいう。

五 旅券 次に掲げる文書をいう。

イ 日本国政府、日本国政府の承認した外国政府又は権限のある国際機関の発行した旅券又は難民旅行証明書その他当該旅券に代わる証明書（日本国領事官等の発行した渡航証明書を含む。）

ロ 政令で定める地域の権限のある機関の発行したイに掲げる文書に相当する文書

六 乗員手帳 権限のある機関の発行した船員手帳その他乗員に係るこれに準ずる文書をいう。

七 人身取引等 次に掲げる行為をいう。

イ 営利、わいせつ又は生命若しくは身体に對する加害の目的で、人を略取し、誘拐し、若しくは売買し、又は略取され、誘拐され、若しくは売買された者を引き渡し、收受し、輸送し、若しくは蔵匿すること

ロ イに掲げるもののほか、営利、わいせつ又は生命若しくは身体に對する加害の目的で、十八歳未満の者を自己の支配下に置くこと

ハ イに掲げるもののほか、十八歳未満の者が営利、わいせつ若しくは生命若しくは身体に對する加害の目的を有する者の支配下に置かれ、又はそのおそれがあることを知りながら、当該十八歳未満の者を引き渡すこと

八 出入国港 外国人が出入国すべき港又は飛行場で法務省令で定めるものをいう。

九 運送業者 本邦と本邦外の地域との間において船舶等により人又は物を運送する事業を営む者をいう。

十 入国審査官 第六十一条の三に定める入国審査官をいう。

十一 主任審査官 上級の入国審査官で出入国在留管理庁長官が指定するものをいう。

十二 特別審査官 口頭審査を行わせるため出入国在留管理庁長官が指定する入国審査官をいう。

十二の二 難民調査官 第六十一条の三第二項第二号（第六十一条の二の十一第二項において準用する第二十二條の四第二項に係る部分

に限る。）及び第三号（第六十一条の二の十七第一項及び第二項に係る部分に限る。）に掲げる事務を行わせるため出入国在留管理庁長官が指定する入国審査官をいう。

十三 入国警備官 第六十一条の三の二に定める入国警備官をいう。

十四 違反調査 入国警備官が行う外国人の入国、上陸又は在留に関する違反事件の調査をいう。

十五 入国者收容所 法務省設置法（平成十一年法律第九十三号）第三十条に定める入国者收容所をいう。

十六 入国者收容所等 入国者收容所又は第五十五条の三第一項の規定により設けられる收容場をいう。

（在留資格及び在留期間）

第二条の二 本邦に在留する外国人は、出入国管理及び難民認定法及び他の法律に特別の規定がある場合を除き、それぞれ、当該外国人に對する上陸許可若しくは当該外国人の取得に係る在留資格（高度専門職の在留資格にあつては別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄に掲げる第一号イからハまで又は第二号の区分を含み、特定技能の在留資格にあつては同表の特定技能の項の下欄に掲げる第一号又は第二号の区分を含み、技能実習の在留資格にあつては同表の技能実習の項の下欄に掲げる第一号イ若しくはロ、第二号イ若しくはロ又は第三号イ若しくはロの区分を含む。以下同じ。）又はそれらの変更に係る在留資格をもつて在留するものとする。

2 在留資格は、別表第一の上欄（高度専門職の在留資格にあつては二の表の高度専門職の項の下欄に掲げる第一号イからハまで又は第二号の区分を含み、特定技能の在留資格にあつては同表の特定技能の項の下欄に掲げる第一号又は第二号の区分を含み、技能実習の在留資格にあつては同表の技能実習の項の下欄に掲げる第一号イ若しくはロの区分を含む。以下同じ。）又は別表第二の上欄に掲げるとおりとし、別表第一の上欄の在留資格をもつて在留する者は当該在留資格に應じそれぞれ本邦において同表の下欄に掲げる活動を行うことができ、別表第二の上欄の在留資格をもつて在留する者は当該在留資格に應じそれぞれ本邦において同表の下欄に掲

ける身分若しくは地位を有する者としての活動を行うことができる。

3 第一項の外国人が在留することのできる期間（以下「在留期間」という。）は、各在留資格について、法務省令で定める。この場合において、外交、公用、高度専門職及び永住者の在留資格（高度専門職の在留資格にあつては、別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄第二号に係るものに限る。）以外の在留資格に伴う在留期間は、五年を超えることができない。

（特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針）

第二条の三

政府は、特定技能の在留資格に係る制度の適正な運用を図るため、特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 特定技能の在留資格に係る制度の意義に関する事項
- 二 人材を確保することが困難な状況にあるため外国人により不足する人材の確保を図るべき産業上の分野に関する基本的な事項
- 三 前号の産業上の分野において求められる人材に関する基本的な事項
- 四 特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する関係行政機関の事務の調整に関する基本的な事項
- 五 前各号に掲げるもののほか、特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項

3 法務大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 法務大臣は、基本方針の案を作成するとき、あらかじめ、特定技能に関し知見を有する者の意見を聴かなければならない。

5 法務大臣は、第三項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

6 前三項の規定は、基本方針の変更について準用する。

（特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する分野別の方針）

第二条の四 法務大臣は、基本方針にのっとり、人材を確保することが困難な状況にあるため外国人により不足する人材の確保を図るべき産業上の分野を所管する関係行政機関の長並びに国

家公安委員会、外務大臣及び厚生労働大臣（以下この条において「分野所管行政機関の長等」という。）と共同して、当該産業上の分野における特定技能の在留資格に係る制度の適正な運用を図るため、当該産業上の分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針（以下「分野別運用方針」という。）を定めなければならない。

2 分野別運用方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 当該分野別運用方針において定める人材を確保することが困難な状況にあるため外国人により不足する人材の確保を図るべき産業上の分野
- 二 前号の産業上の分野における人材の不足の状況（当該産業上の分野において人材が不足している地域の状況を含む。）に関する事項
- 三 第一号の産業上の分野において求められる人材の基準に関する事項
- 四 第一号の産業上の分野における第七条の二第三項及び第四項（これらの規定を同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による同条第一項に規定する在留資格認定証明書書の交付の停止の措置又は交付の再開の措置に関する事項
- 五 前各号に掲げるもののほか、第一号の産業上の分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項

3 法務大臣及び分野所管行政機関の長等は、分野別運用方針を定めるときは、あらかじめ、特定技能に関し知見を有する者の意見を聴かなければならない。

4 法務大臣及び分野所管行政機関の長等は、分野別運用方針を定めるときは、あらかじめ、分野所管行政機関の長等以外の関係行政機関の長に協議しなければならない。

5 法務大臣及び分野所管行政機関の長等は、分野別運用方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 前三項の規定は、分野別運用方針の変更について準用する。

（特定技能雇用契約等）

第二条の五 別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第一号又は第二号に掲げる活動を行おうとする外国人が本邦の公私の機関と締結する雇用に関する契約（以下この条及び第四章第一節第二款において「特定技能雇用契約」という。）

は、次に掲げる事項が適切に定められているものとして法務省令で定める基準に適合するものでなければならない。

- 一 特定技能雇用契約に基づいて当該外国人が行う当該活動の内容及びこれに対する報酬その他の雇用関係に関する事項
- 二 前号に掲げるもののほか、特定技能雇用契約の期間が満了した外国人の出国を確保するための措置その他当該外国人の適正な在留に資するために必要な事項

2 前項の法務省令で定める基準には、外国人であること理由として、報酬の決定、教育訓練の実施、福利厚生施設の利用その他の待遇について、差別的取扱いをしてはならないことを含むものとする。

3 特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関は、次に掲げる事項が確保されるものとして法務省令で定める基準に適合するものでなければならない。

- 一 前二項の規定に適合する特定技能雇用契約（第十九条の十九第一号において「適合特定技能雇用契約」という。）の適正な履行
- 二 第六項及び第七項の規定に適合する第六項に規定する一号特定技能外国人支援計画（第五項及び第四章第一節第二款において「適合一号特定技能外国人支援計画」という。）の適正な実施

4 前項の法務省令で定める基準には、同項の本邦の公私の機関（当該機関が法人である場合においては、その役員を含む。）が、特定技能雇用契約の締結の日前五年以内に入出国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしていないことを含むものとする。

5 特定技能所属機関（第十九条の十八第一項に規定する特定技能所属機関をいう。以下この項において同じ。）が契約により第十九条の二十七第一項に規定する登録支援機関に適合一号特定技能外国人支援計画の全部の実施を委託する場合には、当該特定技能所属機関は、第三項（第一号に係る部分に限る。）の規定に適合するものとみなす。

6 別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第一号に掲げる活動を行おうとする外国人と特定技能雇用契約を締結しようとする本邦の公私の機関は、法務省令で定めるところにより、当該機関が当該外国人に対して行う、同号に掲げる活動を行おうとする外国人が当該活動を安定的かつ円滑に行うことができるようにするための職業生活上、日常生活上又は社会生活上の支援（次項及び第四章第一節第二款において「一号特定技能外国人支援」という。）の実施に関する計画（第八項、第七條第一項第二号及び同款において「一号特定技能外国人支援計画」という。）を作成しなければならない。

7 一号特定技能外国人支援には、別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第一号に掲げる活動を行おうとする外国人と日本人との交流の促進に係る支援及び当該外国人がその責めに帰すべき事由によらないで特定技能雇用契約を解除される場合において他の本邦の公私の機関との特定技能雇用契約に基づいて同号に掲げる活動を行うことができるようにするための支援を含むものとする。

8 一号特定技能外国人支援計画は、法務省令で定める基準に適合するものでなければならない。

9 法務大臣は、第一項、第三項、第六項及び前項の法務省令を定めようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長と協議するものとする。

第二章 入国及び上陸

第一節 外国人の入国

第三条 次の各号のいずれかに該当する外国人は、本邦に入つてはならない。

- 一 有効な旅券を所持しない者（有効な乗員手帳を所持する乗員を除く。）
- 二 入国審査官から上陸許可の証印若しくは第九条第四項の規定による記録又は上陸の許可（以下「上陸の許可等」という。）を受けないで本邦に上陸する目的を有する者（前号に掲げる者を除く。）

2 本邦において乗員となる外国人は、前項の規定の適用については、乗員とみなす。

第二節 外国人の上陸

第四条 削除

第五条 次の各号のいずれかに該当する外国人は、本邦に上陸することができない。

- 一 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第十四号）に定める一類感染症、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症若しくは指定感染症（同法第四十四条の九の規定に基づき、政令で定

つ円滑に行うことができるようにするための職業生活上、日常生活上又は社会生活上の支援（次項及び第四章第一節第二款において「一号特定技能外国人支援」という。）の実施に関する計画（第八項、第七條第一項第二号及び同款において「一号特定技能外国人支援計画」という。）を作成しなければならない。

めるところにより、同法第十九条又は第二十条の規定を準用するものに限る。)の患者(同法第八条(同法第四十四条の九において準用する場合を含む。))の規定により一類感染症、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症又は指定感染症の患者とみなされる者を含む。)又は新感染症の所見がある者

二 精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者又はその能力が著しく不十分な者で、本邦におけるその活動又は行動を補助する者として法務省令で定めるものが随伴しないもの

三 貧困者、放浪者等で生活上困窮又は地方公共団体の負担となるおそれのある者

四 日本国又は日本国以外の国の法令に違反して、一年以上の懲役若しくは禁錮又はこれらに相当する刑に処せられたことのある者。ただし、政治犯罪により刑に処せられた者は、この限りでない。

五 麻薬、大麻、あへん、覚醒剤又は向精神薬の取締りに関する日本国又は日本国以外の国の法令に違反して刑に処せられたことのある者

五の二 国際的規模若しくはこれに準ずる規模で開催される競技会若しくは国際的規模で開催される会議(以下「国際競技会等」という。)の経過若しくは結果に関連して、又はその円滑な実施を妨げる目的をもって、人を殺傷し、人に暴行を加え、人を脅迫し、又は建造物その他の物を損壊したことにより、日本国若しくは日本国以外の国の法令に違反して刑に処せられ、又は出入国管理及び難民認定法の規定により本邦からの退去を強制され、若しくは日本国以外の国の法令の規定によりその国から退去させられた者であつて、本邦において行われる国際競技会等の経過若しくは結果に関連して、又はその円滑な実施を妨げる目的をもって、当該国際競技会等の開催場所又はその所在する市町村(特別区を含むものとし、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区又は総合区)の区域内若しくはその近傍の不特定若しくは多数の者の用に供される場所において、人を殺傷し、人に暴行を加え、人を脅迫し、又は建造物その他の物を損壊するおそれのあるもの

六 麻薬及び向精神薬取締法(昭和二十八年法律第十四号)に定める麻薬若しくは向精神薬、大麻取締法(昭和二十三年法律第二百二十四号)に定める大麻、あへん法(昭和二十九年法律第七十一号)に定めるけし、あへん若しくはけしげら、覚醒剤取締法(昭和二十六年法律第二百五十二号)に定める覚醒剤若しくは覚醒剤原料又はあへん煙を吸食する器具を不法に所持する者

七 売春又はその周旋、勧誘、その場所の提供その他売春に直接に関係がある業務に従事したことのある者(人身取引等により他人の支配下に置かれていた者が当該業務に従事した場合を除く。)

七の二 人身取引等を行い、唆し、又はこれを助けた者

八 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号)に定める銃砲、クロスボウ若しくは刀剣類又は火薬類取締法(昭和二十五年法律第四十九号)に定める火薬類を不法に所持する者

九 次のイからハまでに掲げる者で、それぞれ当該イからハまでに定める期間を経過していないもの

イ 第六号又は前号の規定に該当して上陸を拒否された者 拒否された日から一年

ロ 第二十四条各号(第四号からヨまで及び第四号の三を除く。)のいずれかに該当して本邦からの退去を強制された者で、第五十二条第五項の決定を受け、同項に規定する法務省令で定める日までに同条第四項の規定による許可に基づき退去したものの(別表第一の三の表の短期滞在の項の下欄に掲げる活動を行うおとする者を除く。)

ハ 第二十四条各号(第四号からヨまで及び第四号の三を除く。)のいずれかに該当して本邦からの退去を強制された者で、その退去の日前に本邦からの退去を強制されたこと及び第五十五条の八十五第一項の規定による出国命令により出国したことのないもの(口に掲げる者を除く。)

ニ 第二十四条各号(第四号からヨまで及び第四号の三を除く。)のいずれかに該当して本邦からの退去を強制された者(口及びハに掲げる者を除く。)

ホ 第五十五条の八十五第一項の規定による出国命令により出国した者(ハに掲げる者を除く。)

出 出国した日から一年

ハ 第二十四条の三第一号ロに該当する者であつて、第五十五条の八十五第一項の規定による出国命令により出国したものの(別表第一の三の表の短期滞在の項の下欄に掲げる活動を行うおとする者に限る。)

九の二 別表第一の上欄の在留資格をもつて本邦に在留している間に刑法(明治四十年法律第四十五号)第二編第十二章 第十六章から第十九章まで、第二十三章、第二十六章、第二十七章、第三十一章、第三十三章、第三十六章、第三十七章若しくは第三十九章の罪、暴力行為等処罰に関する法律(大正十五年法律第六十号)第一条、第一号ノ二若しくは第一条ノ三(刑法第二百二十二条又は第二百六十一条に係る部分を除く。)の罪、盗犯等の防止及び処分に関する法律(昭和五年法律第九号)の罪、特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律(平成十五年法律第六十五号)第十五条若しくは第十六条の罪又は自動車等の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律(平成二十五年法律第八十六号)第二条若しくは第六条第一項の罪により懲役又は禁錮に処する判決の宣告を受けた者で、その後出国して本邦外にある間にその判決が確定し、確定の日から五年を経過していないもの

十 第二十四条第四号からヨまでのいずれかに該当して本邦からの退去を強制された者

十一 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを企て、若しくは主張し、又はこれを企て若しくは主張する政党その他の団体を結成し、若しくはこれに加入している者

十二 次に掲げる政党その他の団体を結成し、若しくはこれに加入し、又はこれと密接な関係を有する者

イ 公務員であるという理由により、公務員に暴行を加え、又は公務員を殺傷することを勧奨する政党その他の団体

ロ 公共の施設を不法に損傷し、又は破壊することを勧奨する政党その他の団体

ハ 工場事業場における安全保持の施設の正常な維持又は運行を廃止し、又は妨げるような争議行為を勧奨する政党その他の団体

十三 第十一号又は前号に規定する政党その他の団体の目的を達するため、印刷物、映画その他の文書図画を作成し、頒布し、又は展示することを企てる者

十四 前各号に掲げる者を除くほか、法務大臣において日本国の利益又は公安を害する行為を行うおそれがあると認められるに足りる相当の理由がある者

2 法務大臣は、本邦に上陸しようとする外国人が前項各号のいずれにも該当しない場合でも、その者の国籍又は市民権の属する国が同項各号以外の事由により日本人の上陸を拒否するときは、同一の事由により当該外国人の上陸を拒否することができる。

(上陸の拒否の特例)

第五條の二 法務大臣は、外国人について、前条第一項第四号、第五号、第七号、第九号又は第九号の二に該当する特定の事由がある場合であっても、当該外国人に第二十六条第一項の規定により再入国の許可を与えた場合その他の法務省令で定める場合において、相当と認めるときは、法務省令で定めるところにより、当該事由のみによつては上陸を拒否しないこととする

第三章 上陸の手続

第一節 上陸のための審査

第六條 本邦に上陸しようとする外国人(乗員を除く。以下この節において同じ。)は、有効な旅券で日本国領事官等の査証を受けたものを所持しなければならぬ。ただし、国際約束若しくは日本国政府が外国政府に対して行つた通告により日本国領事官等の査証を必要としないこととされている外国人の旅券、第二十六条第一項の規定により再入国の許可を受けている者(第二十六条の二第一項又は第二十六条の三第一項の規定により再入国の許可を受けたものとみなされる者を含む。以下同じ。)の旅券又は第六十一条の二の十五第一項の規定により難民旅行証明書の交付を受けている者の当該証明書には、日本国領事官等の査証を要しない。

2 前項本文の外国人は、その者が上陸しようとする出入国港において、法務省令で定める手続により、入国審査官に対し上陸の申請をして、上陸のための審査を受けなければならない。

3 前項の申請をしようとする外国人は、入国審査官に対し、申請者の個人の識別のために用いられる法務省令で定める電子計算機の利用に供するため、法務省令で定めるところにより、電磁的方式(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式をい

う)

う。以下同じ。)によつて個人識別情報(指紋、写真その他の個人を識別することができるとして法務省令で定めるものをいう。以下同じ。)を提供しなければならぬ。ただし、次の各号のいずれかに該当する者については、この限りでない。

一 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成三年法律第七十一号)に定める特別永住者(以下「特別永住者」という。)

二 十六歳に満たない者

三 本邦において別表第一の一の表の外交の項又は公用の項の下欄に掲げる活動を行おうとする者

四 国の行政機関の長が招へいする者

五 前二号に掲げる者に準ずる者として法務省令で定めるもの

第七條 (入国審査官の審査) 入国審査官は、前条第二項の申請があつたときは、当該外国人が次の各号(第二十六條第一項の規定により再入国の許可を受けている者又は第六十一條の二の十五第一項の規定による者)又は第六十一條の二の十五第一項の規定による者(以下「第一号及び第四号」)に掲げる上陸のための条件に適合しているかどうかを審査しなければならない。

一 その所持する旅券及び、査証を必要とする場合には、これに与えられた査証が有効であること。

二 申請に係る本邦において行おうとする活動が虚偽のものでなく、別表第一の下欄に掲げる活動(二の表の高度専門職の項の下欄第二号に掲げる活動を除き、五の表の下欄に掲げる活動については、法務大臣があらかじめ告示をもつて定めるものに限る。)又は別表第二の下欄に掲げる身分若しくは地位(永住者の項の下欄に掲げる地位を除き、定住者の項の下欄に掲げる地位については、法務大臣があらかじめ告示をもつて定めるものに限る。)を有する者としての活動のいずれかに該当し、かつ、別表第一の二の表及び四の表の下欄に掲げる活動を行おうとする者については我が国の産業及び国民生活に与える影響その他の事情を勘案して法務省令で定める基準に適合すること(別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第一号に掲げる活動を行おうとする外国人については、一号特定技能外国人支

援計画が第二條の五第六項及び第七項の規定に適合するものであることを含む。)

三 申請に係る在留期間が第二條の二第三項の規定に基づく法務省令の規定に適合するものであること。

四 当該外国人が第五條第一項各号のいずれにも該当しないこと(第五條の二の規定の適用を受ける外国人にあつては、当該外国人が同条に規定する特定の事由によつて同項第四号、第五号、第七号、第九号又は第九号の二に該当する場合であつて、当該事由以外の事由によつては同項各号のいずれにも該当しないこと。以下同じ。)

前項の審査を受ける外国人は、同項に規定する上陸のための条件に適合していることを自ら立証しなければならない。この場合において、別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄第一号イからハまで又は同表の特定技能の項の下欄第一号若しくは第二号に掲げる活動を行おうとする外国人は、前項第二号に掲げる条件に適合していることの立証については、次条第一項に規定する在留資格認定証明書をもつてしなければならない。

3 法務大臣は、第一項第二号の法務省令を定めようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長と協議するものとする。

4 入国審査官は、第一項の規定にかかわらず、前条第三項各号のいずれにも該当しないと認められる外国人が同項の規定による個人識別情報の提供をしないときは、第十条の規定による口頭審査を行うため、当該外国人を特別審査官に引き渡さなければならない。

(在留資格認定証明書) 第七條の二 法務大臣は、法務省令で定めるところにより、本邦に上陸しようとする外国人(本邦において別表第一の三の表の短期滞在の項の下欄に掲げる活動を行おうとする者を除く。)から、あらかじめ申請があつたときは、当該外国人が前条第一項第二号に掲げる条件に適合している旨の証明書(以下「在留資格認定証明書」という。)を交付することができる。

2 前項の申請は、当該外国人を受け入れようとする機関の職員その他の法務省令で定める者を代理人としてこれをすることができ、

3 特定産業分野(別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第一号に規定する特定産業分野をいう。以下この項及び第二條第一項において同

じ。)を所管する関係行政機関の長は、当該特定産業分野に係る分野別運用方針に基づき、当該特定産業分野において必要とされる人材が確保されたと認めるときは、法務大臣に対し、一時的に在留資格認定証明書の交付の停止の措置をとることを求めるものとする。

4 法務大臣は、前項の規定による求めがあつたときは、分野別運用方針に基づき、一時的に在留資格認定証明書の交付の停止の措置をとるものとする。

5 前二項の規定は、一時的に在留資格認定証明書の交付の停止の措置がとられた場合において、在留資格認定証明書の交付の再開の措置をとるときについて準用する。この場合において、第三項中「確保された」とあるのは、「不足する」と、前二項中「ものとす」とあるのは、「ことのできる」と読み替へるものとする。

第八條 (船舶等の乗込) 第八條 入国審査官は、第七條第一項の審査を行う場合には、船舶等に乗り込むことができる。(上陸許可の証印) 第九條 入国審査官は、審査の結果、外国人が第七條第一項に規定する上陸のための条件に適合していると認定したときは、当該外国人の旅券に上陸許可の証印をしなければならぬ。

2 前項の場合において、第五條第一項第一号又は第二号の規定に該当するかどうかの認定は、厚生労働大臣又は出入国在留管理庁長官の指定する医師の診断を経た後にしなければならない。

3 第一項の証印をする場合には、入国審査官は、当該外国人の在留資格及び在留期間を決定し、旅券にその旨を明示しなければならない。ただし、当該外国人が第二十六條第一項の規定により再入国の許可を受けている者又は第六十一條の二の十五第一項の規定により交付を受けた難民旅行証明書を所持している者である場合は、この限りでない。

4 入国審査官は、次の各号のいずれにも該当する外国人が第七條第一項に規定する上陸のための条件に適合していると認定したときは、氏名、上陸年月日、上陸する出入国港その他の法務省令で定める事項を上陸許可の証印に代わる記録のために用いられるファイルであつて法務省令で定める電子計算機に備えられたものに記録することができる。この場合においては、第一項の規定にかかわらず、同項の証印をするこ

とを要しない。

8 出入国在留管理庁長官は、本邦に在留する外国人で本邦に再び上陸する意図をもつて出国しようとするものが、次の各号(特別永住者にあつては、第三号を除く。)のいずれにも該当し、かつ、その上陸しようとする出入国港において第四項の規定による記録を受けることを希望するときは、法務省令で定めるところにより、その旨の登録をすることができ、

一 次のイからハまでのいずれかに該当する者であること。

イ 第二十六條第一項の規定により再入国の許可を受けている者

ロ 第六十一條の二の十五第一項の規定により交付を受けた難民旅行証明書を所持している者

ハ 次の(一)から(四)までのいずれにも該当する者

(1) 本邦に再び上陸するに当たり、本邦において別表第一の三の表の短期滞在の項の下欄に掲げる活動を行おうとする者であること(イに該当する者を除く。)

(2) 第一項、第十條第八項若しくは第十一條第四項の規定による上陸許可の証印又

は、第八項の登録を受けた者(同項第一号ハに該当するものとして登録を受けた者にあつては、次条第一項又は第八項の規定により交付を受けた特定登録者カードを所持している者に限る。)であること。

二 上陸の申請に際して、法務省令で定めるところにより、電磁的方式によつて個人識別情報を提供していること。

5 入国審査官は、次条第一項又は第八項の規定により交付を受けた特定登録者カードを所持する外国人については、当該外国人について短期滞在の在留資格及び在留期間を決定し、当該特定登録者カードにその旨を明示しなければならない。

6 第一項の規定による上陸許可の証印又は第四項の規定による記録をする場合を除き、入国審査官は、第十條の規定による口頭審査を行うため、当該外国人を特別審査官に引き渡さなければならない。

7 外国人は、第四節に特別の規定がある場合を除き、第一項、第十條第八項若しくは第十一條第四項の規定による上陸許可の証印又は第四項の規定による記録を受けなければ上陸してはならない。

8 出入国在留管理庁長官は、本邦に在留する外国人で本邦に再び上陸する意図をもつて出国しようとするものが、次の各号(特別永住者にあつては、第三号を除く。)のいずれにも該当し、かつ、その上陸しようとする出入国港において第四項の規定による記録を受けることを希望するときは、法務省令で定めるところにより、その旨の登録をすることができ、

一 次のイからハまでのいずれかに該当する者であること。

イ 第二十六條第一項の規定により再入国の許可を受けている者

ロ 第六十一條の二の十五第一項の規定により交付を受けた難民旅行証明書を所持している者

ハ 次の(一)から(四)までのいずれにも該当する者

(1) 本邦に再び上陸するに当たり、本邦において別表第一の三の表の短期滞在の項の下欄に掲げる活動を行おうとする者であること(イに該当する者を除く。)

(2) 第一項、第十條第八項若しくは第十一條第四項の規定による上陸許可の証印又

は、第八項の登録を受けた者(同項第一号ハに該当するものとして登録を受けた者にあつては、次条第一項又は第八項の規定により交付を受けた特定登録者カードを所持している者に限る。)であること。

二 上陸の申請に際して、法務省令で定めるところにより、電磁的方式によつて個人識別情報を提供していること。

5 入国審査官は、次条第一項又は第八項の規定により交付を受けた特定登録者カードを所持する外国人については、当該外国人について短期滞在の在留資格及び在留期間を決定し、当該特定登録者カードにその旨を明示しなければならない。

は第四項の規定による記録を受けた回数
が、法務省令で定める回数以上であるこ
と。

(3) 過去に本邦からの退去を強制されたこ
と又は第五十五条の八十五第一項の規定
による出国命令により出国したことがな
いこと。

(4) その他出入国の公正な管理に必要なも
のとして法務省令で定める要件に該当す
る者であること。

二 法務省令で定めるところにより、電磁的方
式によって個人識別情報を提供しているこ
と。

三 当該登録の時に、第五条第一項各号
のいずれにも該当しないこと。

第九條の二 出入国在留管理庁長官は、前条第八

項第一号ハに該当する外国人について同項の規
定による登録をする場合には、入国審査官に、
当該外国人に対し、特定登録者カードを交付さ
せるものとする。

二 特定登録者カードの記載事項は、次に掲げる
事項とする。

一 氏名、生年月日、性別及び国籍の属する国
又は第二条第五号ロに規定する地域

二 特定登録者カードの番号、交付年月日及び
有効期間の満了の日

三 特定登録者カードには、法務省令で定めると
ころにより、前条第八項の規定による登録をし
た外国人の写真を表示するものとする。この場
合において、出入国在留管理庁長官は、第六
第三項の規定その他法務省令で定める法令の規
定により当該外国人から提供された写真を利用
することができる。

四 前二項に規定するもののほか、特定登録者カ
ードの様式その他特定登録者カードについて必
要な事項は、法務省令で定める。

五 出入国在留管理庁長官は、法務省令で定め
るところにより、第二項各号に掲げる事項及び第
三項の規定により表示されるものについて、そ
の全部又は一部を、特定登録者カードに電磁的
方式により記録することができる。

六 特定登録者カードの有効期間は、その交付の
日から起算して三年を経過する日又は当該特定
登録者カードの交付を受けた外国人が所持する
旅券の有効期間満了の日のいずれか早い日が経
過するまでの期間とする。

七 特定登録者カードの交付を受けた外国人は、
次の各号のいずれかに該当するときは、法務省
令で定める手続により、出入国在留管理庁長官
に対し、特定登録者カードの再交付を申請する
ことができる。

一 紛失、盗難、滅失その他の事由により特定
登録者カードの所持を失ったとき。

二 特定登録者カードが著しく毀損し、若しく
は汚損し、又は第五項の規定による記録が毀
損したとき。

八 出入国在留管理庁長官は、前項の規定による
申請があつた場合には、入国審査官に、当該外
国人に対し、新たな特定登録者カードを交付さ
せるものとする。この場合における第六項の規
定の適用については、同項中「その交付の日」
とあるのは「当該特定登録者カードの交付を受
けた外国人に対し第一項の規定により特定登録
者カードが交付された日」と、「当該特定登録
者カードの交付を受けた外国人」とあるのは
「当該外国人」とする。

第二節 口頭審理及び異議の申出

(口頭審理)

第十條 特別審理官は、第七條第四項又は第九
條第六項の規定による引渡しを受けたときは、当
該外国人に対し、速やかに口頭審理を行わな
ければならない。

一 特別審理官は、口頭審理を行つた場合には、
口頭審理に関する記録を作成しなければならな
い。

二 当該外国人又はその者の出頭させる代理人
は、口頭審理に當つて、証拠を提出し、及び証
人を尋問することができる。

三 当該外国人は、特別審理官の許可を受けて、
親族又は知人の一人を立ち会わせることができ
る。

四 特別審理官は、職権に基き、又は当該外国人
の請求に基き、法務省令で定める手続により、
証人の出頭を命じて、宣誓をさせ、証言を求め
ることができる。

五 特別審理官は、口頭審理に關し必要がある場
合には、公務所又は公私の団体に照会して必要
な事項の報告を求めることができる。

六 特別審理官は、口頭審理の結果、第七條第四
項の規定による引渡しを受けた外国人が、第六
條第三項各号のいずれにも該当しないと認定し
たときは、当該外国人に対し、速やかにその旨
を知らせて、本邦からの退去を命ずるとも

に、当該外国人が乗つてきた船舶等の長又はそ
の船舶等を運航する運送業者にその旨を通知し
なければならない。ただし、当該外国人が、特
別審理官に対し、法務省令で定めるところによ
り、電磁的方式によつて個人識別情報を提供し
たときは、この限りでない。

七 特別審理官は、口頭審理の結果、当該外国人
(第七條第四項の規定による引渡しを受けた外
国人にあつては、第六條第三項各号のいずれか
に該当すると認定した者又は特別審理官に対し
法務省令で定めるところにより電磁的方式によ
つて個人識別情報を提供した者に限る。第十項
において同じ。)が第七條第一項に規定する上
陸のための条件に適合していると認定したとき
は、直ちにその者の旅券に上陸許可の証印をし
なければならない。

八 第九條第三項の規定は、前項の証印をする場
合に準用する。

九 特別審理官は、口頭審理の結果、当該外国人
が第七條第一項に規定する上陸のための条件に
適合していないと認定したときは、その者に対
し、速やかに理由を示してその旨を知らせると
ともに、次条の規定により異議を申し出ること
ができる旨を知らせなければならない。

十 前項の通知を受けた場合において、当該外国
人が同項の規定に服したときは、特別審理官
は、その者に対し、異議を申し出ない旨を記載
した文書に署名させ、本邦からの退去を命ずる
とともに、当該外国人が乗つてきた船舶等の長
又はその船舶等を運航する運送業者にその旨を
通知しなければならない。
(異議の申出)

第十一條 前条第十項の通知を受けた外国人は、
同項の規定に異議があるときは、その通知を受
けた日から三日以内に、法務省令で定める手続
により、不服の事由を記載した書面を主任審査
官に提出して、法務大臣に対し異議を申し出る
ことができる。

十二 主任審査官は、前項の異議の申出があつた
ときは、前条第二項の口頭審理に関する記録そ
他の関係書類を法務大臣に提出しなければならない。

十三 法務大臣は、第一項の規定による異議の申出
を受理したときは、異議の申出が理由があるか
どうかを裁決して、その結果を主任審査官に通
知しなければならない。

十四 主任審査官は、法務大臣から異議の申出が理
由があると裁決した旨の通知を受けたときは、

直ちに当該外国人の旅券に上陸許可の証印をし
なければならない。

十五 第九條第三項の規定は、前項の証印をする場
合に準用する。

十六 主任審査官は、法務大臣から異議の申出が理
由がないと裁決した旨の通知を受けたときは、
速やかに当該外国人に対しその旨を知らせて、
本邦からの退去を命ずるとともに、当該外国人
が乗つてきた船舶等の長又はその船舶等を運航
する運送業者にその旨を知らせなければならない。
(法務大臣の裁決の特例)

第十七條 法務大臣は、前条第三項の裁決に当た
つて、異議の申出が理由がないと認める場合で
も、当該外国人が次の各号のいずれかに該当す
るときは、その者の上陸を特別に許可すること
ができる。

一 再入国の許可を受けているとき。

二 人身取引等により他人の支配下に置かれて
本邦に入ったものであるとき。

三 その他法務大臣が特別に上陸を許可すべき
事情があると認めるとき。

四 前項の許可は、前条第四項の適用について
は、異議の申出が理由がある旨の裁決とみな
す。

第三節 仮上陸等

(仮上陸の許可)

第十三條 主任審査官は、この章に規定する上陸
の手続中において特に必要があると認める場合
には、その手続が完了するときまでの間、当該
外国人に対し仮上陸を許可することができる。

一 前項の許可を与える場合には、主任審査官
は、当該外国人に仮上陸許可書を交付しなけれ
ばならない。

二 第一項の許可を与える場合には、主任審査官
は、当該外国人に対し、法務省令で定めるとこ
ろにより、住居及び行動範囲の制限、呼出しに
対する出頭の義務その他必要と認める条件を付
し、かつ、二百万円を超えない範囲内で法務省
令で定める額の保証金を本邦通貨又は外国通貨
で納付させることができる。

三 前項の保証金は、当該外国人が第十條第八項
若しくは第十一條第四項の規定により上陸許可
の証印を受けたとき、又は第十條第七項若しく
は第十一條若しくは第十一條第六項の規定によ
り本邦からの退去を命ぜられたときは、その者
に返還しなければならない。

四 前項の保証金は、当該外国人が第十條第八項
若しくは第十一條第四項の規定により上陸許可
の証印を受けたとき、又は第十條第七項若しく
は第十一條若しくは第十一條第六項の規定によ
り本邦からの退去を命ぜられたときは、その者
に返還しなければならない。

5 主任審査官は、第一項の許可を受けた外国人が第三項の規定に基き附された条件に違反した場合に、法務省令で定めるところにより、逃亡し、又は正当な理由がなくて呼出に応じないときは同項の保証金の全部、その他のときはその一部を没取するものとする。

6 主任審査官は、第一項の許可を受けた外国人が逃亡する虞があると疑うに足りる相当の理由があるときは、収容令書を発付して入国警備官に当該外国人を収容させることができる。

7 第四十条から第四十二条第一項までの規定は、前項の規定による収容に準用する。この場合において、第四十条中「前条第一項の収容令書」とあるのは「第十三条第六項の収容令書」と、同条第三項及び第四十二条第一項中「容疑者」とあるのは「仮上陸の許可を受けた外国人」と、同条第三項及び第四十二条第一項中「容疑事実の要旨」とあるのは「収容すべき事由」と、第四十一条第一項中「三十日以内とする。但し、主任審査官は、やむを得ない事由があると認めるときは、三十日を限り延長することができる。」とあるのは「第三章に規定する上陸の手続が完了するまでの間において、主任審査官が必要と認められる期間とする。」と、同条第三項及び第四十二条第一項中「容疑者」とあるのは「仮上陸の許可を受けた外国人」と読み替えるものとする。

第十三条の二 特別審査官又は主任審査官は、それぞれ第十条第七項若しくは第十一項又は第十一条第六項の規定により退去を命ずる場合において、当該外国人が船舶等の運航の都合その他その者の責めに帰することができない事由により直ちに本邦から退去することができないと認めるときは、法務省令で定めるところにより、当該外国人に対して、その指定する期間内に限り、出入国港の近傍にあるその指定する施設（法務省令で定めるものに限る。）にとどまることを許すことができる。

2 特別審査官又は主任審査官は、前項の指定をしたときは、当該外国人及びその者が乗つてきた船舶等の長又はその船舶等を運航する運送業者に対しその旨を通知しなければならない。

第四節 上陸の特例

(寄港地上陸の許可)

第十四条 入国審査官は、船舶等に乗っている外国人で、本邦を経由して本邦外の地域に赴こうとするもの（乗員を除く。）が、その船舶等の

寄港した出入国港から出国するまでの間七十二時間の範囲内で当該出入国港の近傍に上陸することを希望する場合において、その者につき、その船舶等の長又はその船舶等を運航する運送業者の申請があつたときは、当該外国人に対し寄港地上陸を許可することができる。ただし、第五条第一項各号のいずれかに該当する者（第五条の二の規定の適用を受ける者）については、同条に規定する特定の事由のみによつて第五条第一項各号のいずれかに該当する場合を除く。

2 入国審査官は、前項の許可に係る審査のために必要があると認めるときは、法務省令で定めるところにより、当該外国人に対し、電磁的方式によつて個人識別情報を提供させることができる。

3 第一項の許可を与える場合には、入国審査官は、当該外国人の所持する旅券に寄港地上陸の許可の証印をしなければならぬ。

4 第一項の許可を与える場合には、入国審査官は、法務省令で定めるところにより、当該外国人に対し、上陸時間、行動の範囲その他必要と認められる制限を付することができる。

(船舶観光上陸の許可)

第十四条の二 入国審査官は、指定旅客船（本邦と本邦外の地域との間の航路に就航する旅客船であつて、乗客の本人確認の措置が的確に行われていることその他の事情を勘案して出入国在留管理庁長官が指定するものをいう。以下同じ。）に乗っている外国人（乗員を除く。）が、当該指定旅客船が本邦にある間、観光のため、当該指定旅客船が寄港する本邦の出入国港において下船する都度当該出入国港から当該指定旅客船が出港するまでの間に帰船することを条件として、出国するまでの間三十日（本邦内の寄港地の数が一である航路に就航する指定旅客船に乗っている外国人にあつては、七日）を超えない範囲内で上陸することを希望する場合において、法務省令で定める手続により、その者につき、当該指定旅客船の船長又は当該指定旅客船を運航する運送業者の申請があつたときは、当該外国人に対し船舶観光上陸を許可することができる。

2 入国審査官は、指定旅客船に乗っている外国人（乗員を除く。）が、三十日を超えない期間内において、数次にわたり、当該指定旅客船が本邦にある間、観光のため、当該指定旅客船が

寄港する本邦の出入国港において下船する都度当該出入国港から当該指定旅客船が出港するまでの間に帰船することを条件として上陸することを希望する場合において、法務省令で定める手続により、その者につき、当該指定旅客船の船長又は当該指定旅客船を運航する運送業者の申請があつたときであつて、相当と認めるときは、当該外国人に対しその旨の船舶観光上陸の許可をすることができる。

3 入国審査官は、前二項の許可に係る審査のために必要があると認めるときは、法務省令で定めるところにより、当該外国人に対し、電磁的方式によつて個人識別情報を提供させることができる。

4 第一項又は第二項の許可を与える場合には、入国審査官は、当該外国人に船舶観光上陸許可書を交付しなければならない。

5 第一項又は第二項の許可を与える場合には、入国審査官は、法務省令で定めるところにより、当該外国人に対し、上陸期間、行動範囲その他必要と認められる制限を付することができる。

6 前条第一項ただし書の規定は、第一項及び第二項の場合に準用する。

7 入国審査官は、第二項の許可を受けている外国人が当該許可に基づいて上陸しようとする場合において、必要があると認めるときは、法務省令で定めるところにより、当該外国人に対し、電磁的方式によつて個人識別情報を提供させることができる。

8 入国審査官は、第二項の許可を受けている外国人が当該許可に基づいて上陸しようとする場合において、当該外国人が第五条第一項各号のいずれかに該当する者であることを知つたときは、直ちに当該許可を取り消すものとする。

9 前項に定める場合を除き、入国審査官は、第二項の許可を受けている外国人に対し、引き続き当該許可を与えておくことが適当でないと思つた場合には、法務省令で定める手続により、当該許可を取り消すことができる。この場合において、当該外国人が本邦にあるときは、当該外国人が出国するために必要な期間を指定するものとする。

(通過上陸の許可)

第十五条 入国審査官は、船舶に乗っている外国人（乗員を除く。）が、船舶が本邦にある間、臨時観光のため、その船舶が寄港する本邦の他の出入国港でその船舶に帰船するように通過す

ることを希望する場合において、その者につき、その船舶の船長又はその船舶を運航する運送業者の申請があつたときは、当該外国人に対し通過上陸を許可することができる。

2 入国審査官は、船舶等に乗っている外国人で、本邦を経由して本邦外の地域に赴こうとするもの（乗員を除く。）が、上陸後三日以内にその入国した出入国港の周辺の他の出入国港から他の船舶等で出国するため、通過することを希望する場合において、その者につき、その船舶等の長又はその船舶等を運航する運送業者の申請があつたときは、当該外国人に対し通過上陸を許可することができる。

3 入国審査官は、前二項の許可に係る審査のために必要があると認めるときは、法務省令で定めるところにより、当該外国人に対し、電磁的方式によつて個人識別情報を提供させることができる。

4 第一項又は第二項の許可を与える場合には、入国審査官は、当該外国人の所持する旅券に通過上陸の許可の証印をしなければならぬ。

5 第一項又は第二項の許可を与える場合には、入国審査官は、法務省令で定めるところにより、当該外国人に対し、上陸期間、通過経路その他必要と認められる制限を付することができる。

6 第十四条第一項ただし書の規定は、第一項又は第二項の場合に準用する。

(乗員上陸の許可)

第十六条 入国審査官は、外国人である乗員（本邦において乗員となる者を含む。以下この条において同じ。）が、船舶等の乗換え（船舶等への乗組みを含む。）、休養、買物その他これらに類似する目的をもつて十五日を超えない範囲内で上陸を希望する場合において、法務省令で定める手続により、その者につき、その者が乗り組んでいる船舶等（その者が乗り組むべき船舶等を含む。）の長又はその船舶等を運航する運送業者の申請があつたときは、当該乗員に対し乗員上陸を許可することができる。

2 入国審査官は、次の各号のいずれかに該当する場合において相当と認めるときは、当該各号に規定する乗員に対し、その旨の乗員上陸の許可をすることができる。

一 本邦と本邦外の地域との間の航路に定期に就航する船舶その他頻繁に本邦の出入国港に入港する船舶の外国人である乗員が、許可を受けた日から一年間、数次にわたり、休養、

買物その他これらに類似する目的をもつて当該船舶が本邦にある間上陸することを希望する場合であつて、法務省令で定める手続により、その者につき、その者が乗り組んでいる船舶の長又はその船舶を運航する運送業者から申請があつたとき。

二 本邦と本邦外の地域との間の航空路に定期に航空機を就航させている運送業者に所属する外国人である乗員が、許可を受けた日から一年間、数次にわたり、その都度、同一の運送業者の運航する航空機の乗員として同一の出入国港から出国することを条件として休養、買物その他これらに類似する目的をもつて本邦に到着した日から十五日を超えない範囲内で上陸することを希望する場合であつて、法務省令で定める手続により、その者につき、当該運送業者から申請があつたとき。

三 入国審査官は、前二項の許可に係る審査のために必要があると認めるときは、法務省令で定めるところにより、当該外国人に対し、電磁的方式によつて個人識別情報を提供させることができる。

四 第一項又は第二項の許可を与える場合には、入国審査官は、当該乗員に乗員上陸許可書を交付しなければならない。

五 第一項の許可を与える場合には、入国審査官は、法務省令で定めるところにより、当該乗員に対し、上陸期間、行動範囲（通過経路を含む。）その他必要と認める制限を付することができる。

六 第十四条第一項ただし書の規定は、第一項及び第二項の場合に準用する。

七 入国審査官は、第二項の許可を受けている乗員が当該許可に基づいて上陸しようとする場合において、必要があるとき、法務省令で定めるところにより、当該乗員に対し、電磁的方式によつて個人識別情報を提供させることができる。

八 入国審査官は、第二項の許可を受けている乗員が当該許可に基づいて上陸しようとする場合において、当該乗員が第五条第一項各号のいずれかに該当する者であることを知つたときは、直ちに当該許可を取り消すものとする。

九 前項に定める場合を除き、入国審査官は、第二項の許可を受けている乗員に対し、引き続き当該許可を与えておくことが適当でないとき、当該乗員は、法務省令で定める手続により、当該許可を取り消すことができる。

該許可を取り消すことができる。この場合において、その乗員が本邦にあるときは、当該乗員が帰船又は出国するために必要な期間を指定するものとする。

（緊急上陸の許可）
第十七条 入国審査官は、船舶等に乗っている外国人が疾病その他の事故により治療のため緊急に上陸する必要を生じたときは、当該外国人が乗っている船舶等の長又はその船舶を運航する運送業者の申請に基づき、厚生労働大臣又は出入国在留管理庁長官の指定する医師の診断を経て、その事由がなくなるまでの間、当該外国人に対し緊急上陸を許可することができる。

二 入国審査官は、前項の許可に係る審査のために必要があると認めるときは、法務省令で定めるところにより、当該外国人に対し、電磁的方式によつて個人識別情報を提供させることができる。

三 第一項の許可を与える場合には、入国審査官は、当該外国人に緊急上陸許可書を交付しなければならない。

四 第一項の許可があつたときは、同項の船舶等の長又は運送業者は、緊急上陸を許可された者の生活費、治療費、葬儀費その他緊急上陸中の一切の費用を支弁しなければならない。

第十八条 入国審査官は、遭難船舶等がある場合において、当該船舶等に乗つていた外国人の救護のためその他緊急の必要があると認めるときは、水難救護法（明治三十二年法律第九十五号）の規定による救護事務を行う市町村長、当該外国人を救護した船舶等の長、当該遭難船舶等の長又は当該遭難船舶等に係る運送業者の申請に基づき、当該外国人に対し遭難による上陸を許可することができる。

二 入国審査官は、警察官又は海上保安官から前項の外国人の引渡しを受けたときは、同項の規定にかかわらず、直ちにその者に対し遭難による上陸を許可するものとする。

三 入国審査官は、第一項の許可に係る審査のために必要があると認めるときは、法務省令で定めるところにより、当該外国人に対し、電磁的方式によつて個人識別情報を提供させることができる。前項の規定による引渡しを受ける場合において必要があると認めるときも、同様とする。

四 第一項又は第二項の許可を与える場合には、入国審査官は、当該外国人に遭難による上陸許可書を交付しなければならない。

五 第一項又は第二項の許可を与える場合には、入国審査官は、法務省令で定めるところにより、当該外国人に対し、上陸期間、行動の範囲その他必要と認める制限を付することができる。

（一時庇護のための上陸の許可）
第十八条之二 入国審査官は、船舶等に乗っている外国人から申請があつた場合において、次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、一時庇護のための上陸を許可することができる。

一 次のイ又はロのいずれかに該当する者であること。

イ その者が難民条約第一条A（二）に規定する理由その他これに準ずる理由により、その生命、身体又は身体上の自由を害されるおそれのあつた領域から逃れて、本邦に入つた者であること。

ロ その者が迫害を受けるおそれのあつた領域から逃れて、本邦に入つた者であること（イに掲げる者を除く。）

二 その者が一時的に上陸させることが相当であること。

二 入国審査官は、前項の規定による許可に係る審査のために必要があると認めるときは、法務省令で定めるところにより、当該外国人に対し、電磁的方式によつて個人識別情報を提供させることができる。

三 第一項の規定による許可を与える場合には、入国審査官は、当該外国人に一時庇護許可書を交付しなければならない。

四 第一項の規定による許可を与える場合には、入国審査官は、法務省令で定めるところにより、当該外国人に対し、上陸期間、住居及び行動範囲の制限その他必要と認める条件を付することができる。

第四章 在留及び出国

第一節 在留

第一款 在留中の活動

第十九条（活動の範囲）
別表第一の上欄の在留資格をもつて在留する者は、次項の許可を受けて行う場合を除き、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に掲げる活動を行つてはならない。

一 別表第一の一の表、二の表及び五の表の上欄の在留資格をもつて在留する者 当該在留資格に応じこれらの表の下欄に掲げる活動に

属しない収入を伴う事業を運営する活動又は報酬（業として行うものではない講演に対する謝金、日常生活に伴う臨時の報酬その他の法務省令で定めるものを除く。以下同じ。）を受ける活動

二 別表第一の三の表及び四の表の上欄の在留資格をもつて在留する者 収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動

二 出入国在留管理庁長官は、別表第一の上欄の在留資格をもつて在留する者から、法務省令で定める手続により、当該在留資格に応じ同表の下欄に掲げる活動の遂行を阻害しない範囲内で当該活動に属しない収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を行うことを希望する旨の申請があつた場合において、相当と認めるときは、これを許可することができる。この場合において、出入国在留管理庁長官は、当該許可に必要な条件を付することができる。

三 出入国在留管理庁長官は、前項の許可を受けている者が同項の規定に基づき付された条件に違反した場合その他その者に引き続き当該許可を与えておくことが適当でないとき認めるときは、法務省令で定める手続により、当該許可を取り消すことができる。

四 第十六条から第十八条までに規定する上陸の許可を受けた外国人である乗員は、解雇により乗員でなくなつても、本邦にある間は、引き続き乗員とみなす。

（就労資格証明書）
第十九条之二 出入国在留管理庁長官は、本邦に在留する外国人から申請があつたときは、法務省令で定めるところにより、その者が行うことができる収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を証明する文書を交付することができる。

二 何人も、外国人を雇用する等に際し、その者が行うことができる収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動が明らかでない場合、当該外国人が前項の文書を提示し又は提出しないことを理由として、不利益な取扱いをしてはならない。

（中長期在留者）
第十九条之三 出入国在留管理庁長官は、本邦に在留資格をもつて在留する外国人のうち、次に掲げる者以外の者（以下「中長期在留者」とい

う。)に対し、在留カードを交付するものとする。

- 一 三月以下の在留期間が決定された者
- 二 短期滞在の在留資格が決定された者
- 三 外交又は公用の在留資格が決定された者
- 四 前三号に準ずる者として法務省令で定めるもの

(在留カードの記載事項等)

第十九条の四 在留カードの記載事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 氏名、生年月日、性別及び国籍の属する国
- 二 住居地(本邦における主たる住居の所在地をいう。以下同じ。)
- 三 在留資格、在留期間及び在留期間の満了の日
- 四 許可の種類及び生年月日
- 五 在留カードの番号、交付年月日及び有効期間の満了の日
- 六 就労制限の有無
- 七 第十九条第二項の規定による許可を受けているときは、その旨

2 前項第五号の在留カードの番号は、法務省令で定めるところにより、在留カードの交付(再交付を含む。)ごとに異なる番号を定めるものとする。

3 在留カードには、法務省令で定めるところにより、中長期在留者の写真を表示するものとする。この場合において、出入国在留管理庁長官は、第六条第三項の規定その他法務省令で定められた写真を利用することができる。

4 前三項に規定するもののほか、在留カードの様式、在留カードに表示すべきものその他在留カードについて必要な事項は、法務省令で定める。

5 出入国在留管理庁長官は、法務省令で定めるところにより、第一項各号に掲げる事項及び前二項の規定により表示されるものについて、その全部又は一部を、在留カードに電磁的方式により記録することができる。

(在留カードの有効期間)

第十九条の五 在留カードの有効期間は、その交付を受ける中長期在留者に係る次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日が経過するまでの期間とする。

- 一 永住者(次号に掲げる者を除く。)
- 二 又又は高度専門職の在留資格(別表第一の二の表の高

度専門職の項の下欄第二号に係るものに限る。)をもつて在留する者

- 一 在留カードの交付の日から起算して七年を経過する日
- 二 永住者であつて、在留カードの交付の日に十六歳に満たない者(第十九条の十一第三項において準用する第十九条の十第二項の規定により在留カードの交付を受ける者を除く。第四号において同じ。)
- 三 十六歳の誕生日(当該外国人の誕生日が二月二十九日であるときは、当該外国人のうるう年以外の年における誕生日は二月二十八日であるものとみなす。以下同じ。)
- 四 前二号に掲げる者以外の者(次号に掲げる者を除く。)
- 五 在留期間の満了の日又は十六歳に満たない者
- 六 在留期間の満了の日又は十六歳の誕生日の前日のいずれか早い日
- 七 前項第三号又は第四号の規定により、在留カードの有効期間が在留期間の満了の日が経過するまでの期間となる場合において、当該在留カードの交付を受けた中長期在留者が、第二十条第六項(第二十一条第四項において準用する場合を含む。以下同じ。)
- 八 第二十四条第四号ロ及び第二十六条第四項において同じ。)
- 九 の規定により、在留期間の満了後も引き続き本邦に在留することができるとなる場合にあつては、当該在留カードの有効期間は、第二十条第六項の規定により在留することができるとする。
- 十 新規上陸に伴う在留カードの交付)

第十九条の六 出入国在留管理庁長官は、入国審査官に、前章第一節又は第二節の規定による上陸許可の証印又は許可(在留資格の決定を伴うものに限る。)

を受け、法務省令で定めるところにより、在留カードを交付させるものとする。

(新規上陸後の住居地届出)

第十九条の七 前条に規定する中長期在留者は、住居地を定めた日から十四日以内に、法務省令で定める手続により、住居地の市町村(特別区を含むものとし、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区又は総合区。以下同じ。)

の長に対し、在留カードを提出した上、当該市町村の長を経由して、出入国在留管理庁長官に対し、その住居地を届け出なければならぬ。

2 市町村の長は、前項の規定による在留カードの提出があつた場合には、当該在留カードにその住居地の記載(第十九条の四第五項の規定による記録を含む。)をし、これを当該中長期在留者に返還するものとする。

3 第一項に規定する中長期在留者が、在留カードを提出して住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第三十条の四十六の規定による届出をしたときは、当該届出は同項の規定による届出とみなす。

(在留資格変更等に伴う住居地届出)

第十九条の八 第二十条第三項本文(第二十条第二項第三項(第二十条の三において準用する場合を含む。))

において準用する場合を含む。)

第二十一条第三項、第二十条第二項(第二十条の三において準用する場合を含む。)

第二十一条第三項(第二十条の三において準用する場合を含む。)

第一項又は第六十一条の二の二第一項又は第六十一条の二の二第一項を受けて新たに中長期在留者となつた者は、住居地を定めた日(既に住居地を定めていた者にあつては、当該許可の日)から十四日以内に、法務省令で定める手続により、住居地の市町村の長に対し、在留カードを提出した上、当該市町村の長を経由して、出入国在留管理庁長官に対し、その住居地を届け出なければならぬ。

2 前項第二項の規定は、前項の規定による在留カードの提出があつた場合に準用する。

3 第一項に規定する中長期在留者が、在留カードを提出して住民基本台帳法第三十条の四十六の規定による届出をしたときは、当該届出は同項の規定による届出とみなす。

(在留カードの有効期間の更新)

第十九条の九 中長期在留者は、住居地を変更したときは、新住居地(変更後の住居地をいう。以下同じ。)

に移転した日から十四日以内に、法務省令で定める手続により、新住居地の市町村の長に対し、在留カードを提出した上、当該市町村の長を経由して、出入国在留管理庁長官に対し、その新住居地を届け出なければならぬ。

2 第十九条の七第二項の規定は、前項の規定による在留カードの提出があつた場合に準用する。

3 第一項に規定する中長期在留者が、在留カードを提出して住民基本台帳法第二十条、第二十三条又は第三十条の四十六の規定による届出をしたときは、当該届出は同項の規定による届出とみなす。

(住居地以外の記載事項の変更届出)

第十九条の十 中長期在留者は、第十九条の四第一項第一号に掲げる事項に変更を生じたときは、その変更を生じた日から十四日以内に、法務省令で定める手続により、出入国在留管理庁長官に対し、変更の届出をしなければならぬ。

2 出入国在留管理庁長官は、前項の届出があつた場合には、入国審査官に、当該中長期在留者に対し、新たな在留カードを交付させるものとする。

(在留カードの有効期間の更新)

第十九条の十一 在留カードの交付を受けた中長期在留者は、当該在留カードの有効期間が当該中長期在留者の在留期間の満了の日までとされている場合を除き、当該在留カードの有効期間の満了の日(二月前(有効期間の満了の日が十六歳の誕生日の前日とされているときは、六月前)から有効期間が満了する日までの間(次項において「更新期間」という。))に、法務省令で定める手続により、出入国在留管理庁長官に対し、在留カードの有効期間の更新を申請しなければならぬ。

2 やむを得ない理由のため更新期間内に前項の規定による申請をすることが困難であると予想される者は、法務省令で定める手続により、更新期間前においても、出入国在留管理庁長官に対し、在留カードの有効期間の更新を申請することができる。

3 前条第二項の規定は、前二項の規定による申請があつた場合に準用する。

(紛失等による在留カードの再交付)

第十九条の十二 在留カードの交付を受けた中長期在留者は、紛失、盗難、滅失その他の事由により在留カードの所持を失つたときは、その事実を知つた日(本邦から出国している間に当該事実を知つた場合にあつては、その後最初に出国した日)から十四日以内に、法務省令で定める手続により、出入国在留管理庁長官に対し、在留カードの再交付を申請しなければならない。

2 第十九条の十第二項の規定は、前項の規定による申請があつた場合に準用する。

(汚損等による在留カードの再交付)

第十九条の十三 在留カードの交付を受けた中長期在留者は、当該在留カードが著しく毀損し、若しくは汚損し、又は第十九条の四第五項の規定による記録が毀損したとき(以下この項において「毀損等の場合」という。)は、法務省令で定める手続により、出入国在留管理庁長官に対し、在留カードの再交付を申請することができる。在留カードの交付を受けた中長期在留者が、毀損等の場合以外の場合であつて在留カードの交換を希望するとき(正当な理由がないと認められるときを除く。)も、同様とする。

2 出入国在留管理庁長官は、著しく毀損し、若しくは汚損し、又は第十九条の四第五項の規定による記録が毀損した中長期在留者が、長期在留者に対し、在留カードの再交付を申請することを命ずることができる。

3 前項の規定による命令を受けた中長期在留者は、当該命令を受けた日から十四日以内に、法務省令で定める手続により、出入国在留管理庁長官に対し、在留カードの再交付を申請しなければならない。

4 第十九条の十第二項の規定は、第一項又は前項の規定による申請があつた場合に準用する。

(在留カードの失効)

第十九条の十四 在留カードは、次の各号のいずれかに該当する場合には、その効力を失う。
一 在留カードの交付を受けた中長期在留者が、中長期在留者でなくなつたとき。
二 在留カードの有効期間が満了したとき。
三 在留カードの交付を受けた中長期在留者(第二十六条第一項の規定により再入国の許可を受けている者を除く。)が、第二十五条

第一項の規定により、出国する出入国港において、入国審査官から出国の確認を受けたとき。

四 在留カードの交付を受けた中長期在留者であつて、第二十六条第一項の規定により再入国の許可を受けている者が出国し、再入国の許可の有効期間内に再入国をしなかつたとき。

五 在留カードの交付を受けた中長期在留者が新たな在留カードの交付を受けたとき。

六 在留カードの交付を受けた中長期在留者が死亡したとき。

(在留カードの返納)

第十九条の十五 在留カードの交付を受けた中長期在留者は、その所持する在留カードが前条第一号、第二号又は第四号に該当して効力を失つたときは、その事由が生じた日から十四日以内に、出入国在留管理庁長官に対し、当該在留カードを返納しなければならない。

2 在留カードの交付を受けた中長期在留者は、その所持する在留カードが前条第三号又は第五号に該当して効力を失つたときは、直ちに、出入国在留管理庁長官に対し、当該在留カードを返納しなければならない。

3 在留カードの所持を失つた場合において、前条(第六号を除く。)の規定により当該在留カードが効力を失つた後、当該在留カードを発見するに至つたときは、その発見の日から十四日以内に、出入国在留管理庁長官に対し、当該在留カードを返納しなければならない。

4 在留カードが前条第六号の規定により効力を失つたときは、死亡した中長期在留者の親族又は同居者は、その死亡の日(死亡後に在留カードを発見するに至つたときは、その発見の日)から十四日以内に、出入国在留管理庁長官に対し、当該在留カードを返納しなければならない。

(所屬機関等に関する届出)

第十九条の十六 中長期在留者であつて、次の各号に掲げる在留資格をもつて本邦に在留する者は、当該各号に掲げる在留資格の区分に応じ、当該各号に定める事由が生じたときは、当該事由が生じた日から十四日以内に、法務省令で定める手続により、出入国在留管理庁長官に対し、その旨及び法務省令で定める事項を届け出なければならない。

一 教授、高度専門職(別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄第一号又は第二号)同号ハに掲げる活動に従事する場合に限る。)に係るものに限る。)、経営・管理、法律・会計業務、医療、教育、企業内転勤、技能実習、留学又は研修 当該在留資格に依つてそれぞれ別表第一の下欄に掲げる活動を行う本邦の公私の機関の名称若しくは所在地の変更若しくはその消滅又は当該機関からの離脱若しくは移籍

二 高度専門職(別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄第一号若しくはロ又は第二号(同号イ又はロに掲げる活動に従事する場合に限る。))に係るものに限る。)、研究、技術・人文知識・国際業務、介護、興行(本邦の公私の機関との契約に基づいて当該在留資格に係る活動に従事する場合に限る。)、技能又は特定技能 契約の相手方である本邦の公私の機関(高度専門職の在留資格(同表の高度専門職の項の下欄第一号イに係るものに限る。))にあつては、法務大臣が指定する本邦の公私の機関)の名称若しくは所在地の変更若しくはその消滅又は当該機関との契約の終了若しくは新たな契約の締結

三 家族滞在(配偶者として行う日常的な活動を行うことができる者に係るものに限る。)、日本人の配偶者等(日本人の配偶者の身分を有する者に係るものに限る。))又は永住者の配偶者等(永住者の在留資格をもつて在留する者又は特別永住者(以下「永住者等」という。))の配偶者の身分を有する者に係るものに限る。)) 配偶者との離婚又は死別

(所屬機関による届出)

第十九条の十七 別表第一の在留資格をもつて在留する中長期在留者が受け入れられている本邦の公私の機関その他の法務省令で定める機関(次条第一項に規定する特定技能所屬機関及び労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律(昭和四十一年法律第百三十二号)第二十八条第一項の規定による届出をしなければならない)事業主を除く。))は、法務省令で定めるところにより、出入国在留管理庁長官に対し、当該中長期在留者の受入れの開始及び終了その他の受入れの状況に関する事項を届け出るよう努めなければならない。

(特定技能所屬機関による届出)

第十九条の十八 特定技能雇用契約の相手方である本邦の公私の機関(以下この款及び第八章に

において「特定技能所屬機関」という。)は、次の各号のいずれかに該当するときは、法務省令で定めるところにより、出入国在留管理庁長官に対し、その旨及び法務省令で定める事項を届け出なければならない。

一 特定技能雇用契約の変更(法務省令で定める軽微な変更を除く。))をしたとき、若しくは特定技能雇用契約が終了したとき、又は新たな特定技能雇用契約の締結をしたとき。

二 一号特定技能外国人支援計画の変更(法務省令で定める軽微な変更を除く。))をしたとき。

三 第二条の五第五項の契約の締結若しくは変更(法務省令で定める軽微な変更を除く。))をしたとき、又は当該契約が終了したとき。

四 前三号に掲げるもののほか、法務省令で定める場合に該当するとき。

2 特定技能所屬機関は、前項の規定により届出をする場合を除くほか、法務省令で定めるところにより、出入国在留管理庁長官に対し、次に掲げる事項を届け出なければならない。

一 受け入れをいする特定技能外国人(特定技能の在留資格をもつて本邦に在留する外国人)の氏名及びその活動の内容その他の法務省令で定める事項

二 第二条の五第六項の規定により適合一号特定技能外国人支援計画を作成した場合には、その実施の状況(契約により第十九条の二十七第一項に規定する登録支援機関に適合一号特定技能外国人支援計画の全部の実施を委託したときを除く。))

三 前二号に掲げるもののほか、特定技能外国人の在留管理に必要なものとして法務省令で定める事項

(特定技能所屬機関に対する指導及び助言)

第十九条の十九 出入国在留管理庁長官は、次に掲げる事項を確保するために必要があると認めるときは、特定技能所屬機関に対し、必要な指導及び助言を行うことができる。

一 特定技能雇用契約が第二条の五第一項から第四項までの規定に適合すること。

二 適合特定技能雇用契約の適正な履行

三 一号特定技能外国人支援計画が第二条の五第六項及び第七項の規定に適合すること。

四 適合一号特定技能外国人支援計画の適正な実施

(登録支援機関登録簿の閲覧)
第十九条の二十八 出入国在留管理庁長官は、登録支援機関登録簿を一般の閲覧に供しなければならない。

(支援業務の休廃止の届出)
第十九条の二十九 登録支援機関は、支援業務を

休止し、又は廃止したときは、法務省令で定めるところにより、その旨を出入国在留管理庁長官に届け出なければならない。
前項の規定により支援業務を廃止した旨の届出があつたときは、当該登録支援機関に係る第十九条の二十三第一項の登録は、その効力を失う。

(支援業務の実施等)
第十九条の三十 登録支援機関は、委託に係る適合一号特定技能外国人支援計画に基づき、支援業務を行わなければならない。

登録支援機関は、法務省令で定めるところにより、支援業務の実施状況その他法務省令で定める事項を出入国在留管理庁長官に届け出なければならない。
(登録支援機関に対する指導及び助言)
第十九条の三十一 出入国在留管理庁長官は、登録支援機関の支援業務の適正な運営を確保するために必要があると認めるときは、登録支援機関に対し、必要な指導及び助言を行うことができる。

(登録の取消し)
第十九条の三十二 出入国在留管理庁長官は、登録支援機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消すことができる。
一 第十九条の二十六第一項各号(第七号を除く。)のいずれかに該当するに至つたとき。
二 第十九条の二十七第一項、第十九条の二十九第一項又は第十九条の三十第二項の規定に違反したとき。

不正の手段により第十九条の二十三第一項の登録を受けたとき。
第十九条の三十四の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。

第十九条の二十六第二項の規定は、前項の規定により第十九条の二十三第一項の登録を取り消した場合について準用する。
(登録の抹消)
第十九条の三十三 出入国在留管理庁長官は、第十九条の二十三第二項若しくは第十九条の二十

九第二項の規定により第十九条の二十三第一項の登録がその効力を失つたとき、又は前条第一項の規定により第十九条の二十三第一項の登録を取り消したときは、当該登録を抹消しなければならない。
(報告又は資料の提出)
第十九条の三十四 出入国在留管理庁長官は、支援業務の適正な運営を確保するために必要な限度において、登録支援機関に対し、その業務の状況に関し報告又は資料の提出を求めることができる。

(法務省令への委任)
第十九条の三十五 第十九条の二十二から前条までに規定するもののほか、登録支援機関及び支援業務に関し必要な事項は、法務省令で定める。

(中長期在留者に関する情報の継続的な把握)
第十九条の三十六 出入国在留管理庁長官は、中長期在留者の身分関係、居住関係、活動状況及び所属機関の状況(特定技能外国人(別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第一号に掲げる活動を行う者に限る。以下この項において同じ。))については、一号特定技能外国人支援の状況(登録支援機関への委託の状況を含む。以下この項において同じ。))を含む。)を継続的に把握するため、出入国管理及び難民認定法その他の法令の定めるところにより取得した中長期在留者の氏名、生年月日、性別、国籍の属する国、居住地、所属機関その他在留管理に必要な情報(特定技能外国人については、一号特定技能外国人支援の状況に関する情報を含む。以下この条及び次条第一項において「中長期在留者に関する情報」という。)を整理しなければならない。

出入国在留管理庁長官は、中長期在留者に関する情報を正確かつ最新の内容に保つよう努めなければならない。
法務大臣及び出入国在留管理庁長官は、在留管理の目的を達成するために必要な最小限度の範囲を超えて、中長期在留者に関する情報を取得し、又は保有してはならず、当該情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益の保護に留意しなければならない。
(事実の調査)
第十九条の三十七 出入国在留管理庁長官は、中長期在留者に関する情報の継続的な把握のために必要があるときは、この条の規定により届け出

ることとされている事項について、その職員に事実の調査をさせることができる。
2 入国審査官又は入国警備官は、前項の調査のため必要があるときは、関係人に対し、出頭を求め、質問をし、又は文書の提示を求めることができる。
3 出入国在留管理庁長官、入国審査官又は入国警備官は、第一項の調査について、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

第二節 在留資格の変更及び取消し等
(在留資格の変更)
第二十条 在留資格を有する外国人は、その者の有する在留資格(これに伴う在留期間を含む。以下第三項まで及び次条において同じ。)の変更(高度専門職の在留資格(別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄第一号イからハまでに係るものに限る。))を有する者については、法務大臣が指定する本邦の公私の機関の変更を含み、特定技能の在留資格を有する者については、法務大臣が指定する本邦の公私の機関又は特定産業分野の変更を含み、特定活動の在留資格を有する者については、法務大臣が個々の外国人について特に指定する活動の変更を含む)を受けようとする者がある。

前項の規定により在留資格の変更を受けようとする外国人は、法務省令で定める手続により、法務大臣に対し在留資格の変更を申請しなければならない。ただし、永住者の在留資格への変更を希望する場合は、第二十二条第一項の定めるところによらなければならない。
3 前項の申請があつた場合には、法務大臣は、当該外国人が提出した文書により在留資格の変更を適当と認めるに足りる相当の理由があるときに限り、これを許可することができる。ただし、短期滞在の在留資格をもつて在留する者の申請については、やむを得ない特別の事情に基づくものでなければ許可しないものとする。

法務大臣は、前項の規定による許可をするに当たるときは、出入国在留管理庁長官に、当該外国人に対し、その旨を通知させるものとする。この場合において、その通知は、出入国在留管理庁長官が、入国審査官に、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める措置をとらせることにより行うものとする。
一 当該許可に係る外国人が引き続き中長期在留者に該当し、又は新たに中長期在留者に該当

当することとなるとき 当該外国人に対する在留カードの交付
二 前号に掲げる場合以外の場合において、当該許可に係る外国人が旅券を所持しているとき 当該旅券への新たな在留資格及び在留期間の記載
三 第一号に掲げる場合以外の場合において、当該許可に係る外国人が旅券を所持していないとき 当該外国人に対する新たな在留資格及び在留期間を記載した登録支援機関の交付又は既に交付を受けている在留資格証明書への新たな在留資格及び在留期間の記載
5 第三項の規定による法務大臣の許可は、それぞれ前項各号に定める措置があつた時に、その効力を生ずる。
6 第二項の規定による申請があつた場合(三十日以下の在留期間を決定されている者から申請があつた場合を除く。)において、その申請の時に当該外国人が有する在留資格に伴う在留期間の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、当該外国人は、その在留期間の満了後も、当該処分がされる時又は従前の在留期間の満了の日から二月を経過する日が終了する時のいずれか早い時までの間は、引き続き当該在留資格をもつて本邦に在留することができる。

(高度専門職の在留資格の変更の特例)
第二十条の二 高度専門職の在留資格(別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄第二号に係るものに限る。))への変更は、前条第一項の規定にかかわらず、高度専門職の在留資格(同表の高度専門職の項の下欄第一号イからハまでに係るものに限る。))をもつて本邦に在留していた外国人でなければ受けることができない。
2 法務大臣は、外国人から前条第二項の規定による高度専門職の在留資格(別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄第二号に係るものに限る。))への変更の申請があつたときは、当該外国人が法務省令で定める基準に適合する場合でなければ、これを許可することができない。
3 法務大臣は、前項の法務省令を定めようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長と協議するものとする。
(在留期間の更新)
第二十一条 本邦に在留する外国人は、現に有する在留資格を変更することなく、在留期間の更新を受けようとするとき、

第二十条の二 高度専門職の在留資格(別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄第二号に係るものに限る。))への変更は、前条第一項の規定にかかわらず、高度専門職の在留資格(同表の高度専門職の項の下欄第一号イからハまでに係るものに限る。))をもつて本邦に在留していた外国人でなければ受けることができない。
2 法務大臣は、外国人から前条第二項の規定による高度専門職の在留資格(別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄第二号に係るものに限る。))への変更の申請があつたときは、当該外国人が法務省令で定める基準に適合する場合でなければ、これを許可することができない。
3 法務大臣は、前項の法務省令を定めようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長と協議するものとする。
(在留期間の更新)
第二十一条 本邦に在留する外国人は、現に有する在留資格を変更することなく、在留期間の更新を受けようとするとき、

第二十条の二 高度専門職の在留資格(別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄第二号に係るものに限る。))への変更は、前条第一項の規定にかかわらず、高度専門職の在留資格(同表の高度専門職の項の下欄第一号イからハまでに係るものに限る。))をもつて本邦に在留していた外国人でなければ受けることができない。
2 法務大臣は、外国人から前条第二項の規定による高度専門職の在留資格(別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄第二号に係るものに限る。))への変更の申請があつたときは、当該外国人が法務省令で定める基準に適合する場合でなければ、これを許可することができない。
3 法務大臣は、前項の法務省令を定めようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長と協議するものとする。
(在留期間の更新)
第二十一条 本邦に在留する外国人は、現に有する在留資格を変更することなく、在留期間の更新を受けようとするとき、

第二十条の二 高度専門職の在留資格(別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄第二号に係るものに限る。))への変更は、前条第一項の規定にかかわらず、高度専門職の在留資格(同表の高度専門職の項の下欄第一号イからハまでに係るものに限る。))をもつて本邦に在留していた外国人でなければ受けることができない。
2 法務大臣は、外国人から前条第二項の規定による高度専門職の在留資格(別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄第二号に係るものに限る。))への変更の申請があつたときは、当該外国人が法務省令で定める基準に適合する場合でなければ、これを許可することができない。
3 法務大臣は、前項の法務省令を定めようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長と協議するものとする。
(在留期間の更新)
第二十一条 本邦に在留する外国人は、現に有する在留資格を変更することなく、在留期間の更新を受けようとするとき、

第二十条の二 高度専門職の在留資格(別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄第二号に係るものに限る。))への変更は、前条第一項の規定にかかわらず、高度専門職の在留資格(同表の高度専門職の項の下欄第一号イからハまでに係るものに限る。))をもつて本邦に在留していた外国人でなければ受けることができない。
2 法務大臣は、外国人から前条第二項の規定による高度専門職の在留資格(別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄第二号に係るものに限る。))への変更の申請があつたときは、当該外国人が法務省令で定める基準に適合する場合でなければ、これを許可することができない。
3 法務大臣は、前項の法務省令を定めようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長と協議するものとする。
(在留期間の更新)
第二十一条 本邦に在留する外国人は、現に有する在留資格を変更することなく、在留期間の更新を受けようとするとき、

第二十条の二 高度専門職の在留資格(別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄第二号に係るものに限る。))への変更は、前条第一項の規定にかかわらず、高度専門職の在留資格(同表の高度専門職の項の下欄第一号イからハまでに係るものに限る。))をもつて本邦に在留していた外国人でなければ受けることができない。
2 法務大臣は、外国人から前条第二項の規定による高度専門職の在留資格(別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄第二号に係るものに限る。))への変更の申請があつたときは、当該外国人が法務省令で定める基準に適合する場合でなければ、これを許可することができない。
3 法務大臣は、前項の法務省令を定めようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長と協議するものとする。
(在留期間の更新)
第二十一条 本邦に在留する外国人は、現に有する在留資格を変更することなく、在留期間の更新を受けようとするとき、

第二十条の二 高度専門職の在留資格(別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄第二号に係るものに限る。))への変更は、前条第一項の規定にかかわらず、高度専門職の在留資格(同表の高度専門職の項の下欄第一号イからハまでに係るものに限る。))をもつて本邦に在留していた外国人でなければ受けることができない。
2 法務大臣は、外国人から前条第二項の規定による高度専門職の在留資格(別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄第二号に係るものに限る。))への変更の申請があつたときは、当該外国人が法務省令で定める基準に適合する場合でなければ、これを許可することができない。
3 法務大臣は、前項の法務省令を定めようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長と協議するものとする。
(在留期間の更新)
第二十一条 本邦に在留する外国人は、現に有する在留資格を変更することなく、在留期間の更新を受けようとするとき、

第二十条の二 高度専門職の在留資格(別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄第二号に係るものに限る。))への変更は、前条第一項の規定にかかわらず、高度専門職の在留資格(同表の高度専門職の項の下欄第一号イからハまでに係るものに限る。))をもつて本邦に在留していた外国人でなければ受けることができない。
2 法務大臣は、外国人から前条第二項の規定による高度専門職の在留資格(別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄第二号に係るものに限る。))への変更の申請があつたときは、当該外国人が法務省令で定める基準に適合する場合でなければ、これを許可することができない。
3 法務大臣は、前項の法務省令を定めようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長と協議するものとする。
(在留期間の更新)
第二十一条 本邦に在留する外国人は、現に有する在留資格を変更することなく、在留期間の更新を受けようとするとき、

第二十条の二 高度専門職の在留資格(別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄第二号に係るものに限る。))への変更は、前条第一項の規定にかかわらず、高度専門職の在留資格(同表の高度専門職の項の下欄第一号イからハまでに係るものに限る。))をもつて本邦に在留していた外国人でなければ受けることができない。
2 法務大臣は、外国人から前条第二項の規定による高度専門職の在留資格(別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄第二号に係るものに限る。))への変更の申請があつたときは、当該外国人が法務省令で定める基準に適合する場合でなければ、これを許可することができない。
3 法務大臣は、前項の法務省令を定めようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長と協議するものとする。
(在留期間の更新)
第二十一条 本邦に在留する外国人は、現に有する在留資格を変更することなく、在留期間の更新を受けようとするとき、

2 前項の規定により在留期間の更新を受けようとする外国人は、法務省令で定める手続により、法務大臣に対し在留期間の更新を申請しなければならない。

3 前項の規定による申請があつた場合には、法務大臣は、当該外国人が提出した文書により在留期間の更新を適当と認めるに足りる相当の理由があるときに限り、これを許可することができる。

4 第二十条第四項及び第五項の規定は前項の規定による許可をする場合について、同条第六項の規定は第二項の規定による申請があつた場合について、それぞれ準用する。この場合において、同条第四項第二号及び第三号中「新たな在留資格及び在留期間」とあるのは、「在留資格及び新たな在留期間」と読み替えるものとする。

(永住許可)
 第二十二條 在留資格を変更しようとする外国人で永住者の在留資格への変更を希望するものは、法務省令で定める手続により、法務大臣に対し永住許可を申請しなければならない。

2 前項の申請があつた場合には、法務大臣は、その者が次の各号のいずれにも適合し、かつ、その者の永住が日本国の利益に合すると認めるときに限り、これを許可することができる。ただし、その者が日本人、永住許可を受けている者又は特別永住者の配偶者又は子である場合にあつては次の各号のいずれにも適合することを要せず、国際連合難民高等弁務官事務所その他の国際機関が保護の必要性を認められた者で法務省令で定める要件に該当するものである場合にあつては第二号に適合することを要しない。

一 素行が善良であること。
 二 独立の生計を営むに足りる資産又は技能を有すること。
 3 法務大臣は、前項の規定による許可をするに当たるときは、出入国在留管理庁長官に、当該外国人に対し、その旨を通知させるものとする。この場合において、その通知は、出入国在留管理庁長官が、入国審査官に、当該許可に係る外国人に対し在留カードを交付させることにより行うものとする。

4 第二項の規定による法務大臣の許可は、前項の規定による在留カードの交付があつた時に、その効力を生ずる。
 (在留資格の取得)
 第二十二條の二 日本国籍を離脱した者又は出生その他の事由により前章に規定する上陸の手

続を経ることなく本邦に在留することとなる外国人は、第二十条の二第一項の規定にかかわらず、それぞれ日本国籍を離脱した日又は出生その他当該事由が生じた日から六十日を限り、引き続き在留資格を有することなく本邦に在留することができる。

2 前項に規定する外国人で同項の期間をこえて本邦に在留しようとするものは、日本の国籍を離脱した日又は出生その他当該事由が生じた日から三十日以内に、法務省令で定めるところにより、法務大臣に対し在留資格の取得を申請しなければならない。

3 第二十条第三項本文、第四項及び第五項の規定は、前項に規定する在留資格の取得の申請(永住者の在留資格の取得の申請を除く。)の手続について準用する。この場合において、同条第三項本文中「在留資格の変更」とあるのは、「在留資格の取得」と読み替えるものとする。

4 前条の規定は、第二項に規定する在留資格の取得の申請中永住者の在留資格の取得の申請の手続に準用する。この場合において、同条第一項中「変更しよう」とあるのは、「取得しよう」と、「在留資格への変更」とあるのは、「在留資格の取得」と読み替えるものとする。

第二十二條の三 前条第二項から第四項までの規定は、第十八条の二第二項に規定する一時庇護のための上陸の許可を受けた外国人で別表第一又は別表第二の上欄の在留資格のいずれかをもつて在留しようとするものに準用する。この場合において、前条第二項中「日本の国籍を離脱した日又は出生その他当該事由が生じた日から三十日以内」とあるのは、「当該上陸の許可に係る上陸期間内」と読み替えるものとする。

(在留資格の取消)
 第二十二條の四 法務大臣は、別表第一又は別表第二の上欄の在留資格をもつて本邦に在留する外国人(第六十一条の二第一項に規定する難民の認定又は同条第二項に規定する補完的保護対象者の認定を受けている者を除く。)について、次の各号に掲げる事実のいずれかが判明したときは、法務省令で定める手続により、当該外国人が現に有する在留資格を取り消すことができる。

一 偽りその他不正の手段により、当該外国人が第五条第一項各号のいずれにも該当しないものとして、前章第一節又は第二節の規定による上陸許可の証印(第九条第四項の規定に

よる記録を含む。次号において同じ。)又は許可を受けたこと。
 二 前号に掲げるもののほか、偽りその他不正の手段により、上陸許可の証印等(前章第一節若しくは第二節の規定による上陸許可の証印若しくは許可(在留資格の決定を伴うものに限る。))又はこの節の規定による許可をい、これらが二以上ある場合には直近のものをいうものとする。以下この項において同じ。)を受けたこと。
 三 前二号に掲げるもののほか、不実の記載のある文書(不実の記載のある文書又は図画の提出又は提示により交付を受けた在留資格認定証明書及び不実の記載のある文書又は図画の提出又は提示により旅券に受けた査証を含む。)又は図画の提出又は提示により、上陸許可の証印等を受けたこと。
 四 偽りその他不正の手段により、第五十条第一項又は第六十一条の二の五第一項の規定による許可を受けたこと(当該許可の後、これらの規定による許可又は上陸許可の証印等を受けた場合を除く。)
 五 別表第一の上欄の在留資格をもつて在留する者が、当該在留資格に応じ同表の下欄に掲げる活動を行つておらず、かつ、他の活動を行い又は行おうとして在留していること(正当な理由がある場合を除く。)
 六 別表第一の上欄の在留資格をもつて在留する者が、当該在留資格に応じ同表の下欄に掲げる活動を継続して三月(高度専門職の在留資格(別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄第二号に係るものに限る。))をもつて在留する者にあつては、六月)以上行わないで在留していること(当該活動を行わないで在留していることにつき正当な理由がある場合を除く。)
 七 日本人の配偶者等の在留資格(日本人の配偶者の身分を有する者(兼ねて日本人の特別養子(民法(明治二十九年法律第八十九号)第八百七十七条の二の規定による特別養子を用。以下同じ。))又は日本人の子として出生した者の身分を有する者を除く。))に係るものに限り、)をもつて在留する者又は永住者の配偶者等の在留資格(永住者等の配偶者の身分を有する者(兼ねて永住者等の子として本邦で出生しその後引き続き本邦に在留している者の身分を有する者を除く。))に係るものに限る。))をもつて在留する者が、その配偶者の身分を有する者としての活動を継続して六月以上行わないで在留していること(当該活動を行わないで在留していることにつき正当な理由がある場合を除く。))
 八 前章第一節若しくは第二節の規定による上陸許可の証印若しくは許可又はこの節、第五十条第一項若しくは第六十一条の二の五第一項の規定による許可を受けて、新たに中長期在留者となつた者が、当該上陸許可の証印又は許可を受けた日から九十日以内に、出入国在留管理庁長官に、居住地の届出をしないこと(届出をしないことにつき正当な理由がある場合を除く。))
 九 中長期在留者が、出入国在留管理庁長官に届けた住居地から退去した場合において、当該退去の日から九十日以内に、出入国在留管理庁長官に、新住居地の届出をしないこと(届出をしないことにつき正当な理由がある場合を除く。))
 十 中長期在留者が、出入国在留管理庁長官に、虚偽の住居地を届け出たこと。
 2 法務大臣は、前項の規定による在留資格の取消をしようとするときは、その指定する入国審査官に、当該外国人の意見を聴取させなければならない。
 3 法務大臣は、前項の意見の聴取をさせるときは、あらかじめ、意見の聴取の期日及び場所並びに取消しの原因となる事実を記載した意見聴取通知書を当該外国人に送達しなければならない。ただし、急速を要するときは、当該通知書に記載すべき事項を入国審査官又は入国警備官に口頭で通知させてこれを行うことができる。
 4 当該外国人又はその者の代理人は、前項の期日に出頭し、意見を述べ、及び証拠を提出することができる。
 5 法務大臣は、当該外国人が正当な理由がなく第二項の意見の聴取に応じないときは、同項の規定にかかわらず、意見の聴取を行わないで、第一項の規定による在留資格の取消しをすることができる。
 6 在留資格の取消しは、法務大臣が在留資格取消通知書を送達して行う。
 7 法務大臣は、第一項(第一号及び第二号を除く。)の規定により在留資格を取り消す場合には、三十日を超えない範囲内で当該外国人が出国するために必要な期間を指定するものとする。

チ 昭和二十六年十一月一日以後に麻薬及び向精神薬取締法、大麻取締法、あへん法、覚醒剤取締法、国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律（平成三年法律第九十四号）又は刑法第二編第十四章の規定に違反して有罪の判決を受けた者

リ ニからチまでに掲げる者のほか、昭和二十六年十一月一日以後に無期又は一年を超える懲役若しくは禁錮に処せられた者。ただし、刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者及び刑の一部の執行猶予の言渡しを受けた者であつてその刑のうち執行が猶予されなかつた部分の期間が一年以下のものを除く。

又 売春又はその周旋、勧誘、その場所の提供その他売春に直接に関係がある業務に従事する者（人身取引等により他人の支配下に置かれてゐる者を除く。）

ル 次に掲げる行為をあり、唆し、又は助けた者

(1) 他の外国人が不法に本邦に入り、又は上陸すること。

(2) 他の外国人が偽りその他不正の手段により、上陸の許可等を受けて本邦に上陸し、又は前節の規定による許可を受けること。

オ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを企て、若しくは主張し、又はこれを企て若しくは主張する政党その他の団体を結成し、若しくはこれに加入してゐる者

ワ 次に掲げる政党その他の団体を結成し、若しくはこれに加入し、又はこれと密接な関係を有する者

(1) 公務員であるという理由により、公務員に暴行を加へ、又は公務員を殺傷することを勧奨する政党その他の団体

(2) 公共の施設を不法に損傷し、又は破壊することを勧奨する政党その他の団体

(3) 工場事業場における安全保持の施設の正常な維持又は運行を停廃し、又は妨げるような争議行為を勧奨する政党その他の団体

カ オ又はワに規定する政党その他の団体の目的を達するため、印刷物、映画その他の文書図画を作成し、頒布し、又は展示した者

ヨ イからカまでに掲げる者のほか、法務大臣が日本国の利益又は公安を害する行為を行つたと認定する者

四の二 別表第一の上欄の在留資格をもつて在留する者で、刑法第二編第十二章、第十六章から第十九章まで、第二十三章、第二十六章、第三十七、三十八、三十九、第四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、百の罪、盗犯等の防止及び処分に関する法律第十五条若しくは第十六条の罪又は自動車等の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律第二条若しくは第六条第一項の罪により懲役又は禁錮に処せられたもの

四の三 短期滞在の在留資格をもつて在留する者で、本邦において行われる国際競技会等の経過若しくは結果に関連して、又はその円滑な実施を妨げる目的をもつて、当該国際競技会等の開催場所又はその所在する市町村の区域内若しくはその近傍の不特定若しくは多数の者の用に供される場所において、不法に人を殺傷し、人に暴行を加へ、人を脅迫し、又は建造物その他の物を損壊したものの

四の四 中长期在留者で、第七十一条の二又は第七十五条の二の罪により懲役に処せられたもの

五 仮上陸の許可を受けた者で、第十三条第三項の規定に基づき付された条件に違反して、逃亡し、又は正当な理由がなくて呼出しに応じないもの

五の二 第十条第七項若しくは第十一項又は第十一条第六項の規定により退去を命ぜられた者で、遅滞なく本邦から退去しないもの

六 寄港地上陸の許可、船舶観光上陸の許可、通過上陸の許可、乗員上陸の許可、緊急上陸の許可、遭難による上陸の許可又は一時庇護のための上陸の許可を受けた者で、旅券又は当該許可書に記載された期間を経過して本邦に残留するもの

六の二 船舶観光上陸の許可を受けた者で、当該許可に係る指定旅客船が寄港する本邦の出

入国港において下船した後当該出入国港から当該指定旅客船が出港するまでの間に帰船することなく逃亡したもの

六の三 第十四条の二第九項の規定により期間の指定を受けた者で、当該期間内に出国しないもの

六の四 第十六条第九項の規定により期間の指定を受けた者で、当該期間内に帰船し又は出国しないもの

七 第二十二条の二第一項に規定する者で、同条第三項において準用する第二十条第三項本文の規定又は第二十二条の二第四項において準用する第二十二条第二項の規定による許可を受けないで、第二十二条の二第一項に規定する期間を経過して本邦に残留するもの

八 第五十五条の八十五第一項の規定により出国命令を受けた者で、当該出国命令に係る出国期限を経過して本邦に残留するもの

九 第五十五条の八十八の規定により出国命令を取り消された者

十 第六十一条の二第一項に規定する難民の認定又は同条第二項に規定する補完的保護対象者の認定を受け、第五十条第一項、第六十一条の二の二第一項又は第六十一条の二の三の規定による許可を受けて在留する者で、第六十一条の二の十第一項（第一号又は第三号に係るものに限る。）の規定により難民の認定を取り消されたもの又は同条第二項（第一号又は第三号に係るものに限る。）の規定により補完的保護対象者の認定を取り消されたもの

第二十四条の二 法務大臣は、前条第三号の二の規定による認定をしようとするときは、外務大臣、警察庁長官、公安調査庁長官及び海上保安庁長官の意見を聴くものとする。

2 外務大臣、警察庁長官、公安調査庁長官又は海上保安庁長官は、前条第三号の二の規定による認定に関し法務大臣に意見を述べることができ。

(出国命令)

第二十四条の三 第二十四条第二号の四、第四号ロ又は第六号から第七号までのいずれかに該当する外国人で次の各号のいずれにも該当するもの（以下「出国命令対象者」という。）については、同条の規定にかかわらず、次章第一節から第三節まで及び第五章の三に規定する手続により、出国を命ずるものとする。

一 次のイ又はロのいずれかに該当する者であること。

イ 第二十七条の規定による違反調査の開始前に、速やかに本邦から出国する意思をもつて自ら出入国在留管理官署に出現した者であること。

ロ 第二十七条の規定による違反調査の開始後、第四十七条第三項の規定による通知を受けて速やかに本邦から出国する意思がある旨を表明した者であること。

二 第二十四条第三号から第三号の五まで、第四号ハからロまで、第八号又は第九号のいずれにも該当しないこと。

三 本邦に入つた後に、刑法第二編第十二章、第十六章から第十九章まで、第二十三章、第二十六章、第二十七章、第三十一章、第三十三章、第三十六章、第三十七章若しくは第三十九章の罪、暴力行為等処罰に関する法律第一条、第一条ノ二若しくは第一条ノ三（刑法第二百二十二条又は第二百六十一条に係る部分を除く。）の罪、盗犯等の防止及び処分に関する法律第十五条若しくは第十六条の罪又は自動車等の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律第二条若しくは第六条第一項の罪により懲役又は禁錮に処せられたものでないこと。

四 過去に本邦からの退去を強制されたこと又は第五十五条の八十五第一項の規定による出国命令により出国したことがないこと。

五 速やかに本邦から出国することが確実と見込まれること。

第四節 出国

(出国の手続)

第二十五条 本邦外の地域に赴く意図をもつて出国しようとする外国人（乗員を除く。次条において同じ。）は、その者が出国する出入国港において、法務省令で定める手続により、入国審査官から出国の確認を受けなければならない。出国してはならない。

2 前項の外国人は、出国の確認を受けなければならない。

(出国確認の留保)

第二十五条の二 入国審査官は、本邦に在留する外国人が本邦外の地域に赴く意図をもつて出国しようとする場合において、関係機関から当該外国人が次の各号のいずれかに該当する者であ

る者であるときは、その者が出国する出入国港において、法務省令で定める手続により、入国審査官から出国の確認を受けなければならない。出国してはならない。

2 前項の外国人は、出国の確認を受けなければならない。

(出国確認の留保)

第二十五条の二 入国審査官は、本邦に在留する外国人が本邦外の地域に赴く意図をもつて出国しようとする場合において、関係機関から当該外国人が次の各号のいずれかに該当する者であ

る者であるときは、その者が出国する出入国港において、法務省令で定める手続により、入国審査官から出国の確認を受けなければならない。出国してはならない。

る旨の通知を受けているときは、前条の出国の
確認を受けるための手続がされた時から二十四
時間を限り、その者について出国の確認を留保
することができる。

一 死刑若しくは無期若しくは長期三年以上の
懲役若しくは禁錮に当たる罪につき訴追され
ている者又はこれらの罪を犯した疑いにより
逮捕状、勾引状、勾留状若しくは鑑定留置状
が発せられている者

二 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の全部に
つき執行猶予の言渡しを受けなかつた者で、
刑の執行を終るまでのもの(当該刑につき仮釈
放中の者及びその一部の執行猶予の言渡しを
受けて執行猶予中の者を除く。)

三 逃亡犯罪人引渡法(昭和二十八年法律第六
十八号)の規定により仮拘禁許可状又は拘禁
許可状が発せられている者

2 入国審査官は、前項の規定により出国の確認
を留保したときは、直ちに同項の通知をした機
関にその旨を通報しなければならぬ。

(再入国の許可)

第二十六条 出入国在留管理庁長官は、本邦に在
留する外国人(仮上陸の許可を受けている者及
び第十四条から第十八条までに規定する上陸の
許可を受けている者を除く。)がその在留期間
(在留期間の定めのない者にあつては、本邦に
在留し得る期間)の満了の日以前に本邦に再び
入国する意図をもつて出国しようとするとき
は、法務省令で定める手続により、その者の申
請に基づき、再入国の許可を与えることができ
る。この場合において、出入国在留管理庁長官
は、その者の申請に基づき、相当と認めるとき
は、当該許可を数次再入国の許可とすることが
できる。

2 出入国在留管理庁長官は、前項の許可をする
場合には、入国審査官に、当該許可に係る外国
人が旅券を所持しているときは旅券に再入国の
許可の証印をさせ、旅券を所持していない場合
で国籍を有しないことその他の事由で旅券を取
得することができないときは、法務省令で定め
るところにより、再入国許可書を交付させるも
のとする。この場合において、その許可は、当
該証印又は再入国許可書に記載された日からそ
の効力を生ずる。

3 出入国在留管理庁長官は、再入国の許可を与
える場合には、当該許可が効力を生ずるものと

された日から五年を超えない範囲内においてそ
の有効期間を定めるものとする。

4 出入国在留管理庁長官は、再入国の許可を受
けている外国人から、法務大臣に対する第二十
条第二項又は第二十一条第二項の規定による申
請があつた場合において、相当と認めるとき
は、当該外国人が第二十条第六項の規定により
在留できる期間の終了の時まで、当該許可の有
効期間を延長することができる。

5 出入国在留管理庁長官は、再入国の許可を受
けて出国した者について、当該許可の有効期間
内に再入国することができない相当の理由があ
ると認めるときは、その者の申請に基づき、一
年を超えず、かつ、当該許可が効力を生じた日
から六年を超えない範囲内で、当該許可の有効
期間の延長の許可をすることができる。

6 前項の許可は、旅券又は再入国許可書にその
旨を記載して行ふものとし、その事務は、日本
領事官等に委任するものとする。

7 出入国在留管理庁長官は、再入国の許可を受
けている外国人に対し、引き続き当該許可を与
えておくことが適当でないとき認められる場合
には、その者が本邦にある間において、当該許可を取
り消すことができる。

8 第二項の規定により交付される再入国許可書
は、当該再入国許可書に係る再入国の許可に基
づき本邦に入国する場合に限り、旅券とみな
す。(みなし再入国許可)

第二十六条之二 本邦に在留資格をもつて在留す
る外国人(第十九条の三第一号及び第二号に掲
げる者を除く。)で有効な旅券(第六十一条の
二の十五第一項に規定する難民旅行証明書を除
く。)を所持するもの(中長期在留者にあつて
は、在留カードを所持するものに限る。)が、
法務省令で定めるところにより、入国審査官に
対し、再び入国する意図を表明して出国する
ときは、再び入国項の規定にかかわらず、同項の
再入国の許可を受けたものとみなす。ただし、
出入国の公正な管理のため再入国の許可を要す
る者として法務省令で定めるものに該当する者
については、この限りでない。

2 前項の規定により外国人が受けたものとみな
される再入国の許可の有効期間は、前条第三項
の規定にかかわらず、出国の日から一年(在留
期間の満了の日が出国の日から一年を経過する
日前に到来する場合には、在留期間の満了まで
の期間)とする。

3 第一項の規定により外国人が受けたものとみ
なされる再入国の許可については、前条第五項
の規定は、適用しない。

(短期滞在に係るみなし再入国許可)

第二十六条之三 本邦に短期滞在の在留資格をも
つて在留する外国人で有効な旅券を所持するも
のが、法務省令で定めるところにより、入国審
査官に対し、指定旅客船で再び入国する意図を
表明して当該指定旅客船で出国するときは、第
二十六条第一項の規定にかかわらず、同項の再
入国の許可を受けたものとみなす。ただし、出
入国の公正な管理のため再入国の許可を要する
者として法務省令で定めるものに該当する者
については、この限りでない。

2 前条第二項及び第三項の規定は、前項の規定
により外国人が受けたものとみなされる再入
国の許可について準用する。この場合において、
同条第二項中「一年」とあるのは、「十五日」
と読み替へるものとする。

第五節 退去強制の手続

第一節 違反調査

第二十七条 入国警備官は、第二十四条各号の一
に該当すると思料する外国人があるときは、当
該外国人(以下「容疑者」という。)につき違
反調査をすることができ、
(違反調査)について必要な取調べ及び報告の要
求)

第二十八条 入国警備官は、違反調査の目的を達
するため必要な取調べをすることができ、た
だし、強制の処分は、この章及び第八章に特別
の規定がある場合でなければすることができな
い。

2 入国警備官は、違反調査について、公務所又
は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求
めることができる。

(容疑者の出頭要求及び取調)

第二十九条 入国警備官は、違反調査をするため
必要があるときは、容疑者の出頭を求め、当該
容疑者を取り調べることができ、

2 前項の場合において、入国警備官は、容疑者
の供述を調査に記載しなければならない。

3 前項の調査を作成したときは、入国警備官
は、容疑者に閲覧させ、又は読み聞かせて、署
名をさせ、且つ、自らこれに署名しなければな
らない。

4 前項の場合において、容疑者が署名すること
ができないとき、又は署名を拒んだときは、入

国警備官は、その旨を調査に附記しなければな
らない。

(証人の出頭要求)

第三十条 入国警備官は、違反調査をするため必
要があるときは、証人の出頭を求め、当該証人
を取り調べることができ、

2 前項の場合において、入国警備官は、証人の
供述を調査に記載しなければならない。

3 前条第三項及び第四項の規定は、前項の場合
に準用する。この場合において、前条第三項及
び第四項中「容疑者」とあるのは、「証人」と読
み替へるものとする。

(領置)

第三十一条 入国警備官は、容疑者又は証人が
任意に提出し、又は置き去つた物件を領置する
ことができる。

(臨検、捜索又は差押え等)

第三十一条 入国警備官は、違反調査をするため
必要があるときは、その所属官署の所在地を管
轄する地方裁判所又は簡易裁判所の裁判官があら
かじめ発する許可状により、臨検、捜索、差
押え又は記録命令付差押え(電磁的記録(電磁
的方式で作られる記録であつて、電子計算機に
よる情報処理の用に供されるものをいう。以下
この節及び第五十七条第九項において同じ。))
を保管する者その他電磁的記録を利用する権限
を有する者に命じて必要な電磁的記録を記録媒
体に記録させ、又は印刷させた上、当該記録媒
体を差し押さえることをいう。以下この節にお
いて同じ。)をすることができ、

2 差し押さえるべき物件が電子計算機である
ときは、当該電子計算機に電気通信回線で接続し
ている記録媒体であつて、当該電子計算機で作
成若しくは変更若しくは消去をすることができ
計算機で変更若しくは消去をすることができ
こととされている電磁的記録を保管するために
使用されていると認められる状況にあるもの
から、その電磁的記録を当該電子計算機又は
他の記録媒体に複製した上、当該電子計算機又
は当該他の記録媒体を差し押さえることができ
る。

3 前二項の場合において、急速を要するとき
は、入国警備官は、臨検すべき物件若しくは場
所、捜索すべき身体、物件若しくは場所、差
押さえるべき物件又は電磁的記録を記録させ、
若しくは印刷させるべき者の所在地を管轄する
地方裁判所又は簡易裁判所の裁判官があらか

め発する許可状により、前二項の処分をするこ
とができる。

4 入国警備官は、第一項又は前項の許可状（第
三十七条の五第四項及び第五項を除き、以下こ
の節において「許可状」という。）を請求する
ときは、容疑者が第二十四条各号のいずれかに
該当すると思料されるべき資料及び次の各号に
掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める資料
を添付してこれをしなければならぬ。

一 容疑者以外の者の物件又は住居その他の場
所を臨検しようとするとき その物件又は場
所が違反事件に関係があると認めるに足りる
状況があることを認めるべき資料

二 容疑者以外の者の身体、物件又は住居その
他の場所について捜索しようとするとき 差
し押さえるべき物件の存在及びその物件が違
反事件に関係があると認めるに足りる状況が
あることを認めるべき資料

三 容疑者以外の者の物件を差し押さえようと
するとき その物件が違反事件に関係がある
と認めるに足りる状況があることを認めるべ
き資料

四 容疑者以外の者が保管する電磁的記録であ
つて、当該電磁的記録を保管する者その他こ
れを利用して権限を有する者に命じその必要
電磁的記録を記録させ、又は印刷させたもの
を差し押さえようとするとき その電磁的記
録が違反事件に関係があると認めるに足りる
状況があることを認めるべき資料

5 前項の請求があつた場合においては、地方裁
判所又は簡易裁判所の裁判官は、容疑者の氏
名、臨検すべき物件若しくは場所、捜索すべき
身体、物件若しくは場所、差し押さえるべき物
件又は記録させ、若しくは印刷させるべき電
磁的記録及びこれを記録させ、若しくは印刷さ
せるべき者並びに請求者の官職氏名、有効期間、
有効期間経過後は執行に着手することができず
これを返還しなければならない旨、交付の年月
日及び裁判所名を記載し、自己の記名押印した
許可状を入国警備官に交付しなければならない
い。

6 第二項の場合においては、許可状に、前項に
規定する事項のほか、差し押さえるべき電子計
算機に電気通信回線で接続している記録媒体で
あつて、その電磁的記録を複写すべきものの範
囲を記載しなければならない。

7 入国警備官は、許可状を他の入国警備官に交
付して、臨検、捜索、差押え又は記録命令付差
押えをさせることができる。

（通信事務を取り扱う者に対する差押え）
第三十一条の二 入国警備官は、違反調査をする
ため必要があるときは、許可状の交付を受け
て、容疑者から発し、又は容疑者に対して発し
た郵便物、信書便物又は電信についての書類で
法令の規定に基づき通信事務を取り扱う者が保
管し、又は所持するものを差し押さえることが
できる。

2 入国警備官は、前項の規定に該当しない郵便
物、信書便物又は電信についての書類で法令の
規定に基づき通信事務を取り扱う者が保管し、
又は所持するものについては、違反事件に関係
があると認めるに足りる状況があるものに限
り、許可状の交付を受けて、これを差し押さえ
ることができる。

3 入国警備官は、前二項の規定による処分をし
た場合においては、その旨を発信人又は受信人
に通知しなければならない。ただし、通知によ
つて違反調査が妨げられるおそれがある場合
は、この限りでない。

（通信履歴の電磁的記録の保全要請）
第三十一条の三 入国警備官は、差押え又は記録
命令付差押えをするため必要があるときは、電
気通信を行うための設備を他人の通信の用に供
する事業を営む者又は自己の業務のために特
定若しくは多数の者の通信を媒介することに
できる電気通信を行うための設備を設置してい
る者に対し、その業務上記録している電気通信の
送信元、送信先、通信日時その他の通信履歴の
電磁的記録のうち必要なものを特定し、三十日
を超えない期間を定めて、これを消去しないよ
う、書面で求めることができる。この場合にお
いて、当該電磁的記録について差押え又は記録
命令付差押えをする必要がないと認めるに至つ
たときは、当該求めを取り消さなければならない
い。

2 前項の規定により消去しないよう求める期間
については、特に必要があるときは、三十日を
超えない範囲内で延長することができる。ただ
し、消去しないよう求める期間は、通じて六十
日を超えないことができる。

3 第一項の規定による求めを行う場合におい
て、必要があるときは、みだりに当該求めに関
する事項を漏らさないよう求めることができ
る。

（電磁的記録に係る記録媒体の差押えに代わる
処分）
第三十一条の四 差し押さえるべき物件が電磁的
記録に係る記録媒体であるときは、入国警備官

は、その差押えに代えて次に掲げる処分をする
ことができる。

一 差し押さえるべき記録媒体に記録された電
磁的記録を他の記録媒体に複写し、印刷し、
又は移転した上、当該他の記録媒体を差し押
さえること。

二 差押えを受ける者に差し押さえるべき記録
媒体に記録された電磁的記録を他の記録媒体
に複写させ、印刷させ、又は移転させた上、
当該他の記録媒体を差し押さえること。

（臨検、捜索又は差押え等に際しての必要な処
分）
第三十二条 入国警備官は、臨検、捜索、差押え
又は記録命令付差押えをするため必要があると
きは、錠をはずし、封を開き、その他必要な処
分をすることができる。

2 前項の処分は、領置物件、差押物件又は記録
命令付差押物件についても、することができる。

（処分を受ける者に対する協力要請）
第三十二条の二 臨検すべき物件又は差し押さ
えるべき物件が電磁的記録に係る記録媒体であ
るときは、入国警備官は、臨検又は捜索若しくは
差押えを受ける者に対し、電子計算機の操作そ
の他の必要な協力を求めることができる。

（許可状の提示）
第三十二条の三 臨検、捜索、差押え又は記録命
令付差押えの許可状は、これらの処分を受ける
者に提示しなければならない。

（証票の携帯）
第三十三条 入国警備官は、この節の規定により
取調べ、領置、臨検、捜索、差押え又は記録命
令付差押えをする場合には、その身分を示す証
票を携帯し、関係人の請求があるときは、これ
を提示しなければならない。

（立会い）
第三十四条 入国警備官は、住居その他の建造物
内で臨検、捜索、差押え又は記録命令付差押え
をするときは、所有者、借主、管理者又はこれ
らの者に代わるべき者を立ち会わせなければならない。
2 女子の身体について捜索をするときは、成年
の女子を立ち会わせなければならない。ただ
し、急速を要する場合は、この限りでない。

（時刻の制限）
第三十五条 入国警備官は、日出前、日没後に
は、許可状に夜間でも執行することができる旨

の記載がなければ、臨検、捜索、差押え又は記
録命令付差押えのため、住居その他の建造物内
に入つてはならない。

2 入国警備官は、日没前に臨検、捜索、差押え
又は記録命令付差押えに着手したときは、日没
後も、その処分を継続することができる。

3 次に掲げる場所での臨検、捜索、差押え又は
記録命令付差押えについては、入国警備官は、
第一項に規定する制限によることを要しない。
一 風俗を害する行為に常用されるものと認め
られる場所
二 旅館、飲食店その他夜間でも公衆が出入す
ることができる場所。ただし、公開した時間
内に限る。

（出入禁止）
第三十六条 入国警備官は、この節の規定により
取調べ、臨検、捜索、差押え又は記録命令付差
押えをする間は、何人に対しても、許可を受け
ないでその場所に入出入することを禁止するこ
とができる。

（執行を中止する場合の処分）
第三十六条の二 臨検、捜索、差押え又は記録命
令付差押えの執行を中止する場合において、必
要があるときは、執行が終わるまでその場所を
閉鎖し、又は看守者を置くことができる。

（捜索証明書の交付）
第三十六条の三 捜索をした場合において、証拠
物がないときは、捜索を受けた者の請求によ
り、その旨の証明書を交付しなければならない
い。

（領置目録等の作成等）
第三十七条 入国警備官は、領置、差押え又は記
録命令付差押えをしたときは、その目録を作成
し、領置物件、差押物件若しくは記録命令付差
押物件の所有者、所持者若しくは保管者（第三
十一条の四の規定による処分を受けた者を含
む。）又はこれらの者に代わるべき者にその膳
本を交付しなければならない。

（領置物件等の処置）
第三十七条の二 運搬又は保管に不便な領置物
件、差押物件又は記録命令付差押物件は、その
所有者又は所持者その他入国警備官が適当と認
める者に、その承諾を得て、保管証を徴して保
管させることができる。

で定めるところにより、公告した後これを公売に付し、その代金を供託することができる。

第三十七條之三 入国警備官又は入国審査官は、領置物件、差押物件又は記録命令付差押物件について留置の必要がなくなつたときは、その返還を受けるべき者にこれを還付しなければならぬ。

2 地方出入国在留管理局長は、前項の領置物件、差押物件又は記録命令付差押物件について、その返還を受けるべき者の住所若しくは居所がわからないため、又はその他の事由によりこれを還付することができない場合においては、その旨を政令で定める方法によつて公告しなければならぬ。

3 前項の公告に係る領置物件、差押物件又は記録命令付差押物件について公告の日から六月を経過しても還付の請求がないときは、これらの物件は、国庫に帰属する。

第三十七條之四 入国警備官は、第三十一條の四の規定により電磁的記録を移転し、又は移転させた上差し押さえた記録媒体について留置の必要がなくなつた場合において、差押えを受けた者と当該記録媒体の所有者、所持者又は保管者とは異なるときは、当該差押えを受けた者に対し、当該記録媒体を交付し、又は当該電磁的記録の複写を許さなければならぬ。

2 前条第二項の規定は、前項の規定による交付又は複写について準用する。

3 前項において準用する前条第二項の規定による公告の日から六月を経過しても前項の交付又は複写の請求がないときは、その交付をし、又は複写をさせることを要しない。

第三十七條之五 入国警備官は、違反調査をするため必要があるときは、学識経験を有する者に領置物件、差押物件若しくは記録命令付差押物件についての鑑定を嘱託し、又は通訳若しくは翻訳を嘱託することができる。

2 前項の規定による鑑定の嘱託を受けた者（第四項及び第五項において「鑑定人」という。）は、前項の入国警備官の所属官署の所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所の裁判官の許可を受けて、当該鑑定に係る物件を破壊することができる。

3 前項の許可の請求は、入国警備官からしなければならない。

4 前項の請求があつた場合において、裁判官は、当該請求を相当と認めるときは、容疑者の氏名、破壊すべき物件及び鑑定人の氏名並びに請求者の官職氏名、有効期間、有効期間経過後は執行に着手することができずこれを返還しなければならぬ旨、交付の年月日及び裁判所名を記載し、自己の記名押印した許可状を入国警備官に交付しなければならぬ。

5 鑑定人は、第二項の処分を受ける者に前項の許可状を示さなければならぬ。

第三十八條 入国警備官は、臨検、搜索、差押え又は記録命令付差押えをしたときは、これらに関する調査を作成し、立会人に閲覧させ、又は読み聞かせて、署名をさせ、かつ、自らこれに署名しなければならない。

2 前項の場合において、立会人が署名することができないとき、又は署名を拒んだときは、入国警備官は、その旨を調査に付記しなければならない。

第二節 容疑者の身柄に関する措置

第三十九條 入国警備官は、第二十七條の規定による違反調査の結果、容疑者が第二十四条各号のいづれかに該当すると疑うに足りる相当の理由があると認めるときは、第四十三條第一項の規定により容疑者を收容した場合を除き、主任審査官に対し、その旨を通知するものとする。

2 前項の規定による通知を受けた主任審査官は、容疑者が第二十四条各号のいづれかに該当すると疑うに足りる相当の理由があるとき、第四十四條の二第一項の規定による監理措置に付すか收容するかを審査しなければならない。

第三十九條之二 主任審査官は、前条第二項の規定による審査において容疑者を收容する旨の判断をしたときは、收容令書を発付し、これを入国警備官に交付するものとする。

2 入国警備官は、前項の規定により收容令書の交付を受けたときは、收容令書により、容疑者を收容するものとする。

第四十條 前条第一項の收容令書には、容疑者の氏名、居住地及び国籍、容疑事実の要旨、收容

すべき場所、有効期間、発付年月日その他法務省令で定める事項を記載し、且つ、主任審査官がこれに記名押印しなければならない。

第四十一條 收容令書によつて收容することができ期間は、三十日以内とする。ただし、主任審査官は、やむを得ない事由があると認めるときは、三十日を限り延長することができる。

2 收容令書によつて收容することができる場所は、入国者收容所等その他出入国在留管理庁長官又はその委任を受けた主任審査官が指定する適当な場所とする。

3 警察官は、主任審査官が必要と認めて依頼したときは、容疑者を留置施設に留置することができる。

第四十二條 入国警備官は、收容令書により容疑者を收容するときは、收容令書を容疑者に示さなければならない。

2 入国警備官は、收容令書を所持しない場合でも、急速を要するときは、容疑者に対し、容疑事実の要旨及び收容令書が発付されている旨を告げて、その者を收容することができる。但し、收容令書は、できるだけすみやかに示さなければならない。

第四十三條 入国警備官は、第二十四条各号のいづれかに明らかに該当する者が收容令書の発付を待つては逃亡のおそれがあると信ずるに足りる相当の理由があるときは、收容令書の発付を待たずに、その者を收容することができる。

2 前項の收容を行ったときは、入国警備官は、すみやかにその理由を主任審査官に報告して、收容令書の発付を請求しなければならない。

3 前項の場合において、主任審査官が第一項の收容を認めないとき（第二十四条各号のいづれにも該当しないと認めるときに限る。）は、入国警備官は、直ちにその者を放免しなければならない。

第四十四條 入国警備官は、第三十九條の二第二項又は前条第一項の規定により容疑者を收容したときは、次条第六項の規定による監理措置に付する旨の決定がされた場合を除き、容疑者の身体を拘束した時から四十八時間以内に、調査及び証拠物とともに、当該容疑者を入国審査官に引き渡さなければならない。

（收容に代わる監理措置）

第四十四條之二 第三十九條第二項の規定による審査をする主任審査官は、容疑者が第二十四条各号のいづれかに該当すると疑うに足りる相当の理由がある場合であつて、容疑者が逃亡し、又は証拠を隠滅するおそれの程度、收容により容疑者が受ける不利益の程度その他の事情を考慮し、容疑者を收容しないでこの章に規定する退去強制の手續を行うことが相当と認めるときは、容疑者を監理措置（次条に規定する監理人による監理に付する措置をいう。以下この節において同じ。）に付する旨の決定をするものとする。この場合においては、監理措置に付される容疑者に対し、住居及び行動範囲の制限、呼出しに対する出頭の義務その他逃亡及び証拠の隠滅を防止するために必要と認める条件（以下この節において「監理措置条件」という。）を付するものとする。

2 主任審査官は、前項の決定をする場合において、監理措置に付される者による逃亡又は証拠の隠滅を防止するために必要と認めるときは、三百万円を超えない範囲内で法務省令で定める額の保証金を法務省令で定める期限までに納付することを条件とすることができる。

3 主任審査官は、第一項の決定をしたときは、入国警備官に対し、その旨を通知するものとする。

4 第三十九條の二第二項、第四十三條第一項又は第四十四條の四第六項若しくは第七項本文の規定により收容された容疑者（第五十四條第二項の規定により仮放免された容疑者を含む。次項及び第六項において「被收容容疑者」という。）は、法務省令で定めるところにより、主任審査官に対し、自己を監理措置に付することを請求することができる。

5 被收容容疑者が十六歳に満たない場合又は疾病その他の事由により自ら前項の請求をすることができない場合には、当該請求は、次の各号に掲げる者（十六歳に満たない者を除く。）であつて当該被收容容疑者と同居するものが、当該各号の順序により、当該被收容容疑者に代わつてすることができる。

- 一 配偶者
 - 二 子
 - 三 父又は母
 - 四 前三号に掲げる者以外の親族
- 主任審査官は、第四項の請求により又は職権で、被收容容疑者が逃亡し、又は証拠を隠滅す

るおそれの程度、收容により当該被收容容疑者が受ける不利益の程度その他の事情を考慮し、当該被收容容疑者を放免してこの章に規定する退去強制の手続を行うことが相当と認めるときは、その者を放免して監視措置に付する旨の決定をするものとする。この場合においては、監視措置に付される者に対し、監視措置条件を付するものとし、また、その者による逃亡又は証拠の隠滅を防止するために必要と認めるときは、三百万円を超えない範囲内で法務省令で定める額の保証金を納付させることができる。

7 監視措置決定（第一項又は前項の決定をいう。）以下この節及び第五十条第二項において同じ。）を定める場合には、主任審査官は、法務省令で定めるところにより、被監視者（監視措置に付される者をいう。第四節を除き、以下同じ。）に対し監視措置に付された条件を記載した監視措置決定通知書を、監視人に対しその謄本を、それぞれ交付するものとする。

8 主任審査官は、第六項の監視措置決定をしたときは、直ちに被監視者を放免するものとする。ただし、同項の監視措置決定に際し保証金を納付せしめられたときは、保証金の納付があつた後、直ちに放免するものとする。

9 主任審査官は、第四項の請求があつた場合において監視措置決定をしないときは、当該請求をした者に対し、理由を付した書面をもつて、その旨を通知する。

10 被監視者に対する第七十条の規定の適用については、第一項又は第六項の規定により監視措置に付されている間は、被監視者は、同条第一項第三号から第三号の三まで、第五号及び第七号から第八号の四までに規定する残留する者又は出国しない者に該当しないものとみなし、その者のその間の在留は、同条第二項に規定する不法に在留することに該当しないものとみなす。

（監理人）

第四十四条の三 監理人は、次項から第五項までに規定する監理人の責務を理解し、当該被監視者の監理人となることを承諾している者であつて、その任務遂行の能力を考慮して適当と認められる者の中から、監視措置決定をする主任審査官が選定するものとする。

2 監理人は、自己が監理する被監視者による出頭確保その他監視措置条件又は第四十四条の五第一項の規定により付された条件（次項及び

第五項において「監視措置条件等」という。）の遵守の確保のために必要な範囲内において、当該被監視者の生活状況の把握並びに当該被監視者に対する指導及び監督を行うものとする。

3 監理人は、自己が監理する被監視者による出頭の確保その他監視措置条件等の遵守の確保に資するため、当該被監視者からの相談に応じ、当該被監視者に対し、住居の維持に係る支援、必要な情報の提供、助言その他の援助を行うように努めるものとする。

4 監理人は、次の各号のいずれかに該当するときは、法務省令で定めるところにより、主任審査官に対し、その旨及び法務省令で定める事項を届け出なければならない。

一 被監視者が次条第二項各号のいずれかに該当することを知つたとき。

二 被監視者が死亡したとき。

三 前二号に掲げるもののほか、監視措置を継続することに支障が生ずる場合として法務省令で定める場合に該当するとき。

5 主任審査官は、被監視者による出頭の確保その他監視措置条件等の遵守の確保のために必要があるときは、法務省令で定めるところにより、監理人に対し、当該被監視者の生活状況、監視措置条件等の遵守状況、第四十四条の五第一項の規定による許可を受けて行つた活動の状況その他法務省令で定める事項の報告を求めることができる。この場合においては、監理人は、法務省令で定めるところにより、当該報告をしなければならぬ。

6 主任審査官は、監理人が任務を遂行することが困難になつたときその他監理人によるその任務を継続させることが相当でないとき認めるときは、監理人の選定を取り消すことができる。

7 監理人は、監理人を辞任する場合は、あらかじめ、被監視者の氏名その他法務省令で定める事項を主任審査官に届け出なければならない。

8 出入国留管理庁長官は、監視措置の適正な実施のため、監理人からの相談に応じ、必要な情報の提供、助言その他の援助を行うものとする。

（監視措置決定の取消）

第四十四条の四 主任審査官は、次の各号のいずれかに該当するときは、法務省令で定めるところにより、監視措置決定を取り消さなければならない。

一 第四十四条の二第二項の規定により保証金を納付することが条件とされた場合において、

被監視者が、同項の法務省令で定める期限までに保証金を納付しなかつたとき。

二 前条第六項の規定により監理人の選定が取り消された場合、監理人が辞任した場合又は監理人が死亡した場合において、被監視者のために新たに監理人として選定される者がいないとき。

2 主任審査官は、被監視者が次の各号のいずれかに該当するときは、法務省令で定めるところにより、監視措置決定を取り消すことができる。

一 逃亡し、又は逃亡すると疑うに足りる相当の理由があるとき。

二 証拠を隠滅し、又は隠滅すると疑うに足りる相当の理由があるとき。

三 監視措置条件に違反したとき。

四 第十九条第一項の規定に違反する活動を行つたとき、次条第一項の規定による許可を受けずに報酬を受ける活動（在留資格をもつて在留する者による活動を除く。以下この号において同じ。）を行つたとき、又は収入を伴う事業を運営する活動を行つたとき。

五 第四十四条の六の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

3 前二項の規定により監視措置決定を取り消した場合においては、主任審査官は、監視措置決定取消書を作成するとともに、收容令書を発行し、入国警備官にこれらを交付しなければならぬ。

4 第四十条の規定は、前項の收容令書について準用する。

5 主任審査官は、第四十四条の二第二項又は第六項の規定による条件として保証金が納付された場合において、第二項の規定により監視措置決定を取り消したときは、保証金の全部又は一部を没収するものとする。

6 入国警備官は、監視措置決定が取り消された者がある場合には、その者に第三項の監視措置決定取消書及び收容令書を示して、その者を入国者收容所等その他出入国留管理庁長官又はその委任を受けた主任審査官が指定する場所に收容しなければならない。

7 入国警備官は、第三項の監視措置決定取消書又は收容令書を所持しない場合でも、急速を要するときは、監視措置決定が取り消された者に対し、容疑事実の要旨及び監視措置決定が取り消され、收容令書が発付された旨を告げて、その者を收容することができる。ただし、当該監

理措置決定取消書及び收容令書は、できる限り速やかに示さなければならない。

8 主任審査官は、入国警備官から、第三項の收容令書の有効期間が経過した旨の通知を受けたときは、再度收容令書を発行し、入国警備官に交付しなければならない。

9 第一項又は第二項の規定により監視措置決定を取り消された者が当該監視措置に付される前に第三十九条の二第二項又は第四十三条第一項の規定により收容されたときは、当該收容の日数は、第三項の收容令書に係る第四十一条第一項の規定の適用については、当該收容令書によつて既に收容した日数とみなす。

（報酬を受ける活動の許可等）

第四十四条の五 主任審査官は、被監視者の生計を維持するために必要であつて、相当と認めるときは、被監視者の申請（監理人の同意があるものに限る。）により、その生計の維持に必要な範囲内で、監理人による監視の下に、主任審査官が指定する本邦の公私の機関との雇用に関する契約に基づいて行う報酬を受ける活動として相当であるものを行うことを許可することができる。この場合において、主任審査官は、当該許可に必要な条件を付することができる。

2 主任審査官は、前項の規定による許可をしたときは、法務省令で定めるところにより、第四十四条の二第七項の監視措置決定通知書にその旨及び当該許可に付された条件を記載するものとする。

3 主任審査官は、第一項の規定による許可をしたときは、法務省令で定めるところにより、監理人に対し、当該許可をした旨及び当該許可に付された条件を通知するものとする。

4 主任審査官は、被監視者が第一項の規定に基づき付された条件に違反した場合その他当該被監視者に引き続き同項の規定による許可を与えておくことが適当でないとき認めるときは、法務省令で定めるところにより、当該許可を取り消すことができる。

（被監視者による届出）

第四十四条の六 被監視者は、法務省令で定めるところにより、監視措置条件の遵守状況、前条第一項の規定による許可を受けて行つた活動の状況その他法務省令で定める事項を主任審査官に対して届け出なければならない。

（違反事件の引継ぎ）

第四十四条の七 入国警備官は、第四十四条の二第一項又は第六項の規定により容疑者を監視措

置に付する旨の決定がされたとき(第四十四条の規定による容疑者の引渡しされたときを除く。)は、速やかに違反調査を終え、調査及び証拠物とともに、当該容疑者に係る違反事件を入国審査官に引き継がなければならない。
(監理措置決定の失効)

第四十四条の八 監理措置決定は、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、その効力を失う。この場合においては、主任審査官は、被監理者及び監理人に対し、その旨を通知しなければならない。
一 入国審査官が第四十七条第一項の認定をしたとき。
二 特別審理官が第四十八条第六項の判定をしたとき。

三 法務大臣が第四十九条第三項の裁決(第二十四条各号のいずれにも該当しないことを理由として異議の申出が理由があるとす裁判に限り。)をしたとき。
四 法務大臣が第五十条第一項の規定による許可をしたとき。
五 主任審査官が第五十五条の八十五第一項の規定による出国命令をしたとき。
六 主任審査官が退去強制令書を発付したとき。

(事実の調査)
第四十四条の九 主任審査官は、監理措置決定、第四十四条の四第一項若しくは第二項の規定による監理措置決定の取消し、第四十四条の五第一項の規定による許可又は同条第四項の規定による許可の取消しに関する処分を行うため必要がある場合には、入国審査官又は入国警備官に事実の調査をさせることができる。

2 主任審査官は、被監理者に関する情報の継続的な把握のため必要があるときは、第四十四条の三第四項若しくは第四十四条の六の規定により届け出ることとされている事項又は第四十四条の三第五項の規定により報告を求めることができることとされている事項について、入国審査官又は入国警備官に事実の調査をさせることができる。

3 入国審査官又は入国警備官は、前二項の調査のため必要があるときは、関係人に対し出頭を求め、質問をし、又は文書の提示を求めることができる。

4 入国審査官又は入国警備官は、第一項及び第二項の調査について、公務所又は公私の団体に

照会して必要な事項の報告を求めることができ
る。

第三節 審査、口頭審理及び異議の申出
(入国審査官の審査)

第四十五条 入国審査官は、第四十四条の規定による容疑者の引渡し又は第四十四条の七の規定による違反事件の引継ぎを受けたときは、容疑者が退去強制対象者(第二十四条各号のいずれかに該当し、かつ、出国命令対象者に該当しない外国人をいう。以下同じ。)に該当するかどうかを速やかに審査しなければならない。
2 入国審査官は、前項の審査を行つた場合には、審査に関する調書を作成しなければならない。
(容疑者の立証責任)

第四十六条 前条の審査を受ける容疑者のうち第二十四条第一号(第三条第一項第二号に係る部分を除く。)又は第二号に該当するとされたものは、その号に該当するものでないことを自ら立証しなければならない。
(審査後の手続)

第四十七条 入国審査官は、審査の結果、容疑者が第二十四条各号のいずれにも該当しないと認定したときは、その者が被監理者であるときを除き、直ちにその者を放免しなければならない。
2 入国審査官は、審査の結果、容疑者が出国命令対象者に該当すると認定したときは、速やかに主任審査官にその旨を知らせなければならない。この場合において、入国審査官は、当該容疑者が第五十五条の八十五第一項の規定により出国命令を受けたときは、その者が被監理者であるときを除き、直ちにその者を放免しなければならない。

3 入国審査官は、審査の結果、容疑者が退去強制対象者に該当すると認定したときは、速やかに理由を付した書面をもつて、主任審査官及びその者にその旨を知らせなければならない。
4 前項の規定による通知をする場合には、入国審査官は、当該容疑者に対し、次条の規定による口頭審理の請求をすることができる旨及び第五十条第一項の規定による許可の申請をすることができる旨を知らせなければならない。
5 第三項の場合において、容疑者がその認定に服したときは、主任審査官は、その者に対し、口頭審理の請求をしない旨を記載した文書に署名させなければならない。この場合において、主任審査官は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに第五十一条の規定による退去強制令書を発付しなければならない。

一 第五十条第一項の規定による許可の申請をしない旨を記載した文書に署名したとき。
二 第三項の規定に服した日から三日以内に第五十条第一項の規定による許可の申請をしないかつたとき。
三 第五十条第一項の規定による許可の申請を取り下げ、又は当該許可をしない処分を受けたとき。

(口頭審理)
第四十八条 前条第三項の通知を受けた容疑者は、同項の認定に異議があるときは、その通知を受けた日から三日以内に、口頭をもつて、特別審理官に対し口頭審理の請求をすることができる。
2 入国審査官は、前項の口頭審理の請求があつたときは、第四十五条第二項の調書その他の関係書類を特別審理官に提出しなければならない。
3 特別審理官は、第一項の口頭審理の請求があつたときは、容疑者に対し、時及び場所を通知して速やかに口頭審理を行わなければならない。
4 特別審理官は、前項の口頭審理を行つた場合には、口頭審理に関する調書を作成しなければならない。
5 第十條第三項から第六項までの規定は、第三項の口頭審理の手続に準用する。

6 特別審理官は、口頭審理の結果、前条第三項の認定が事実と相違すると判定したとき(容疑者が第二十四条各号のいずれにも該当しないことを理由とする場合に限る。)は、その者が被監理者であるときを除き、直ちにその者を放免しなければならない。
7 特別審理官は、口頭審理の結果、前条第三項の認定が事実と相違すると判定したとき(容疑者が出国命令対象者に該当することを理由とする場合に限る。)は、速やかに主任審査官にその旨を知らせなければならない。この場合において、特別審理官は、当該容疑者が第五十五条の八十五第一項の規定により出国命令を受けたときは、その者が被監理者であるときを除き、直ちにその者を放免しなければならない。

8 特別審理官は、口頭審理の結果、前条第三項の認定が誤りがないと判定したときは、速やかに主任審査官及び当該容疑者にその旨を知らせるとともに、当該容疑者に対し、次条の規定により異議を申し出ることができる旨及び第五十条第一項の規定による許可の申請をすることができる旨を知らせなければならない。
9 前項の規定による通知を受けた場合において、当該容疑者が同項の判定に服したときは、主任審査官は、その者に対し、異議を申し出ない旨を記載した文書に署名させなければならない。
10 前条第五項後段の規定は、第八項の判定に服した容疑者に対する退去強制令書の発付について準用する。この場合において、同条第五項第二号中「第三項の認定」とあるのは、「次条第八項の判定」と読み替へるものとする。
(異議の申出)

第四十九条 前条第八項の通知を受けた容疑者は、同項の判定に異議があるときは、その通知を受けた日から三日以内に、法務省令で定める手続により、不服の事由を記載した書面を主任審査官に提出して、法務大臣に対し異議を申し出ることができる。
2 主任審査官は、前項の異議の申出があつたときは、第四十五条第二項の審査に関する調書、前条第四項の口頭審理に関する調書その他の関係書類を法務大臣に提出しなければならない。
3 法務大臣は、第一項の規定による異議の申出を受理したときは、異議の申出が理由があるかどうかを裁決して、その結果を主任審査官に通知しなければならない。
4 主任審査官は、法務大臣から異議の申出(容疑者が第二十四条各号のいずれにも該当しないことを理由とするものに限る。)が理由があることと裁決した旨の通知を受けたときは、その者が被監理者であるときを除き、直ちに当該容疑者を放免しなければならない。
5 主任審査官は、法務大臣から異議の申出(容疑者が出国命令対象者に該当することを理由とするものに限る。)が理由があると裁決した旨の通知を受けた場合において、当該容疑者に対し第五十五条の八十五第一項の規定により出国命令をしたときは、その者が被監理者であるときを除き、直ちにその者を放免しなければならない。
6 主任審査官は、法務大臣から異議の申出が理由がないと裁決した旨の通知を受けたときは、速やかに当該容疑者に対し、その旨及び次条第

一項の規定による許可の申請をすることができ
る旨を知らなければならない。
7 第四十七条第五項後段の規定は、前項の規定
による通知を受けた容疑者に対する退去強制令
書の発付について準用する。この場合におい
て、同条第五項第二号中「第三項の規定に服し
た」とあるのは、「第四十九条第六項の規定に
よる通知を受けた」と読み替えるものとする。

第三節の二 在留特別許可

第五十条 法務大臣は、外国人が退去強制対象者
に該当する場合であっても、次の各号のいずれ
かに該当するときは、当該外国人からの申請に
より又は職権で、法務省令で定めるところによ
り、当該外国人の在留を特別に許可すること
ができる。ただし、当該外国人が無期若しくは一
年を超える拘禁刑に処せられた者（刑の全部の
執行猶予の言渡しを受けた者及び刑の一部の執
行猶予の言渡しを受けた者であつてその刑のう
ち執行が猶予されなかつた部分の期間が一年以
下のものを除く。）又は第二十四条第三号の一、
第三号の三若しくは第四号ハ若しくはオからヨ
までのいずれかに該当する者である場合は、本
邦への在留を許可しないことが人道上の配慮に
欠けると認められる特別の事情があると認め
るときに限る。

- 一 永住許可を受けているとき。
- 二 かつて日本国民として本邦に本籍を有した
ことがあるとき。
- 三 人身取引等により他人の支配下に置かれて
本邦に在留するものであるとき。
- 四 第六十一条の二第二項に規定する難民の認
定又は同条第二項に規定する補完的保護対象
者の認定を受けているとき。
- 五 その他法務大臣が特別に在留を許可すべき
事情があると認めるとき。
- 2 前項の規定による許可（以下この条において
「在留特別許可」という。）の申請は、收容令書
により收容された外国人又は監理措置決定を受
けた外国人が、法務省令で定める手続により、
法務大臣に対して行うものとする。
- 3 在留特別許可の申請は、当該外国人に対して
退去強制令書が発付された後は、することがで
きない。
- 4 在留特別許可は、当該外国人が第四十七条第
三項の規定若しくは第四十八条第八項の規定に
服し、又は法務大臣が前条第三項の規定により
異議の申出が理由がないと裁決した後でなけれ
ばすることができない。

5 法務大臣は、在留特別許可をしようかの
判断に当たつては、当該外国人について、在留
を希望する理由、家族関係、素行、本邦に在留
することとなつた経緯、本邦に在留している期
間、その間の法的地位、退去強制の理由となつ
た事実及び人道上の配慮の必要性を考慮するほ
か、内外の諸情勢及び本邦における不法滞在者
に与える影響その他の事情を考慮するものとし
る。

6 法務大臣は、在留特別許可をする場合には、
法務省令で定めるところにより、在留資格及び
在留期間を決定し、その他必要と認める条件を
付することができる。
7 法務大臣が在留特別許可（在留資格の決定を
伴うものに限る。）をする場合において、当該
外国人が中长期に在留者となる場合は、出入国
留管理庁長官は、入国審査官に、当該外国人に
対し、在留カードを交付させるものとする。
8 法務大臣は、在留特別許可をしようかの
判断をしたときは、その結果を主任審査官に通
知しなければならない。
9 主任審査官は、法務大臣から在留特別許可を
する旨の通知を受けたときは、その者が被監理
者であるときを除き、直ちに当該外国人を放免
しななければならない。

第四節 退去強制令書の執行

10 法務大臣は、在留特別許可の申請があつた場
合において在留特別許可をしない処分をする
ときは、法務省令で定める手続により、速やかに
理由を付した書面をもつて、当該申請をした外
国人にその旨を知らせなければならない。
第五十一条 第四十七条第五項後段（第四十八
条第十項及び第四十九条第七項において準用する
場合を含む。以下この条において同じ。）の規
定により又は第六十三条第一項の規定に基づく
退去強制の手続において第四十七条第五項後段
の規定に準じて発付される退去強制令書には、
退去強制を受ける者の氏名、年齢及び国籍、退
去強制の理由、送還先、発付年月日その他法務
省令で定める事項を記載し、かつ、主任審査官
がこれに記名押印しなければならない。
第五十二条 退去強制令書は、入国警備官が執行
するものとする。
2 警察官又は海上保安官は、入国警備官が足り
ないため主任審査官が必要と認めて依頼したと

きは、退去強制令書の執行をすることができ
る。
3 入国警備官（前項の規定により退去強制令書
を執行する警察官又は海上保安官を含む。以下
この条及び第五十五条の二第五項において同
じ。）は、退去強制令書を執行するときは、退
去強制を受ける者に退去強制令書又はその写し
を示して、速やかにその者を第五十三条に規定
する送還先に送還しなければならない。た
だし、第五十九条の規定により運送業者が送還す
る場合には、入国警備官は、当該運送業者に引
き渡すものとする。
4 前項の場合において、退去強制令書の発付を
受けた者が、自らの負担により、自ら本邦を退
去しようとするときは、入国者收容所長又は主
任審査官は、その者の申請に基づき、これを許
可することができる。この場合においては、退
去強制令書の記載及び第五十三条の規定にか
かわらず、当該申請に基づき、その者の送還先を
定めることができる。

5 法務大臣は、前項の規定による許可を受けた
者（過去に本邦からの退去を強制されたこと又は
第五十五条の八十五第一項の規定による出国
命令により出国したことがない者に限る。）に
対し、その者の素行、退去強制の理由となつた
事実その他の事情を考慮して相当と認めるとき
は、その者の申請に基づき、法務省令で定める
日までに前項の規定による許可に基づいて自ら
本邦を退去する場合に限り、その者の退去後の
本邦への上陸について、別表第一の三の表の短
期滞在の項の下欄に掲げる活動を行うおとす
場合を除き、その者が退去を強制されたことを
理由として上陸を拒否される期間を一年とする
旨の決定をすることができる。
6 法務大臣は、前項の決定をしたときは、法務
省令で定めるところにより、第四項の規定によ
る許可を受けた者に対し、その旨を書面で通知
するものとする。
7 入国警備官は、第三項本文の場合において、
退去強制を受ける者を直ちに本邦外に送還す
ることができないときは、その旨を主任審査官に
通知するものとする。

送還可能のときまで、その者を入国者收容所等
その他出入国留管理庁長官又はその委任を受
けた主任審査官が指定する場所に收容すること
ができる旨を入国警備官に通知するものとし
る。
9 前項の規定による通知を受けた入国警備官
は、送還可能のときまで、退去強制を受ける者
を入国者收容所等その他出入国留管理庁長官
又はその委任を受けた主任審査官が指定する場
所に收容するものとする。
10 入国者收容所長又は主任審査官は、前項又は
第五十二条の四第五項若しくは第六項本文の規
定による收容をした場合において、退去強制を
受ける者を送還することができないことが明ら
かになつたときは、住居及び行動範囲の制限、
呼出しに対する出頭義務その他必要と認める
条件を付して、その者を放免することができ
る。

11 入国者收容所長又は主任審査官は、前項の規
定による放免をする場合には、法務省令で定め
るところにより、当該放免をする者に対し、同
項の規定により付された条件を記載した特別放
免許可書を交付するものとする。
12 主任審査官は、退去強制令書の発付を受けた
者を送還するために必要がある場合には、その
者に対し、相当の期間を定めて、旅券の発給の
申請その他送還するために必要な行為として法
務省令で定める行為をすべきことを命ずること
ができる。
13 主任審査官は、必要がある場合には、相当の
期間を定めて、前項の規定により定められた期
間を延長することができる。
14 入国警備官は、退去強制令書の執行に関し必
要がある場合には、公務所又は公私の団体に照
会して必要な事項の報告を求めることができ
る。

**第五十二条の二 前条第八項の規定による審査を
する主任審査官は、退去強制を受ける者（收容
されている者又は仮放免されている者を除く。）
が逃亡し、又は不法就労活動をするおそれの程
度、收容によりその者が受ける不利益の程度そ
の他の事情を考慮し、送還可能のときまでその
者を收容しないことが相当と認めるときは、そ
の者を監理措置（次条に規定する監理人による
監理に付する措置をいう。以下この節において
同じ。）に付する旨の決定をするものとする。**

8 前項の規定による通知を受けた主任審査官
は、次条第一項の規定により退去強制を受ける
者を監理措置に付すか收容するかを審査しなけ
ればならない。この場合において、主任審査官
は、その者を收容する旨の判断をしたときは、

この場合においては、監理措置に付される者に対し、住居及び行動範囲の制限、呼出しに対する出頭の義務その他逃亡及び不法就労活動を防止するために必要と認められる条件（以下この節において「監理措置条件」という。）を付するものとする。

2 主任審査官は、前項の決定をする場合において、監理措置に付される者による逃亡又は不法就労活動を防止するために必要と認めるときは、三百万円を超えない範囲内で法務省令で定める額の保証金を法務省令で定める期限内に納付することを条件とすることができる。

3 主任審査官は、第一項の決定をしたときは、入国警備官に対し、その旨を通知するものとする。

4 退去強制を受ける者（収容されている者又は仮放免されている者に限る。次項において同じ。）は、法務省令で定めるところにより、主任審査官に対し、自己を監理措置に付することを請求することができる。

5 主任審査官は、前項の請求により又は職権で、退去強制を受ける者が逃亡し、又は不法就労活動をするおそれの程度、収容によりその者が受ける不利益の程度その他の事情を考慮し、送還可能のときまでその者を放免することが相当と認めるときは、その者を放免して監理措置に付する旨の決定をするものとする。この場合においては、監理措置に付される者に対し、監理措置条件を付するものとし、また、その者による逃亡又は不法就労活動を防止するために必要と認めるときは、三百万円を超えない範囲内で法務省令で定める額の保証金を納付させることができる。

6 監理措置決定（第一項又は前項の決定をいう。以下この節において同じ。）をする場合には、主任審査官は、法務省令で定めるところにより、被監理者（監理措置に付される者をいう。以下この節において同じ。）に対し監理措置に付された条件を記載した監理措置決定通知書を、監理人に対しその謄本を、それぞれ交付するものとする。

7 第四十四条の二第五項の規定は第四項の請求について、同条第八項及び第九項の規定は第五項の決定について、それぞれ準用する。

8 被監理者に対する第七十条の規定の適用については、第一項又は第五項の規定により監理措置に付されている間は、被監理者は、同条第一

項第三号から第三号の三まで、第五号及び第七号から第八号の四までに規定する残留する者又は出国しない者に該当しないものとみなし、その者のその間の在留は、同条第二項に規定する不法に在留することと該当しないものとみなす。

（監理人）

第五十二条の三 監理人は、次項から第五項までに規定する監理人の責務を理解し、当該被監理者の監理人となることを承諾している者であつて、その任務遂行の能力を考慮して適当と認められる者の中から、監理措置決定をする主任審査官が選定するものとする。

2 監理人は、自己が監理する被監理者による出頭の確保その他監理措置条件の遵守の確保のために必要な範囲内において、当該被監理者の生活状況の把握並びに当該被監理者に対する指導及び監督を行うものとする。

3 監理人は、自己が監理する被監理者による出頭の確保その他監理措置条件の遵守の確保に資するため、当該被監理者からの相談に応じ、当該被監理者に対し、住居の維持に係る支援、必要な情報の提供、助言その他の援助を行うよう努めるものとする。

4 監理人は、次の各号のいずれかに該当するときは、法務省令で定めるところにより、主任審査官に対し、その旨及び法務省令で定める事項を届け出なければならない。

一 被監理者が次条第二項第二号から第五号までのいずれかに該当することを知つたとき。

二 被監理者が死亡したとき。

三 前二号に掲げるもののほか、監理措置を継続することに支障が生ずる場合として法務省令で定める場合に該当するとき。

5 主任審査官は、被監理者による出頭の確保その他監理措置条件の遵守の確保のために必要があるときは、法務省令で定めるところにより、監理人に対し、当該被監理者の生活状況、監理措置条件の遵守状況その他法務省令で定める事項の報告を求めることができる。この場合においては、監理人は、法務省令で定めるところにより、当該報告をしなければならない。

6 第四十四条の三第六項の規定は監理人の選定の取消しについて、同条第七項の規定は監理人の辞任について、同条第八項の規定は監理人への援助について、それぞれ準用する。

（監理措置決定の取消し）

第五十二条の四 主任審査官は、次の各号のいずれかに該当するときは、法務省令で定めるところにより、監理措置決定を取り消さなければならない。

一 第五十二条の二第二項の規定により保証金を納付することが条件とされた場合において、被監理者が、同項の法務省令で定める期限内までに保証金を納付しなかつたとき。

二 前条第六項において準用する第四十四条の三第六項の規定により監理人の選定が取り消された場合、監理人が辞任した場合又は監理人が死亡した場合において、被監理者のために新たに監理人として選定される者がいないとき。

2 主任審査官は、被監理者が次の各号のいずれかに該当するときは、法務省令で定めるところにより、監理措置決定を取り消すことができる。

一 送還を実施するために被監理者を収容する必要があるとき。

二 逃亡し、又は逃亡すると疑うに足りる相当の理由があるとき。

三 収入を伴う事業を運営する活動若しくは報酬を受ける活動を行い、又はこれらの活動を行うと疑うに足りる相当の理由があるとき。

四 監理措置条件に違反したとき。

五 次条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

前二項の規定により監理措置決定を取り消した場合においては、主任審査官は、監理措置決定取消書を作成し、これを退去強制令書とともに、入国警備官に交付しなければならない。

4 主任審査官は、第五十二条の二第二項又は第五項の規定による条件として保証金が納付された場合において、第二項の規定により監理措置決定を取り消したとき（同項第一号に該当した場合（同項第二号から第五号までのいずれかに該当した場合を除く。）を除く。）は、保証金の全部又は一部を没取するものとする。

5 入国警備官は、監理措置決定が取り消された者がある場合には、その者に第三項の監理措置決定取消書及び退去強制令書を示して、その者を入国者収容所等その他出入国在留管理庁長官又はその委任を受けた主任審査官が指定する場所に収容しなければならない。

6 入国警備官は、第三項の監理措置決定取消書又は退去強制令書を所持しない場合でも、急速を要するときは、監理措置決定が取り消された者に対し、監理措置決定が取り消された旨を告

げて、その者を収容することができる。ただし、当該監理措置決定取消書及び退去強制令書は、できる限り速やかに示さなければならない。

（被監理者による届出）

第五十二条の五 被監理者は、法務省令で定めるところにより、監理措置条件の遵守状況その他法務省令で定める事項を主任審査官に対して届け出なければならない。

（監理措置決定の失効）

第五十二条の六 監理措置決定は、被監理者に対する退去強制令書が効力を失つたときは、その効力を失う。

（事実の調査）

第五十二条の七 主任審査官は、監理措置決定又は第五十二条の四第一項若しくは第二項の規定による監理措置決定の取消しに関する処分を行うため必要がある場合には、入国審査官又は入国警備官に事実の調査をさせることができる。

2 主任審査官は、被監理者に関する情報の継続的な把握のため必要があるときは、第五十二条の三第四項若しくは第五十二条の五の規定により届け出ることとされている事項又は第五十二条の三第五項の規定により報告を求めることができることとされている事項について、入国審査官又は入国警備官に事実の調査をさせることができる。

3 入国審査官又は入国警備官は、前二項の調査のため必要があるときは、関係人に対し出頭を求め、質問をし、又は文書の提示を求めることができる。

4 入国審査官又は入国警備官は、第一項及び第二項の調査について、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

（退去のための計画）

第五十二条の八 入国警備官は、次の各号のいずれかに該当するときは、退去強制令書の発付を受けた者の意向の聴取その他の方法により、その者を直ちに本邦外に送還することができる原因となつてい事情を把握した上で、退去のための計画を定めなければならない。

一 退去強制令書の発付を受けた者が第五十二条第九項の規定により収容したとき。

二 前号に掲げる場合を除き、退去強制令書の発付を受けた者に対し監理措置決定がされたとき。

2 入国警備官は、前項の計画の対象である退去強制を受ける者が退去強制令書の発付を受けて收容されている期間が継続して三月に達したときは、速やかに、主任審査官に対し、当該計画を提出するとともに、その進捗状況を報告しなければならない。

3 前項の規定による提出及び報告を受けた主任審査官は、第五十二条の二第五項の決定をしたにもかかわらず保証金が納付されていないため退去強制を受ける者を放免してはいけないときを除き、同項の決定の要否を検討しなければならない。この場合において、主任審査官は、同項の決定をしないときは、その旨及び理由を出入国在留管理庁長官に報告しなければならない。

4 前項の報告を受けた出入国在留管理庁長官は、その者を放免して監理措置に付することが相当と認めるときは、第五十二条の二第五項の決定をすべきことを主任審査官に命じなければならない。

5 前項の規定により第五十二条の二第五項の決定をすべきことを命じられた主任審査官は、速やかに、職権で、同項の決定をするものとする。この場合において、主任審査官は、同項後段の規定により、監理措置に付される者に対し、保証金を納付させることができる。

6 入国警備官は、第二項に規定する期間が三月を超えて継続しているときは、当該超えて継続する期間が三月を経過することにより、速やかに、第一項の計画の進捗状況を主任審査官に報告しなければならない。この場合においては、前三項の規定を準用する。

(送還先)
第五十三条 退去強制を受ける者は、その者の国籍又は市民権の属する国に送還されるものとする。

- 2 前項の国に送還することができないときは、本人の希望により、左に掲げる国のいずれかに送還されるものとする。
- 一 本邦に入国する直前に居住していた国
- 二 本邦に入国する前に居住していたことのある国
- 三 本邦に向けて船舶等に乗った港の属する国
- 四 出生地の属する国
- 五 出生時にその出生地の属していた国
- 六 その他の国
- 3 前二項の国には、次に掲げる国を含まないものとする。

一 難民条約第三十三条第一項に規定する領域の属する国その他その者が迫害を受けるおそれのある領域の属する国（法務大臣が日本国の利益又は公安を著しく害すると認める場合を除く。）

二 拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する条約第三条第一項に規定する国

三 強制失踪からのすべての者の保護に関する国際条約第十六条第一項に規定する国

第五節 仮放免

第五十四条 收容令書若しくは退去強制令書の発付を受けて收容されている者又はその者の代理人、保佐人、配偶者、直系の親族若しくは兄弟姉妹は、法務省令で定める手続により、入国者收容所長又は主任審査官に対し、その者の仮放免を請求することができる。

2 入国者收容所長又は主任審査官は、前項の請求により又は職権で、收容令書又は退去強制令書の発付を受けて收容されている者について、健康上、人道上その他これらに準ずる理由によりその收容を一時的に解除することと相当と認めるときは、法務省令で定めるところにより、期間を定めて、かつ、住居及び行動範囲の制限、呼出しに対する出頭の義務その他必要と認める条件を付して、その者を仮放免することができる。

3 入国者收容所長又は主任審査官は、仮放免する場合においては、法務省令で定めるところにより、仮放免される者に対し、仮放免の期間及び仮放免に付された条件を記載した仮放免許可書を交付するものとする。

4 入国者收容所長又は主任審査官は、第一項の請求があつた場合において仮放免を不許可としたときは、当該請求をした者に対し、理由を付した書面をもつて、その旨を通知する。

5 仮放免された者又はその者の代理人、保佐人、配偶者、直系の親族若しくは兄弟姉妹は、法務省令で定めるところにより、入国者收容所長又は主任審査官に対し、第二項の規定により定められた仮放免の期間の延長を請求することができる。

6 入国者收容所長又は主任審査官は、前項の請求により又は職権で、法務省令で定めるところにより、健康上、人道上その他これらに準ずる理由により引き続き收容を一時的に解除すること

とを相当と認めるときは、第二項の規定により定められた仮放免の期間を延長することができる。

7 第四項の規定は、第五項の請求があつた場合において仮放免の期間の延長を不許可とした場合について準用する。

8 入国者收容所長又は主任審査官は、第一項の請求の理由が健康上の理由である場合には、医師の意見を聴くなどして、收容されている者の治療の必要性その他その者の健康状態に十分配慮して仮放免に係る判断をするように努めなければならない。

(仮放免の取消し等)

第五十五条 入国者收容所長又は主任審査官は、仮放免された者が逃亡し、逃亡すると疑うに足る相当の理由があり、正当な理由がなくて呼出しに応ぜず、その他仮放免に付された条件に違反したときは、仮放免を取り消すことができる。

2 前項の取消しをしたときは、入国者收容所長又は主任審査官は、仮放免取消書を作成し、收容令書又は退去強制令書とともに、入国警備官にこれを交付しなければならない。

3 入国警備官は、仮放免を取り消された者があつた場合には、その者に仮放免取消書及び收容令書又は退去強制令書を示して、その者を入国者收容所等その他出入国在留管理庁長官又はその委任を受けた主任審査官が指定する場所に收容しなければならない。

4 入国警備官は、仮放免取消書及び收容令書又は退去強制令書を所持しない場合でも、急速を要するときは、仮放免を取り消された者に対しその旨を告げて、その者を收容することができる。ただし、仮放免取消書及び收容令書又は退去強制令書は、できるだけ速やかに示さなければならない。

5 前二項の規定は、仮放免の期間が満了した者がある場合について準用する。この場合において、これらの規定中「仮放免取消書」とあるのは、「仮放免許可書の謄本」と読み替えるものとする。

第六節 退去の命令

第五十五条の二 主任審査官は、次の各号に掲げる事由のいずれかにより退去強制を受ける者が第五十三条に規定する送還先に送還することが困難である場合において、相当と認めるときは、その者に対し、相当の期間を定めて、本邦

からの退去を命ずることができる。この場合において、あらかじめその者の意見を聴かなければならない。

一 その者が自ら本邦を退去する意思がない旨を表明している場合において、その者の第五十三条に規定する送還先が退去強制令書の円滑な執行に協力しない国以外の国として法務大臣が告示で定める国に含まれていないこと。

二 その者が偽計又は威力を用いて送還を妨害したことがあり、再び送還に際して同様の行為に及ぶおそれがあること。

2 前項の規定による命令を受けた者が次の各号に掲げる事由のいずれかに該当するに至つたときは、当該事由に該当しなくなるまでの間、当該命令は、効力を停止するものとする。

一 第六十一条の二の九第三項の規定により送還が停止されたこと。

二 退去強制の処分の効力に関する訴訟が係属し、かつ、行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第三十九号）の規定による執行停止の決定がされたこと。

三 出国の制限を受けたこと。

3 主任審査官は、第一項の規定により本邦からの退去を命ずる場合には、その理由及び同項の期間を記載した文書を交付しなければならない。

4 主任審査官は、必要がある場合には、相当の期間を定めて、第一項の期間を延長することができる。

5 第一項の規定による命令は、入国警備官が同項の期間（前項の規定により期間を延長した場合においては、当該延長した期間を含む。）内に退去強制令書の発付を受けた者を第五十二条第三項の規定により送還することを妨げない。

6 第一項の規定による命令により本邦から退去させられた者は、この法律の規定の適用については、退去強制令書により退去を強制されたものとみなす。

第五章の二 被收容者の処遇

第一節 総則

(入国者收容所等の事務)

第五十五条の三 地方出入国在留管理局に、收容場を設ける。

2 入国者收容所等は、次に掲げる者を收容し、これらの者に対し必要な処遇を行う施設とする。

一 收容令書の執行を受ける者
二 退去強制令書の発付を受け、第五十二条第九項、第五十二条の四第五項若しくは第六項の規定又は第五十五条第三項若しくは第四項（これらの規定を同条第五項において準用する場合を含む。）の規定により收容される者（処遇の原則）

第五十五条の四 被收容者（入国者收容所等に收容されている者をいう。以下この章及び第七十一条の六において同じ。）の処遇は、被收容者の人権を尊重しつつ適正に行わなければならない。

2 被收容者には、入国者收容所等の保安上支障がない範囲内においてできる限りの自由が与えられなければならない。
（活動の援助）

第五十五条の五 入国者收容所長又は地方出入国在留管理局長（以下この章及び第八章において「入国者收容所長等」という。）は、法務省令で定めるところにより、被收容者に対し、知的、教育的及び娯楽的活動その他の活動について、援助を与えるように努めなければならない。

第五十五条の六 被收容者が一人で行う礼拝その他の宗教上の行為は、禁止し、又は制限してはならない。ただし、入国者收容所等の規律及び秩序の維持その他管理運営上支障を生ずるおそれがある場合は、この限りでない。
（宗教上の行為）

第五十五条の七 被收容者が自弁の書籍等（書籍、雑誌、新聞紙その他の文書図画（信書を除く。）をいう。以下この章において同じ。）を閲覧することは、次に規定する場合のほか、これを禁止し、又は制限してはならない。

2 被收容者が書籍等を閲覧することにより、入国者收容所等の規律及び秩序を害する結果を生ずるおそれがあるときには、その閲覧を禁止することができる。
（被收容者の分離）

第五十五条の八 男子の被收容者と女子の被收容者とは、分離して收容しなければならない。ただし、入国者收容所長等が被收容者が被收容者

である乳児を監護する必要がある場合その他特に必要があると認めるときは、この限りでない。

2 入国者收容所長等は、第五十五条の十九第二項の身体検査及び第五十五条の四十九第二項の身体又は着衣の検査以外の場合であっても、女子の被收容者の処遇については、女子の入国警備官に行わせるように努めなければならない。
（実地監査）

第五十五条の九 出入国在留管理庁長官は、法務大臣の定めるところにより、この章の規定の適正な施行を確保するため、その職員のうちから監査官を指名し、各入国者收容所等について、毎年一回以上、実地監査を行わせなければならない。
（入国者收容所等視察委員会）

第五十五条の十 法務省令で定める出入国在留管理官署に、入国者收容所等視察委員会（以下この節において「委員会」という。）を置く。
2 委員会は、入国者收容所等の適正な運営に資するため、法務省令で定める担当区域内にある入国者收容所等を視察し、その運営に関し、入国者收容所長等に対して意見を述べることができる。
（組織等）

第五十五条の十一 委員会は、委員十人以上以内で組織する。

2 委員は、人格識見が高く、かつ、入国者收容所等の運営の改善向上に熱意を有する者のうちから、法務大臣が任命する。
3 委員の任期は、一年とする。ただし、再任を妨げない。
4 委員は、非常勤とする。
5 前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、法務省令で定める。
（委員会に対する情報の提供及び委員の視察等）

第五十五条の十二 入国者收容所長等は、入国者收容所等の運営の状況について、法務省令で定めるところにより、定期的に、又は必要に応じて、委員会に対し、情報を提供するものとする。

2 委員会は、入国者收容所等の運営の状況を把握するため、委員による入国者收容所等の視察をすることができる。この場合において、委員会は、必要があると認めるときは、入国者收容

所長等に対し、委員による被收容者との面接の実施について協力を求めることができる。

3 入国者收容所長等は、前項の視察及び面接について、必要な協力をしなければならない。
4 第五十五条の六十第一項、第五十五条の六十一及び第五十五条の六十二の規定にかかわらず、被收容者が委員会に対して提出する書面については、検査し、又はその提出を差し止め、若しくは制限してはならない。
（委員会の意見等の公表）

第五十五条の十三 法務大臣は、毎年、委員会が入国者收容所長等に対して述べた意見及びこれを受けて入国者收容所長等が講じた措置の内容を取りまとめ、その概要を公表するものとする。
（出国待機施設の視察等）

第五十五条の十四 委員会は、第五十五条の十第二項に規定する事務を行うほか、出国待機施設（第十三条の二第一項に規定する法務省令で定める施設をいう。以下この項及び第五十九条第三項において同じ。）の適正な運営に資するため、法務省令で定める担当区域内にある出国待機施設を視察し、その運営に関し、当該出国待機施設の所在地を管轄する地方出入国在留管理局の長に対して意見を述べることができる。
2 前二条の規定は、前項に規定する事務を行う場合に準用する。

第五十五条の十五 入国者收容所長等は、その入国者收容所等の参観を申し出る者がある場合において相当と認めるときは、これを許すことができる。
（研修及び訓練）

第五十五条の十六 入国者收容所等に勤務する入国警備官には、被收容者の人権に関する理解を深めさせ、並びに被收容者の処遇を適正かつ効果的に行うために必要な知識及び技能を習得させ、及び向上させるために必要な研修及び訓練を行うものとする。
（医師等職員の国家公務員法等の特例）

第五十五条の十七 医師等職員（入国者收容所又は地方出入国在留管理局の職員である医師又は歯科医師をいう。以下この章において同じ。）であつて、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）別表第八イ医療俸給表（一）の適用を受ける者は、部外診療（病院又は診療所その他これらに準ずるもの

として内閣官房令・法務省令で定める施設（これらの職員が国家公務員の身分を有しないものに限る。）において行う医療又は歯科医療（当該医師等職員が団体の役員、顧問又は評議員の職を兼ねて行うもの及び自ら営利を目的とする私企業を営んで行うものを除く。）をいう。以下この条において同じ。）を行おうとする場合において、当該部外診療を行うことが、次の各号のいずれかに該当するときは、内閣官房令・法務省令で定めるところにより、出入国在留管理庁長官の承認を受けることができる。

一 その正規の勤務時間（一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成六年法律第三十三号）第十三条第一項に規定する正規の勤務時間をいう。以下この条において同じ。）において、勤務しないこととなる場合

二 報酬を得て、行うこととなる場合
2 前項の承認を受けた医師等職員が、その正規の勤務時間において、当該承認に係る部外診療を行うため勤務しない場合には、その勤務しない時間については、国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第一百一条第一項前段の規定は、適用しない。

3 第一項の承認を受けた医師等職員が、報酬を得て、当該承認に係る部外診療を行う場合には、国家公務員法第四十条の許可を要しない。
4 第一項の承認を受けた医師等職員が、その正規の勤務時間において、当該承認に係る部外診療を行うため勤務しない場合には、一般職の職員の給与に関する法律第十五条の規定にかかわらず、その勤務しない一時間につき、同法第十九条に規定する勤務一時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

第二節 收容の開始
（收容開始時の告知）

第五十五条の十八 入国者收容所長等は、被收容者に対し、その入国者收容所等における收容の開始に際し、次に掲げる事項を告知しなければならない。
一 物品の貸与及び支給並びに自弁に関する事項
二 第五十五条の二十九第一項に規定する保管
三 保健衛生及び医療に関する事項
四 宗教上の行為に関する事項
五 書籍等の閲覧に関する事項

五 書籍等の閲覧に関する事項

六 第五十五条の四十八第一項に規定する遵守事項

七 面会及び通信の発受に関する事項

八 審査の申請を行うことができる措置、審査の申請をすべき行政庁及び審査の申請期間その他の審査の申請に関する事項

九 第五十五条の七十四第一項の規定による申告を行うことができる行為、申告先及び申告期間その他の同項の規定による申告に関する事項

十 苦情の申出に関する事項

二 前項の規定による告知は、法務省令で定めるところにより、書面で行うものとする。

(識別のための身体検査)

第五十五条の十九 入国警備官は、被收容者について、その入国者收容所等における收容の開始に際し、その者の識別のため必要な限度で、その身体を検査することができる。その後必要が生じたときも、同様とする。

2 女子の被收容者について前項の規定により検査を行う場合には、女子の入国警備官がこれを行わなければならない。ただし、女子の入国警備官がその検査を行うことができない場合には、男子の入国警備官が入国者收容所長等の指名する女子の職員を指揮して、これを行うことができる。

(起居動作の時間帯)

第五十五条の二十 入国者收容所長等は、法務省令で定めるところにより、食事、就寝その他の起居動作をすべき時間帯を定め、これを被收容者に告知するものとする。

第三節 金品の取扱い等

(物品の貸与等)

第五十五条の二十一 被收容者には、次に掲げる物品(書籍等を除く。以下この条から第五十五条の二十四まで及び第五十五条の六十八第一項第三号において同じ。)であつて、入国者收容所等における日常生活に必要なもの(第五十五条の二十三第一項各号に掲げる物品を除く。)を貸与し、又は支給するものとする。

- 一 衣類及び寝具
- 二 食事及び湯茶
- 三 日用品、筆記具その他の物品

2 被收容者には、前項に定めるもののほか、法務省令で定めるところにより、必要に応じ、入国者收容所等における日常生活に用いる物品(第五十五条の二十三第一項各号に掲げる物品

を除く。)を貸与し、又は嗜好品を支給することができる。

(自弁の物品の使用等)

第五十五条の二十二 入国者收容所長等は、被收容者が、次に掲げる物品(次条第一項各号に掲げる物品を除く。)について、自弁のものを使用し、又は摂取したい旨の申出をした場合には、入国者收容所等の規律及び秩序の維持その他管理運営上支障を生ずるおそれがある場合を除き、法務省令で定めるところにより、これを許すものとする。

- 一 衣類
- 二 食料品及び飲料
- 三 室内装飾品
- 四 嗜好品
- 五 日用品、文房具その他の入国者收容所等に用いる日常生活に用いる物品

(補正器具等の自弁等)

第五十五条の二十三 被收容者には、次に掲げる物品については、入国者收容所等の規律及び秩序の維持その他管理運営上支障を生ずるおそれがある場合を除き、自弁のものを使用させるものとする。

- 一 眼鏡その他の補正器具
- 二 信書を発するに必要な封筒その他の物品
- 三 その他法務省令で定める物品

2 前項各号に掲げる物品について、被收容者が自弁のものを使用することができない場合であつて、必要と認めるときは、その者にこれを貸与し、又は支給するものとする。

(物品の貸与等の基準)

第五十五条の二十四 第五十五条の二十一又は前条第二項の規定により貸与し、又は支給する物品は、被收容者の健康を保持するに足り、かつ、国民生活の実情等を勘案し、被收容者としての地位に照らして、適正と認められるものでなければならない。

(金品の検査)

第五十五条の二十五 入国者收容所等の職員は、次に掲げる金品について、検査を行うことができる。

- 一 被收容者が收容される際に所持する現金及び物品
- 二 被收容者が收容中に取得した現金及び物品(信書を除く。次号において同じ。)であつて、同号に掲げる現金及び物品以外のもの

(入国者收容所長等から支給された物品を除く。)

三 被收容者に交付するため当該被收容者以外の者が入国者收容所等に持参し、又は送付した現金及び物品

(收容時の所持物品等の処分)

第五十五条の二十六 入国者收容所長等は、前条第一号又は第二号に掲げる物品が次の各号のいずれかに該当する場合には、被收容者に対し、その物品について、親族(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この節において同じ。)その他相当と認められる者への交付その他相当の処分を求めるとする。

- 一 保管に不便なものであるとき。
- 二 腐敗し、又は滅失するおそれがあるものであるとき。
- 三 危険を生ずるおそれがあるものであるとき。

2 前項の規定により物品の処分を求めた場合において、被收容者が相当の期間内にその処分をしないときは、入国者收容所長等は、これを売却してその代金を被收容者に引き渡すものとする。ただし、売却することができないものは、廃棄することができる。

(差入物の引取り等)

第五十五条の二十七 入国者收容所長等は、第五十五条の二十五第三号に掲げる現金又は物品が次の各号のいずれかに該当する場合には、その現金又は物品を持参し、又は送付した者(以下この節において「差入人」という。)に対し、その引取りを求めるとする。

- 一 被收容者に交付することにより、入国者收容所等の規律及び秩序を害するおそれがあるものであるとき。
- 二 差入人の氏名が明らかでないものであるとき。
- 三 自弁により使用し、若しくは摂取することのできるものとされる物品又は出所の際に必要と認められる物品(以下この節において「自弁物品等」という。)以外の物品であるとき。
- 四 前条第一項各号のいずれかに該当する物品であるとき。

2 第五十五条の二十五第三号に掲げる現金又は物品であつて、前項第一号又は第二号に該当するものについて、差入人の所在が明らかでないため同項の規定による引取りを求めることができな

いときは、入国者收容所長等は、その旨を政令で定める方法によつて公告しなければならない。

3 前項に規定する現金又は物品について、第一項の規定による引取りを求め、又は前項の規定により公告した日から起算して六月を経過する日までに差入人がその現金又は物品の引取りをしないときは、その現金又は物品は、国庫に帰属する。

4 第二項に規定する物品であつて、第一項第四号に該当するものについては、入国者收容所長等は、前項の期間内でも、これを売却してその代金を保管することができる。ただし、売却できないものは、廃棄することができる。

5 第五十五条の二十五第三号に掲げる現金又は物品であつて、第一項第三号又は第四号に該当するもの(同項第一号又は第二号に該当するものを除く。)について、差入人の所在が明らかでないため同項の規定による引取りを求めることができないとき、若しくはその引取りを求めることが相当でないとき、又は差入人がその引取りを拒んだときは、入国者收容所長等は、被收容者に対し、親族その他相当と認められる者への交付その他相当の処分を求めるとする。

6 前条第二項の規定は、前項の規定により処分を求めた場合について準用する。

7 第五十五条の二十五第三号に掲げる現金又は物品であつて、第一項各号のいずれにも該当しないものについて、被收容者がその交付を受けることを拒んだ場合には、入国者收容所長等は、差入人に対し、その引取りを求めるとする。この場合においては、第二項及び第三項の規定を準用する。

(金品の引渡し及び領置)

第五十五条の二十八 次に掲げる金品のうち、この節の規定により被收容者が使用し、又は摂取することができるものは、被收容者に引き渡すものとする。

- 一 第五十五条の二十五第一号又は第二号に掲げる金品であつて、第五十五条の二十六第一項各号のいずれにも該当しないもの
- 二 第五十五条の二十五第三号に掲げる金品であつて、前条第一項各号のいずれにも該当しないもの(被收容者が交付を受けることを拒んだ金品を除く。)

2 前項各号に掲げる金品のうち、この節の規定により被收容者が使用し、又は摂取することが

できるもの以外のものは、入国者収容所長等が
領置するものとする。

(保管私物等)

第五十五条の二十九 入国者収容所長等は、法務
省令で定めるところにより、保管私物(被収容
者が前条第一項の規定により引渡しを受けて保
管する物品(第五項の規定により引渡しを受け
て保管する物品を含む。)及び被収容者が受け
た信書でその保管するものをいう。以下この節
及び第五十五条の六十八第一項第四号において
同じ。)の保管方法について、入国者収容所等
の管理運営上必要な制限をすることができ
る。

2 入国者収容所長等は、被収容者の保管私物
(法務省令で定めるものを除く。)の総量(第五
項及び次条において「保管総量」という。)が
保管限度量(被収容者一人当たりについて保管
することができる物品の量として入国者収容所
長等が定める量をいう。同項及び同条において
同じ。)を超えるとき、又は被収容者について
領置している物品(法務省令で定めるものを除
く。)の総量(第四項及び同条において「領置
総量」という。)が領置限度量(被収容者一人
当たりについて領置することができる物品の量
として入国者収容所長等が定める量をいう。同
項及び同条において同じ。)を超えるときは、
当該被収容者に対し、その超過量に相当する量
の物品について、親族その他相当と認める者へ
の交付その他相当の処分を求めることができ
る。腐敗し、又は滅失するおそれが生じた物品
についても、同様とする。

3 第五十五条の二十六第二項の規定は、前項の
規定により処分を求めた場合について準用す
る。

4 入国者収容所長等は、被収容者が保管私物に
ついて領置することを求めた場合において、相
当と認めるときは、これを領置することができ
る。ただし、領置総量が領置限度量を超えるこ
ととなる場合は、この限りでない。

5 入国者収容所長等は、前項の規定により領置
している物品について、被収容者がその引渡し
を求めた場合には、これを引き渡すものとする
。ただし、保管総量が保管限度量を超えるこ
ととなる場合は、この限りでない。

(物品の購入)

第五十五条の三十 入国者収容所長等は、被収容
者が自ら保管する現金を使用して自弁物品等を
購入することを申請した場合には、その購入に

より、保管総量が保管限度量を超え、又は領置
総量が領置限度量を超えることとなるときを除
き、これを許すものとする。

(保管私物等の交付)

第五十五条の三十一 入国者収容所長等は、被収
容者が、保管私物、自ら保管する現金又は領置
されている物品(第五十五条の六十五に規定す
る文書図画に該当するものを除く。)について、
他の者への交付(信書の発信に該当するものを
除く。)を申請した場合には、その交付(その
相手方が親族であるものを除く。)により入国
者収容所等の規律及び秩序を害するおそれがあ
る場合を除き、これを許すものとする。

(差入れ等に関する制限)
第五十五条の三十二 入国者収容所長等は、この
節に定めるもののほか、法務省令で定めるとこ
ろにより、差入れによる被収容者に対する金品
の交付及び被収容者による自弁物品等の購入に
ついて、入国者収容所等の管理運営上必要な制
限をすることができる。

(領置物の引渡し)
第五十五条の三十三 入国者収容所長等は、被収
容者の出所の際、領置している物品をその者に
引き渡すものとする。

(出所者の遺留物)
第五十五条の三十四 出所した被収容者の遺留物
(入国者収容所等に遺留した金品をいう。以下
この節及び第五十五条の八十二において同じ。)
は、その出所の日から起算して六月を経過する
日までに、その者からその引渡しを求める申出
がなく、又はその引渡しに要する費用の提供が
ないときは、国庫に帰属する。

2 前項の期間内でも、入国者収容所長等は、腐
敗し、又は滅失するおそれが生じた遺留物は、
廃棄することができる。

(逃走者等の遺留物)

第五十五条の三十五 被収容者が次の各号のい
ずれかに該当する場合において、当該各号に定め
る日から起算して六月を経過する日までに、そ
の者から引渡しを求める申出がなく、又は引渡
しに要する費用の提供がないときは、その遺留
物は、国庫に帰属する。

- 一 逃走したとき、逃走した日
- 二 第五十五条の五十四第二項の規定により解
放された場合において、同条第三項に規定す
る避難を必要とする状況がなくなった後速や
かに同項に規定する場所に出頭しなかつたと

き 当該避難を必要とする状況がなくなつ
た日

2 前条第二項の規定は、前項の遺留物について
準用する。

(死亡者の遺留物)

第五十五条の三十六 死亡した被収容者の遺留物
は、法務省令で定めるところにより、その遺族
等(法務省令で定める遺族その他の者をいう。
以下この章において同じ。)に対し、その申請
に基づき、引き渡すものとする。

2 死亡した被収容者の遺留物がある場合におい
て、その遺族等の所在が明らかでないため第五
十五条の八十二の規定による通知をすることが
できないときは、入国者収容所長等は、その旨
を政令で定める方法によつて公告しなければな
らない。

3 第一項の遺留物は、第五十五条の八十二の規
定による通知をし、又は前項の規定による公告
をした日から起算して六月を経過する日までに
第一項の申請がないときは、国庫に帰属する。

4 第五十五条の三十四第二項の規定は、第一項
の遺留物について準用する。

第四節 保健衛生及び医療

(保健衛生及び医療の原則)

第五十五条の三十七 入国者収容所等において
は、被収容者の心身の状況を把握することに努
め、被収容者の健康及び入国者収容所等内の衛
生を保持するため、社会一般の保健衛生及び医
療の水準に照らし適切な保健衛生上及び医療上
の措置を講ずるものとする。

(運動)

第五十五条の三十八 被収容者には、日曜日その
他法務省令で定める日を除き、できる限り戸外
で、その健康を保持するため適当な場所で運動
を行う機会を与えなければならない。

(被収容者の清潔義務)

第五十五条の三十九 被収容者は、身体、着衣及
び所持品並びに居室その他日常生活する場所を
清潔にしなければならない。

(入浴)

第五十五条の四十 被収容者には、法務省令で定
めるところにより、入国者収容所等における保
健衛生上適切な入浴を行わせるものとする。

(健康診断等)

第五十五条の四十一 入国者収容所長等は、入国
警備官に、被収容者から、その入国者収容所等
における収容の開始に際し、疾病、外傷等の有

無その他の健康状態につき事情を聴取させなけ
ればならない。

2 入国者収容所長等は、被収容者に対し、三月
に一回以上定期的に、法務省令で定めるところ
により、医師による健康診断を受けさせなけれ
ばならない。入国者収容所等における保健衛生
上必要があるときも、同様とする。

3 被収容者は、前項の規定による健康診断を受
けなければならない。この場合においては、そ
の健康診断の実施のため必要限度内における
採血、エックス線撮影その他の医学的処置を拒
むことはできない。

(診療等)

第五十五条の四十二 入国者収容所長等は、被収
容者が次の各号のいずれかに該当する場合に
は、速やかに、医師等職員又は入国者収容所長
等が委嘱する医師等(医師又は歯科医師をい
う。次条及び第五十五条の五十三第五項におい
て同じ。)による診療(栄養補給の処置を含む。
以下この節及び第五十五条の六十八第一項第五
号において同じ。)を行い、その他必要な医療
上の措置をとるものとする。ただし、第一号に
該当する場合において、その者の心身に著しい
障害が生ずるおそれ又は他人にその疾病を感染
させるおそれがないときは、その者の意思に反
しない場合に限る。

- 一 負傷し、若しくは疾病にかかっているこ
と、又はこれらの疑いがあるとき。
- 二 飲食物を摂取しない場合において、その心
身に著しい障害が生ずるおそれがあるとき。

2 入国者収容所長等は、前項の規定により診療
を行う場合において、必要に応じ被収容者を入
国者収容所等の外の病院又は診療所に通院さ
せ、やむを得ないときは被収容者を入国者収容
所等の外の病院又は診療所に入院させることが
できる。

(指名医による診療)

第五十五条の四十三 入国者収容所長等は、負傷
し、又は疾病にかかっている被収容者が、医師
等(医師等職員及び入国者収容所長等が委嘱す
る医師等を除く。)を指名して、その診療を受け
ることを申請した場合において、傷病の種類
及び程度、入国者収容所等に收容される前にそ
の医師等による診療を受けていたことその他の
事情に照らして、その被収容者の医療上適当で
あると認めるときは、入国者収容所等内又は入
国者収容所長等が適当と認める病院若しくは診

療所において、自弁によりその診療を受けることを許すことができる。

2 入国者収容所長等は、前項の規定による診療を受けることを許す場合において、同項の診療を行う医師等(以下この条において「指名医」という。)の診療方法を確認するため、又はその後その被収容者に対して入国者収容所等において診療を行うため必要があるときは、入国者収容所等の職員をしてその診療に立ち合わせ、若しくはその診療に関して指名医に質問させ、又は診療録の写しその他のその診療に関する資料の提出を求めることができる。

3 指名医は、その診療に際し、入国者収容所長等が法務省令で定めるところにより指示する事項を遵守しなければならない。

4 入国者収容所長等は、第一項の規定による診療を受けることを許した場合において、その指名医が、第二項の規定により入国者収容所長等が行う措置に従わないとき、前項の規定により入国者収容所長等が指示する事項を遵守しないとき、その他その診療を継続することが不適当であるときは、これを中止し、以後、その指名医の診療を受けることを許さないことができる。

(調整及びひげそり)

第五十五条の四十四 入国者収容所長等は、被収容者が調整又はひげそりを行いたい旨の申出をした場合には、法務省令で定めるところにより、これを許すものとする。

(感染症予防上の措置)

第五十五条の四十五 入国者収容所長等は、入国者収容所等内における感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要がある場合には、被収容者に対し、第五十五条の四十一第二項及び第三項の規定による健康診断又は第五十五条の四十二の規定による診療その他必要な医療上の措置をとるほか、予防接種、当該疾病を感染させるおそれがなくならないまでの間の隔離その他法務省令で定める措置をとるものとする。

(養護のための措置等)

第五十五条の四十六 入国者収容所長等は、老人、妊産婦、身体虚弱者その他の養護を必要とする被収容者について、その養護を必要とする事情に応じ、第五十五条の四十二の規定による医療上の措置に準じた措置をとるものとする。

2 入国者収容所長等は、被収容者が出産するとき、又はやむを得ない場合を除き、入国者収容所

等の外の病院、診療所又は助産所に入院させるものとする。

第五節 規律及び秩序の維持

(入国者収容所等の規律及び秩序)

第五十五条の四十七 入国者収容所等の規律及び秩序は、適正に維持されなければならない。

2 前項の目的を達成するため必要な措置は、被収容者の収容を確保し、並びにその処遇のための適切な環境及びその安全かつ平穏な共同生活を維持するため必要な限度を超えてはならない。(遵守事項等)

第五十五条の四十八 入国者収容所長等は、被収容者が遵守すべき事項(次項において「遵守事項」という。)を定めるものとする。

2 遵守事項は、次に掲げる事項を具体的に定めるものとする。

- 一 犯罪行為をしてはならないこと。
二 他人に対し、粗野若しくは乱暴な言動をし、又は迷惑を及ぼす行為をしてはならないこと。
三 自身を傷つける行為をしてはならないこと。
四 被収容者の処遇に従事する職員の職務の執行を妨げる行為をしてはならないこと。
五 自己又は他の被収容者の収容の確保を妨げるおそれのある行為をしてはならないこと。
六 入国者収容所等の安全を害するおそれのある行為をしてはならないこと。
七 入国者収容所等の衛生又は風紀を害する行為をしてはならないこと。
八 金品について、不正な使用、所持、授受その他の行為をしてはならないこと。
九 前各号に掲げるもののほか、入国者収容所等の規律及び秩序を維持するため必要な事項
十 前各号に掲げる事項について定めた遵守事項に違反する行為を企て、あおり、唆し、又は援助してはならないこと。
十一 前二項に定めるもののほか、入国者収容所長等又はその指定する職員は、入国者収容所等の規律及び秩序を維持するため必要がある場合には、被収容者に対し、その生活及び行動について指示することができる。

第五十五条の四十九 入国警備官は、入国者収容所等の規律及び秩序を維持するため必要がある場合には、被収容者について、並びにその所持品を取り上げて一時保管することができる。

2 第五十五条の十九第二項の規定は、前項の規定による女子の被収容者の身体及び着衣の検査について準用する。

3 入国警備官は、入国者収容所等の規律及び秩序を維持するため必要がある場合には、入国者収容所等内において、被収容者以外の者(第五十五条の五十六第一項各号に掲げる者を除く。)の着衣及び携帶品を検査し、並びにその者の携帶品を取り上げて一時保管することができる。
4 前項の検査は、文書画面の内容の検査に及んではならない。

(被収容者の隔離)

第五十五条の五十 入国者収容所長等は、被収容者が次の各号のいずれかに該当する場合には、その者を他の被収容者から隔離することができる。

- 一 他の被収容者と接触することにより入国者収容所等の規律及び秩序を害するおそれがあるとき。
二 他の被収容者から危害を加えられるおそれがあり、これを避けるために他に方法がないとき。
三 前項の規定による隔離の期間は、一月とす

る。ただし、特に継続の必要がある場合には、入国者収容所長等は、十日ごとにこれを更新することができる。
3 入国者収容所長等は、前項の期間中であつても、隔離の必要がなくなつたときは、直ちにその隔離を中止しなければならない。

(制止等の措置)

第五十五条の五十一 入国警備官は、被収容者が自身を傷つけ若しくは他人に危害を加え、逃走し、入国者収容所等の職員の職務の執行を妨げ、その他入国者収容所等の規律及び秩序を著しく害する行為をし、又はこれらの行為をしようとする場合には、合理的に必要と判断される限度で、その行為を制止し、その被収容者を拘束し、その他その行為を抑止するため必要な措置をとることができる。

2 入国警備官は、被収容者以外の者が次の各号のいずれかに該当する場合には、合理的に必要と判断される限度で、その行為を制止し、その行為をする者を拘束し、その他その行為を抑止するため必要な措置をとることができる。

- 一 入国者収容所等に侵入し、その設備を損壊し、入国者収容所等の職員の職務の執行を妨げ、又はこれらの行為を正にしようとするとき。
二 入国警備官の要求を受けたのに入国者収容所又は地方出入国在留管理局から退去しないとき。
三 被収容者の逃走又は入国者収容所等の職員の職務執行の妨害を、現場で、援助し、あおり、又は唆すとき。
四 被収容者に危害を加え、又は正に加えるようとするとき。
五 前二項の措置に必要な警備用具については、法務省令で定める。

(捕縄及び手錠の使用)

第五十五条の五十二 入国警備官は、被収容者を護送する場合又は被収容者が次の各号のいずれかに該当する行為をするおそれがある場合には、法務省令で定めるところにより、捕縄又は手錠を使用することができる。

- 一 逃走すること。
二 自身を傷つけ、又は他人に危害を加えること。
三 入国者収容所等の設備、器具その他の物を損壊すること。
四 捕縄及び手錠の制式は、法務省令で定める。

(保護室等への収容)

第五十五条の五十三 入国警備官は、被収容者が次の各号のいずれかに該当する場合には、入国者収容所長等の命令により、その者を保護室又は法務大臣が定める基準を満たす単独室(以下この条及び第五十五条の七十四第一項第三号において「保護室等」という。)に収容することができる。

- 一 自身を傷つけるおそれがあるとき。
二 次のイからハまでのいずれかに該当する場合において、入国者収容所等の規律及び秩序を維持するため特に必要があるとき。
イ 入国警備官の制止に従わず、大声又は騒音を発するとき。
ロ 他人に危害を加えるおそれがあるとき。
ハ 入国者収容所等の設備、器具その他の物を損壊し、又は汚損するおそれがあるとき。
2 前項に規定する場合において、入国者収容所長等の命令を待たないときは、入国警備官は、その命令を待たないで、その被収容者を保護室等に収容することができる。この場合には、速やかに、その旨を入国者収容所長等に報告しなければならない。
3 保護室等への収容の期間は、二十四時間以内とする。ただし、特に継続の必要がある場合に

は、入国者収容所長等は、二十四時間ごとこれを更新することができる。

4 入国者収容所長等は、前項の期間中であつても、保護室等への収容の必要がなくなつたときは、直ちにその収容を中止させなければならない。

5 被収容者を保護室等に収容し、又はその収容の期間を更新した場合には、入国者収容所長等は、速やかに、その被収容者の健康状態について、医師等職員又は入国者収容所長等が委嘱する医師等の意見を聴かなければならない。

6 保護室の構造及び設備の基準は、法務省令で定める。

（災害時の避難及び解放）

第五十五条の五十四 入国者収容所長等は、地震、火災その他の災害に際し、入国者収容所等内において避難の方法がないときは、被収容者を適当な場所に護送しなければならない。

2 前項の場合において、被収容者を護送するにできないときは、入国者収容所長等は、その者が入国者収容所等から解放することができない。地震、火災その他の災害に際し、入国者収容所等の外にある被収容者を避難させるため適当な場所に護送することができない場合も、同様とする。

3 前項の規定により解放された者は、避難を必要とする状況がなくなつた後速やかに、入国者収容所等又は入国者収容所長等が指定した場所に出頭しなければならない。

第六節 外部交通

（面会の相手方）

第五十五条の五十五 入国者収容所長等は、被収容者に対し、他の者から面会の申出があつたときは、これを許すものとする。ただし、入国者収容所等の規律及び秩序を維持し、又は衛生を保持するため必要があると認めるときは、この限りでない。

（領事官等以外の者との面会の立会い等）

第五十五条の五十六 入国者収容所長等は、その指名する職員に、被収容者と次に掲げる者（以下この節において「領事官等」という。）以外の者との面会に立ち合わせ、又はその面会の状況を録音させ、若しくは録画させるものとする。ただし、入国者収容所等の規律及び秩序を維持し、又は衛生を保持するため必要がないと認める場合には、その立会い並びに録音及び録画（次項において「立会い等」という。）をさせないことができる。

一 被収容者の国籍又は市民権の属する国の領事官
二 被収容者の訴訟代理人又は弁護士である弁護士（依頼によりこれらの者にならうとする弁護士を含む。）

2 入国者収容所長等は、前項の規定にかかわらず、被収容者と次に掲げる者との面会については、入国者収容所等の規律及び秩序を害する結果を生ずるおそれがあると認めるときは、特別の事情がある場合を除き、立会い等をさせてはならない。

一 自己に対する入国者収容所長等の措置その他自己が受けた処遇に關し調査を行う国又は地方公共団体の機関の職員
二 自己に対する入国者収容所長等の措置その他自己が受けた処遇に關し弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）第三条第一項に規定する職務を遂行する弁護士

（面会の一時停止及び終了）

第五十五条の五十七 入国者収容所等の職員は、次の各号のいずれか（領事官等との面会にあつては、第一号又はハに限る。）に該当する場合には、その行為若しくは発言を制止し、又はその面会を一時停止させることができる。この場合においては、面会の一時停止のため、被収容者又は面会の相手方に対し面会の場所からの退出を命じ、その他必要な措置をとることができる。

- 一 被収容者又は面会の相手方が次のイからハまでのいずれかに該当する行為をするとき。
イ 次条第一項の規定による制限に違反する行為
ロ 入国者収容所等の規律及び秩序を害する行為
ハ 衛生上の支障がある行為

二 被収容者又は面会の相手方が次のイからハまでのいずれかに該当する内容の発言をするとき。

- イ 暗号の使用その他の理由によつて、入国者収容所等の職員が理解できないもの
ロ 犯罪の実行を共謀し、あおり、又は唆すもの
ハ 入国者収容所等の規律及び秩序を害する結果を生ずるおそれのあるもの

2 入国者収容所長等は、前項の規定により面会が一時停止された場合において、面会を継続させることが相当でないとき、その面会を終わらせることができる。

（面会に関する制限）

第五十五条の五十八 入国者収容所長等は、被収容者の面会に關し、法務省令で定めるところにより、面会の相手方の人数、面会の場所、日及び時間帯、面会の時間及び回数その他面会の態様について、入国者収容所等の規律及び秩序の維持、衛生の保持その他管理運営上必要な制限をすることができる。

2 前項の規定により面会の回数について制限をするときは、その回数は、面会の相手方一人ごとに一日につき一回を下回つてはならない。

（発受を許す信書）

第五十五条の五十九 入国者収容所長等は、被収容者に対し、第五十五条の六十一の規定により差し止める場合を除き、他の者との間で信書を発受することを許すものとする。

（信書の検査）

第五十五条の六十 入国者収容所長等は、入国者収容所等の規律及び秩序の維持その他の理由により必要があると認めるときは、その指名する職員に、被収容者が発受する信書について、検査を行わせることができる。

2 次に掲げる信書については、前項の検査は、これらの信書に該当することを確認するため必要な限度において行うものとする。ただし、第四号に掲げる信書について、入国者収容所等の規律及び秩序を害する結果を生ずるおそれがあると認めるときは、特別の事情がある場合は、この限りでない。

- 一 領事官等から受ける信書
二 被収容者が国又は地方公共団体の機関から受ける信書
三 被収容者が自己に対する入国者収容所長等の措置その他自己が受けた処遇に關し調査を行う国又は地方公共団体の機関に対して発する信書
四 被収容者が自己に対する入国者収容所長等の措置その他自己が受けた処遇に關し弁護士法第三条第一項に規定する職務を遂行する弁護士（弁護士法人又は弁護士・外国法事務弁護士共同法人を含む。次条第二項において同じ。）との間で発受する信書

（信書の内容による差し止め等）
第五十五条の六十一 入国者収容所長等は、前条の規定による検査の結果、被収容者が発受する信書について、その全部又は一部が次の各号のいずれかに該当する場合には、その発受を差し止め、又はその該当箇所を削除し、若しくは抹消することができる。同条第二項各号に掲げる信書について、これらの信書に該当することを確認する過程においてその全部又は一部が次の各号のいずれかに該当することが判明した場合も、同様とする。

一 暗号の使用その他の理由によつて、入国者収容所等の職員が理解できない内容のものであるとき。
二 発受によつて、刑罰法令に触れることとなり、又は刑罰法令に触れる結果を生ずるおそれがあるとき。
三 発受によつて、入国者収容所等の規律及び秩序を害する結果を生ずるおそれがあるとき。
四 威迫にわたる記述又は明らかな虚偽の記述があるため、受信者を著しく不安にさせ、又は受信者に損害を被らせるおそれがあるとき。

五 受信者を著しく侮辱する記述があるとき。
2 前項の規定にかかわらず、被収容者が国又は地方公共団体の機関との間で発受する信書であつてその機関の権限に属する事項を含むもの及び被収容者が弁護士との間で発受する信書であつてその被収容者に係る弁護士法第三条第一項に規定する弁護士の職務に属する事項を含むものについては、その発受の差し止め又はその事項に係る部分の削除若しくは抹消は、その部分の全部又は一部が前項第一号から第三号までのいずれかに該当する場合に限り、これを行うことができる。

（信書に関する制限）

第五十五条の六十二 入国者収容所長等は、法務省令で定めるところにより、被収容者が発する信書の作成要領、その発信の申請の日及び時間帯並びに被収容者の信書の発受の方法について、入国者収容所等の管理運営上必要な制限をすることができる。

（発信に要する費用）

第五十五条の六十三 信書の発信に要する費用については、被収容者が負担することができる場合において、入国者収容所長等が発信の目的に照らし相当と認めるときは、その全部又は一部を国庫の負担とする。

（発受を差し止めた信書等の取扱）

第五十五条の六十四 入国者収容所長等は、第五十五条の六十一の規定により信書の発受を差し

止めた場合にはその信書を、同条の規定により信書の一部を削除した場合にはその削除した部分を保管するものとする。

2 入国者収容所長等は、第五十五条の六十一の規定により信書の記述の一部を抹消する場合には、その抹消する部分の複製を作成し、これを保管するものとする。

3 入国者収容所長等は、被収容者の出所の際、前二項の規定により保管する信書の全部若しくは一部又は複製（以下この章において「発受差止信書等」という。）をその者に引き渡すものとする。

4 入国者収容所長等は、被収容者が死亡した場合には、法務省令で定めるところにより、その遺族等に対し、その申請に基づき、発受差止信書等を引き渡すものとする。

5 前二項の規定にかかわらず、発受差止信書等の引渡しにより入国者収容所等の規律及び秩序の維持に支障を生ずるおそれがあるときは、これを引き渡さないものとする。次に掲げる場合において、その引渡しにより入国者収容所等の規律及び秩序の維持に支障を生ずるおそれがあるときも、同様とする。

一 出所した被収容者が、出所後に、発受差止信書等の引渡しを求めたとき。

二 被収容者が、第五十五条の三十五第一項各号のいずれかに該当する場合において、発受差止信書等の引渡しを求めたとき。

6 第五十五条の三十四第一項、第五十五条の三十五第一項並びに第五十五条の三十六第二項及び第三項の規定は、被収容者に係る発受差止信書等（前項の規定により引き渡さないこととされたものを除く。）について準用する。この場合において、同条第三項中「第一項の申請」とあるのは、「第五十五条の六十四第四項の申請」と読み替えるものとする。

7 第五項の規定により引き渡さないこととした発受差止信書等は、次の各号に掲げる日から起算して三年を経過した日に、国庫に帰属する。

一 被収容者の出所又は死亡の日

二 被収容者が第五十五条の三十五第一項各号のいずれかに該当することとなつた日

(被収容者作成の文書図画)

第五十五条の六十五 入国者収容所長等は、被収容者がその作成した文書図画（信書を除く。）を他の者に交付することを申請した場合に、その交付につき、被収容者が発する信書に準じて検査その他の措置をとることができる。

(電話等による通信)

第五十五条の六十六 入国者収容所長等は、被収容者に対し、相当と認めるときは、電話その他政令で定める電気通信の方法による通信を行うことを許すことができる。

2 第五十五条の六十三の規定は、前項の通信について準用する。

(通信の確認等)

第五十五条の六十七 入国者収容所長等は、入国者収容所等の規律及び秩序の維持その他の理由により必要があると認める場合には、その指名する職員に、前条第一項の通信の内容を確認するため、その通信を受けさせ、又はその内容を記録させることができる。

2 第五十五条の五十七第一項（第一号イを除く。）及び第二項の規定は、前条第一項の通信について準用する。

第七節 不服申立て

(審査の申請)

第五十五条の六十八 次に掲げる入国者収容所長等の措置に不服がある者は、書面で、出入国在留管理庁長官に対し、審査の申請をすることができる。

一 第五十五条の六に規定する宗教上の行為の禁止又は制限

二 第五十五条の七第二項の規定による書籍等の閲覧の禁止

三 第五十五条の二十二の規定による自弁の物品の使用又は摂取を許さない処分

四 第五十五条の三十一の規定による保管物品の交付を許さない処分

五 第五十五条の四十三第一項の規定による診療を受けることを許さない処分又は同条第四項の規定による診療の中止

六 第五十五条の五十一第一項の規定による隔離

七 第五十五条の六十一、第五十五条の六十二又は第五十五条の六十五の規定による信書の発受又は文書図画の交付の差止め又は制限

八 第五十五条の六十四第五項前段の規定による発受差止信書等の引渡しをしない処分（同条第三項の規定による引渡しに係るものに限る。）

2 前項の規定による審査の申請（以下この節において単に「審査の申請」という。）は、これを行う者が自らしなければならぬ。

(審査の申請期間)

第五十五条の六十九 審査の申請は、前条第一項に規定する措置の告知があつた日の翌日から起算して三十日以内に行なわれなければならない。

2 天災その他前項の期間内に審査の申請をしなかつたことについてやむを得ない理由があるときは、同項の規定にかかわらず、その理由がやんだ日の翌日から起算して一週間以内に限り、審査の申請をすることができる。

3 入国者収容所長等が誤つて法定の期間よりも長い期間を審査の申請期間として告示した場合において、その告示された期間内に審査の申請がされたときは、その審査の申請は、法定の期間内にされたものとみなす。

(行政不服審査法の準用)

第五十五条の七十 行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第十五条、第十八条第三項、第十九条第二項及び第四項、第二十二條第一項及び第五項、第二十三条、第二十五条第一項、第二項及び第六項、第二十六条、第二十七条並びに第三十九条の規定は、審査の申請について準用する。この場合において、同法第二十五条第二項中「審査請求人の申立てにより又は職権で」とあるのは、「職権で」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(調査)

第五十五条の七十一 出入国在留管理庁長官は、職権で、審査の申請に関して必要な調査をすることができる。

2 出入国在留管理庁長官は、前項の調査をするため必要があるときは、入国者収容所長等に対し、報告若しくは資料その他の物件の提出を命じ、又はその指名する職員をして、審査の申請をした者その他の関係者に対し質問をさせ、若しくは物件の提出を求めさせ、これらの者が提出した物件を留め置かせ、若しくは検証を行わせることができる。

(裁決)

第五十五条の七十二 出入国在留管理庁長官は、審査の申請を受けたときは、できる限り九十日以内で裁決をするよう努めるものとする。

2 行政不服審査法第四十五条第一項及び第二項、第四十六条第一項本文及び第二項（第二号を除く）、第四十七条（ただし書及び第二号を除く）、第四十八条、第五十条第一項及び第三項、第五十一条並びに第五十二条第一項及び第三項の規定は、審査の申請の裁決について準用する。この場合において、同法第五十一条第三項中「総務省令」とあるのは、「法務省令」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(再審査の申請)

第五十五条の七十三 審査の申請の裁決に不服がある者は、書面で、法務大臣に対し、再審査の申請をすることができる。

2 前項の規定による再審査の申請（以下この節において単に「再審査の申請」という。）は、審査の申請についての裁決の告知があつた日の翌日から起算して三十日以内に行なわれなければならない。

3 第五十五条の六十八第二項、第五十五条の六十九第二項、第五十五条の七十一及び前条第一項並びに行政不服審査法第十五条、第十八条第三項、第十九条第二項及び第四項、第二十三条、第二十五条第一項、第二項及び第六項、第二十六条、第二十七条並びに第二十九条（第二号を除く）、第四十七条（ただし書及び第二号を除く）、第四十八条、第五十条第一項、第五十一条、第五十二条第一項及び第二項、第六十二条第二項並びに第六十四条第一項から第三項までの規定は、再審査の申請について準用する。この場合において、同法第二十五条第二項中「審査請求人の申立てにより又は職権で」とあるのは、「職権で」と、同法第五十一条第三項中「総務省令」とあるのは、「法務省令」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(出入国在留管理庁長官に対する事実の申告)

第五十五条の七十四 被収容者は、自己に対する入国者収容所等の職員による行為であつて、次に掲げるものがあつたときは、政令で定めるところにより、書面で、出入国在留管理庁長官に対し、その事実を申告することができる。

一 身体に対する違法な有形力の行使

二 違法又は不当な捕縛又は手錠の使用

三 違法又は不当な保護室等への収容

2 前項の規定による申告は、その申告に係る事実があつた日の翌日から起算して三十日以内に行なわれなければならない。

3 第五十五条の六十八第二項、第五十五条の六十九第二項及び第三項並びに第五十五条の七十一並びに行政不服審査法第十八条第三項、第二十二條第一項及び第五項、第二十三条、第二十七條並びに第三十九条の規定は、第一項の規定による申告について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(通知)

第五十五条の七十五 前条第一項の規定による申告が適法であるときは、出入国在留管理庁長官は、その申告に係る事実の有無について確認し、その結果をその申告をした者に通知するものとす。ただし、その者が出所したときは、この限りでない。

2 前条第一項の規定による申告が法定の期間経過後にされたものであるとき、その他不適法であるときは、出入国在留管理庁長官は、その旨をその申告をした者に通知するものとする。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

3 第五十五条の七十二第一項並びに行政不服審査法第五十条第一項及び第三項の規定は、前二項の規定による通知について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

4 出入国在留管理庁長官は、前条第一項に規定する事実があつたことを確認した場合において、必要があつたときを認めるときは、同様の行為の再発の防止のため必要な措置その他の措置をとるものとする。

(法務大臣に対する事実の申告)
第五十五条の七十六 被收容者は、前条第一項又は第二項の規定による通知を受けた場合において、その内容に不服があるときは、政令で定めるところにより、書面で、法務大臣に対し、第五十五条の七十四第一項に規定する事実を申告することができる。

2 前項の規定による申告は、前条第一項又は第二項の規定による通知を受けた日の翌日から起算して三十日以内に行なうなければならない。

3 第五十五条の六十八第二項、第五十五条の六十九第二項、第五十五条の七十一、第五十五条の七十二第一項並びに前条第一項、第二項及び第二十三並びに行政不服審査法第十八条第三項、第二十三條の規定は、第一項の規定による申告について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(法務大臣に対する苦情の申出)
第五十五条の七十七 被收容者は、自己に対する入国者收容所長等の措置その他自己が受けた処遇について、書面で、法務大臣に対し、苦情の申出をすることができる。

2 第五十五条の六十八第二項の規定は、前項の苦情の申出について準用する。

3 法務大臣は、第一項の苦情の申出を受けたときは、これを誠実に処理し、処理の結果を当該苦情の申出をした者に通知しなければならない。ただし、その者が出所したときは、この限りでない。

(監査官に対する苦情の申出)
第五十五条の七十八 被收容者は、自己に対する入国者收容所長等の措置その他自己が受けた処遇について、口頭又は書面で、第五十五条の九の規定により実地監査を行う監査官(以下この節において単に「監査官」という。)に対し、苦情の申出をすることができる。

2 第五十五条の六十八第二項の規定は、前項の苦情の申出について準用する。

3 監査官は、口頭による第一項の苦情の申出を受けるに当たつては、入国者收容所等の職員を立ち会わせてはならない。

4 前条第三項の規定は、監査官が第一項の苦情の申出を受けた場合について準用する。

(入国者收容所長等に対する苦情の申出)
第五十五条の七十九 被收容者は、自己に対する入国者收容所長等の措置その他自己が受けた処遇について、口頭又は書面で、入国者收容所長等に対し、苦情の申出をすることができる。

2 第五十五条の六十八第二項の規定は、前項の苦情の申出について準用する。

3 被收容者が口頭で第一項の苦情の申出をするときは、入国者收容所長等は、その指名する職員にその内容を聴取させることができる。

4 第五十五条の七十七第三項の規定は、入国者收容所長等が第一項の苦情の申出を受けた場合について準用する。

一項の苦情の申出をいう。次条において同じ。)の書面は、検査をしてはならない。

(不利益取扱いの禁止)
第五十五条の八十一 入国者收容所又は地方出入国在留管理局の職員は、被收容者が審査の申請等又は苦情の申出をしたことを理由として、その者に対し、不利益な取扱いをしてはならない。

第八節 死亡
(死亡の通知)
第五十五条の八十二 入国者收容所長等は、被收容者が死亡した場合には、法務省令で定めるところにより、その遺族等に対し、その死亡の原因及び日時並びに交付すべき遺留物又は発受差止信書等があるときはその旨を速やかに通知しなければならない。

(死体に関する措置)
第五十五条の八十三 被收容者が死亡した場合において、その死体の埋葬又は火葬を行う者がないときは、墓地、埋葬等に関する法律(昭和二十三年法律第四十八号)第九條の規定にかかわらず、その埋葬又は火葬は、入国者收容所長等が行うものとする。

2 前項に定めるもののほか、被收容者の死体に関する措置については、法務省令で定める。

第五章の三 出国命令
(出国命令に係る審査)
第五十五条の八十四 入国警備官は、容疑者が出国命令対象者となるに足りるに足りる相当の理由があるときは、第三十九條第一項の規定にかかわらず、当該容疑者に係る違反事件を入国審査官に引き継がなければならない。

2 入国審査官は、前項の規定により違反事件の引き継ぎを受けたときは、当該容疑者が出国命令対象者となるかどうかを速やかに審査しなければならない。

3 入国審査官は、審査の結果、当該容疑者が出国命令対象者に該当すると認定したときは、速やかに主任審査官にその旨を知らせなければならない。

4 入国審査官は、当該容疑者が退去強制対象者に該当すると疑うに足りる相当の理由があるときは、その旨を入国警備官に通知するとともに、当該違反事件を入国警備官に差し戻すものとする。

又は前条第三項の規定による通知を受けたときは、速やかに当該通知に係る容疑者に対し、本邦からの出国を命じなければならない。この場合において、主任審査官は、十五日を超えない範囲内で出国期限を定めるものとする。

2 主任審査官は、前項の規定により出国命令をする場合には、当該容疑者に対し、次条の規定による出国命令書を交付しなければならない。

3 主任審査官は、第一項の規定により出国命令をする場合には、法務省令で定めるところにより、当該容疑者に対し、住居及び行動範囲の制限その他必要と認める条件を付することができる。

(出国命令書の方式)
第五十五条の八十六 前条第二項の規定により交付される出国命令書には、出国命令を受ける者の氏名、年齢及び国籍、出国命令の理由、出国期限、交付年月日その他法務省令で定める事項を記載し、かつ、主任審査官がこれに記名押印しなければならない。

(出国期限の延長)
第五十五条の八十七 主任審査官は、法務省令で定めるところにより、第五十五条の八十五第一項の規定により出国命令を受けた者から、当該出国命令に係る出国期限内に出国することができない旨の申出があつた場合には、船舶等の運航の都合その他その責めに帰することができない事由があるときを認めるときに限り、当該出国期限を延長することができる。

(出国命令の取消し)
第五十五条の八十八 主任審査官は、第五十五条の八十五第一項の規定により出国命令を受けた者が同条第三項の規定に基づき付された条件に違反したときは、当該出国命令を取り消すことができる。

第六章 船舶等の長及び運送業者の責任
(協力の義務)
第五十六条 本邦に入る船舶等の長及びその船舶等を運航する運送業者は、入国審査官の行う審査その他の職務の遂行に協力しなければならない。

(旅券等の確認義務)
第五十六条の二 本邦に入る船舶等を運航する運送業者(運送業者がないときは、当該船舶等の長)は、外国人が不法に本邦に入ること防止するため、当該船舶等に乗ろうとする外国人の

旅券等の確認義務)
第五十六条の二 本邦に入る船舶等を運航する運送業者(運送業者がないときは、当該船舶等の長)は、外国人が不法に本邦に入ること防止するため、当該船舶等に乗ろうとする外国人の

旅券、乗員手帳又は再入国許可書を確認しなければならぬ。

(報告の義務)

第五十七條 本邦に入る船舶等の長は、法務省令で定めるところにより、あらかじめ、その船舶等が到着する出入国港の入国審査官に対し、その乗員及び乗客に係る氏名その他の法務省令で定める事項を報告しなければならない。

2 本邦から出る船舶等の長は、その船舶等が発する出入国港の入国審査官の要求があつたときは、その乗員及び乗客に係る前項に規定する事項を報告しなければならない。

3 本邦に入る船舶等の長は、有効な旅券、乗員手帳又は再入国許可書を所持しない外国人がその船舶等に乗つて居ることを知つたときは、直ちにその旨をその出入国港の入国審査官に報告しなければならない。

4 本邦に入る指定旅客船の船長は、当該指定旅客船に第十四条の二第二項の規定による許可を受けて居る者が乗つて居るときは、当該指定旅客船が出入国港に到着する都度、直ちに、その者の氏名その他法務省令で定める事項をその出入国港の入国審査官に報告しなければならない。

5 本邦に入る船舶等の長は、当該船舶等に第十六条第二項の規定による許可を受けて居る乗員が乗り組んで居るときは、当該船舶等が出入国港に到着する都度、直ちに、当該乗員の氏名その他法務省令で定める事項をその出入国港の入国審査官に報告しなければならない。

6 本邦の出入国港から出発する指定旅客船の船長は、当該出入国港の入国審査官の要求があつたときは、第十四条の二第二項又は第二項の規定による許可を受けた者がその指定旅客船に帰船して居るかどうかを報告しなければならない。

7 本邦から出る船舶等の長は、その船舶等が発する出入国港の入国審査官の要求があつたときは、第十五条第一項の規定による通過上陸の許可を受けた者がその船舶に帰船して居るかどうかが、乗員上陸の許可を受けた者で当該船舶等に乗り組むべきものが乗り組んで居るかどうかが及び第二十五条第二項又は第六十条第二項の規定に違反して出国しようとする者が乗つて居るかどうかを報告しなければならない。

8 入国審査官は、第七条第一項その他の出入国管理及び難民認定法の規定の実施を確保するた

め必要があると認めるときは、本邦に入る航空機を運航する運送業者その他の法務省令で定める者に対し、当該航空機が出入国港に到着する前に、当該航空機に係る予約者(航空券の予約をした者をいう。以下この項において同じ。)、当該予約者に係る予約の内容、当該予約者の携帯品及び当該予約者が当該航空機に搭乗するための手続に関する事項で法務省令で定めるものを報告することを求めることができる。

9 前項の規定により報告を求められた者は、法務省令で定めるところにより、当該報告をしなければならない。この場合において、当該者が、当該報告に代えて、入国審査官が電磁的記録を利用してその情報を閲覧することができる状態に置く措置であつて法務省令で定めるものを講じたときは、当該報告をしたものとみなす。(上陸防止の義務)

第五十八條 本邦に入る船舶等の長は、前条第三項に規定する外国人がその船舶等に乗つて居ることを知つたときは、当該外国人が上陸することを防止しなければならない。(送還の義務)

第五十九條 次の各号のいずれかに該当する外国人が乗つてきた船舶等の長又はその船舶等を運航する運送業者は、当該外国人をその船舶等又は当該運送業者に属する他の船舶等により、その責任と費用で、速やかに本邦外の地域に送還しなければならない。

一 第三章第一節又は第二節の規定により上陸を拒否された者
二 第二十四条第五号から第六号の四までのいずれかに該当して本邦からの退去強制を受けた者
三 前号に規定する者を除き、上陸後五年以内に、第二十四条各号のいずれかに該当して退去強制を受けた者のうち、その者の上陸のときに当該船舶等の長又は運送業者がその者について退去強制の理由となつた事実があることを明らかに知つていたと認められるもの

2 前項の場合において、当該運送業者は、その外国人を同項に規定する船舶等により送還することができないときは、その責任と費用で、速やかに他の船舶等により送還しなければならない。

3 主任審査官は、前二項の規定にかかわらず、これらの規定により船舶等の長又はその船舶等

を運航する運送業者が負うべき責任と費用の負担のうち、出国待機施設にとどめておくことに伴うものについては、有効な旅券で日本国領事官等の査証を受けたものを所持する外国人に係るものに限り、その全部又は一部を免除することができる。

第六章の二 事実の調査

第五十九條の二 法務大臣又は出入国在留管理庁長官は、在留資格認定証明書の交付、第九条第八項の登録(同項第一号ハに該当する者に係るものに限る。)、又は第十二条第一項、第十九条第二項(第二十条第三項本文(第二十二條の二第三項(第二十二條の三において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。)、第二十一条第三項、第二十二條第二項(第二十二條の二第四項(第二十二條の三において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。)、第二十六条第一項、第六十一条の二の五第一項若しくは第六十一条の二の十四の規定による許可に関する処分を行うため必要がある場合には入国審査官に、第二十二條の四第一項の規定による在留資格の取消しに関する処分又は第五十条第一項の規定による許可に関する処分又は第五十条第一項の規定による許可に関する処分又は入国警備官に、それぞれ事実の調査をさせることができる。

2 入国審査官又は入国警備官は、前項の調査のため必要があるときは、外国人その他の関係人に対し出頭を求め、質問をし、又は文書の提示を求めることができる。

3 法務大臣、出入国在留管理庁長官、入国審査官又は入国警備官は、第一項の調査について、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

第七章 日本人の出国及び帰国
第六十条 本邦外の地域に赴く意図をもつて出国する日本人(乗員を除く。)、は、有効な旅券を所持し、その者が出国する出入国港において、法務省令で定める手続により、入国審査官から出国の確認を受けなければならない。

2 前項の日本人は、出国の確認を受けなければならない。(日本人の帰国)

第六十一条 本邦外の地域から本邦に帰国する日本人(乗員を除く。)、は、有効な旅券(有効な

旅券を所持することができないときは、日本の国籍を有することを証する文書)を所持し、その者が上陸する出入国港において、法務省令で定める手続により、入国審査官から帰国の確認を受けなければならない。

第七條の二 難民の認定等
(難民の認定等)
第六十一条の二 法務大臣は、本邦にある外国人から法務省令で定める手続により難民である旨の認定の申請があつたときは、その提出した資料に基づき、その者が難民である旨の認定(以下「難民の認定」という。)を行うことができる。

2 法務大臣は、本邦にある外国人から法務省令で定める手続により補完的保護対象者である旨の認定の申請があつたときは、その提出した資料に基づき、その者が補完的保護対象者である旨の認定(以下「補完的保護対象者の認定」という。)を行うことができる。

3 法務大臣は、第一項の申請をした外国人について難民の認定をしない処分をする場合において、当該外国人が補完的保護対象者に該当すると認めるときは、補完的保護対象者の認定を行うことができる。

4 法務大臣は、第一項の申請をした外国人について、難民の認定をしたときは、法務省令で定める手続により、当該外国人に対し、難民認定証明書を交付し、その認定をしない処分をしたときは、当該外国人に対し、理由を付した書面をもつて、その旨を通知する。

5 法務大臣は、第一項又は第二項の申請をした外国人について、補完的保護対象者の認定をしたときは、法務省令で定める手続により、当該外国人に対し、補完的保護対象者認定証明書を交付し、同項の申請があつた場合においてその認定をしない処分をしたときは、当該外国人に対し、理由を付した書面をもつて、その旨を通知する。

(在留資格に係る許可)
第六十一条の二の二 法務大臣は、難民の認定又は補完的保護対象者の認定をする場合であつて、前条第一項又は第二項の申請をした外国人が在留資格未取得外国人(別表第一又は別表第二の上欄の在留資格をもつて本邦に在留する者、一時庇護のための上陸の許可を受けた者で当該許可書に記載された期間を経過していないもの及び特別永住者以外の者をいう。以下同

じ。)であるときは、当該在留資格未取得外国人が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、その者に定住者の在留資格の取得を許可するものとする。

一 第二十四条第三号から第三号の五まで又は第四号八からロまでに掲げる者のいずれかに該当するとき。

二 本邦に入つた後に、刑法第二編第十一章、第十六章から第十九章まで、第二十三章、第二十六章、第二十七章、第三十一章、第三十三章、第三十六章、第三十七章若しくは第三十九章の罪、暴力行為等処罰に関する法律第一条、第一条ノ二若しくは第一条ノ三(刑法第二百二十二条又は第二百六十一条に係る部分を除く。)の罪、盗犯等の防止及び処分に

関する法律の罪、特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律第十五条若しくは第十六条の罪又は自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律第二条若しくは第六条第一項の罪により懲役又は禁錮に処せられたものであるとき。

2 法務大臣は、前項の規定による許可をするこ
ととしたときは、出入国在留管理庁長官に、当該外国人に対し、その旨を通知させるものとす
る。この場合において、その通知は、出入国在
留管理庁長官が、入国審査官に、次の各号に掲
げる区分に応じ、当該各号に定める措置をとら
せることにより行うものとする。

一 当該許可に係る外国人が中长期在留者とな
るとき 当該外国人に対する在留カードの
交付

二 前号に掲げる場合以外の場合 当該外国人
に対する在留資格及び在留期間を記載した
在留資格証明書の交付

3 第一項の規定による法務大臣の許可は、前項
各号に定める措置があつた時に、その効力を生
ずる。

4 法務大臣は、第一項の規定による許可をする
場合において、当該在留資格未取得外国人が仮
上陸の許可又は第三章第四節の規定による上陸
の許可を受けているときは、当該仮上陸の許可
又は上陸の許可を取り消すものとする。

第六十一条の二の三 法務大臣は、難民の認定又
は補充的保護対象者の認定を受けている外国人
(難民の認定又は補充的保護対象者の認定に引
き続く第五章に規定する退去強制の手続(第六
十三条第一項の規定に基づく退去強制の手続を

含む。第六十一条の二の九において同じ。)に
おいて第五十条第一項の規定による許可(第六
十三条第一項の規定に基づく退去強制の手続に
おいて第五十条第一項の規定に準じて行われる
許可を含む。)により在留資格を取得した者を
除く。から、第二十条第二項の規定による定
住者の在留資格への変更の申請があつたとき、
又は第二十条第二項(第二十条の三)の規定に
おいて準用する場合を含む。)の規定による定
住者の在留資格の取得の申請があつたときは、
第二十条第三項本文(第二十条の二第三項
(第二十条の三)において準用する場合を含む
)において準用する場合を含む。)の規定にか
かわらず、これを許可するものとする。
(仮滞在の許可)

第六十一条の二の四 法務大臣は、在留資格未取
得外国人から第六十一条の二第一項又は第二項
の申請があつたときは、当該在留資格未取得外
国人が次の各号のいずれかに該当する場合を除
き、その者に仮に本邦に滞在することを許可す
るものとする。

一 仮上陸の許可を受けているとき。
二 寄港地上陸の許可、船舶観光上陸の許可、
通過上陸の許可、乗員上陸の許可、緊急上陸
の許可又は遭難による上陸の許可を受け、旅
券又は当該許可書に記載された期間を経過し
ていないとき。

三 第二十条の二第一項の規定により本邦に
在留することができるとき。

四 本邦に入つた時に、第五条第一項第四号か
ら第十四号までに掲げる者のいずれかに該当
していたとき。

五 第二十四条第三号から第三号の五まで又は
第四号八からロまでに掲げる者のいずれかに
該当すると疑うに足りる相当の理由があると
き。

六 本邦に上陸した日(本邦にある間に難民又
は補充的保護対象者となる事由が生じた者に
あつては、その事実を知つた日)から六月を
経過した後第六十一条の二第一項又は第二項
の申請を行ったものであることが明らかであ
るとき(やむを得ない事情があるときを除
く)。

七 次のイ又はロのいずれにも該当しないこと
が明らかであるとき。

イ 本邦にある間に難民となる事由が生じた
場合を除き、その者の生命、身体又は身体

の自由が難民条約第一条A(2)に規定す
る理由によつて害されるおそれのある領
域から直接本邦に入つたものであるとき。
ロ 本邦にある間に補充的保護対象者となる
事由が生じた場合を除き、その者が迫害を
受けるおそれのある領域から直接本邦に
入つたものであるとき。

八 本邦に入つた後に、刑法第二編第十一章、
第十六章から第十九章まで、第二十三章、第
二十六章、第二十七章、第三十一章、第三十
三章、第三十六章、第三十七章若しくは第三
十九章の罪、暴力行為等処罰に関する法律第
一条、第一条ノ二若しくは第一条ノ三(刑法
第二百二十二条又は第二百六十一条に係る部
分を除く。)の罪、盗犯等の防止及び処分に
関する法律の罪、特殊開錠用具の所持の禁止
等に関する法律第十五条若しくは第十六条の
罪又は自動車の運転により人を死傷させる行
為等の処罰に関する法律第二条若しくは第六
条第一項の罪により懲役又は禁錮に処せられ
たものであるとき。

九 退去強制令書の発付を受けているとき。
十 逃亡するおそれがあると疑うに足りる相当
の理由があるとき。

2 法務大臣は、前項の規定による許可をする場
合には、法務省令で定めるところにより、当該
許可に係る滞在期間(以下「仮滞在期間」とい
う。)を決定し、入国審査官に、当該在留資格
未取得外国人に対し当該仮滞在期間を記載した
仮滞在許可書を交付させるものとする。この場
合において、その許可は、当該交付のあつた時
に、その記載された内容をもつて効力を生ず
る。

3 法務大臣は、第一項の規定による許可をする
場合には、法務省令で定めるところにより、当
該在留資格未取得外国人に対し、住居及び行動
範囲の制限、呼出しに対する出頭の義務その他
必要と認める条件を付し、かつ、必要があると
認める場合は、指紋を押なつさせることができ
る。

4 法務大臣は、第一項の規定による許可を受け
た外国人から仮滞在期間の更新の申請があつた
ときは、これを許可するものとする。この場合
においては、第二項の規定を準用する。

5 第一項の規定による許可を受けた外国人が次
の各号に掲げる事由のいずれかに該当すること
となつたときは、当該外国人に係る仮滞在期間

(前項の規定により更新された仮滞在期間を含
む。以下同じ。)は、当該事由に該当すること
となつた時に、その終期が到来したものとす
る。

一 難民の認定をしない処分又は補充的保護対
象者の認定をしない処分につき第六十一条の
二の十二第一項の審査請求がなくて同条第二
項の期間が経過したこと。

二 難民の認定をしない処分又は補充的保護対
象者の認定をしない処分につき第六十一条の
二の十二第一項の審査請求があつた場合にお
いて、当該審査請求が取り下げられ、又はこ
れを却下し若しくは棄却する旨の裁決があつ
たこと。

三 難民の認定又は補充的保護対象者の認定が
された場合において、第六十一条の二の第二
項の規定による許可をしない処分があつた
こと。

四 第六十一条の二の六の規定により第一項の
規定による許可が取り消されたこと。

五 第六十一条の二第一項又は第二項の申請が
取り下げられたこと。

第六十一条の二の五 法務大臣は、前条第一項の
規定による許可を受けた外国人に対し、当該外
国人が次の各号のいずれかに該当するときは、
法務省令で定めるところにより、在留資格の取
得を許可することができる。ただし、当該外国
人が無期若しくは一年を超える拘禁刑に処せら
れた者(刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた
者及び刑の一部の執行猶予の言渡しを受けた者
であつてその刑のうち執行が猶予されなかつた
部分の期間が一年以下のもを除く。)又は第
二十四条第三号の二、第三号の三若しくは第四
号ハ若しくはオからヨまでのいずれかに該当す
ると疑うに足りる相当の理由がある者である場
合は、当該外国人に対し、在留資格の取得を許
可しないことが人道上の配慮に欠けると認めら
れる特別の事情があると認めるときに限る。

一 かつて日本国民として本邦に本籍を有した
ことがあるとき。

二 人身取引等により他人の支配下に置かれて
本邦に在留するものであるとき。

三 その他法務大臣が在留資格の取得を許可す
べき事情があると認めるとき。

2 法務大臣は、前項の規定による許可をするか
どうかの判断に当たつては、当該外国人につい

ては、当該外国人が在留資格の取得を許可す
るものとする。

一 当該外国人が在留資格の取得を許可す
るものとする。

二 当該外国人が在留資格の取得を許可す
るものとする。

三 当該外国人が在留資格の取得を許可す
るものとする。

四 当該外国人が在留資格の取得を許可す
るものとする。

て、在留を希望する理由、家族関係、素行、本邦に入学することとなつた経緯、本邦に在留している期間、その間の法的地位、在留資格未取得外国人となつた経緯及び人道上の配慮の必要性を考慮するほか、内外の諸情勢及び本邦における不法滞在者に与える影響その他の事情を考慮するものとする。

3 第二十条第四項及び第五項の規定は、第一項の規定による許可について準用する。
(仮滞在の許可の取消し)

第六十一条の二の六 法務大臣は、第六十一条の二の四第一項の規定による許可を受けた外国人について、次の各号に掲げる事実のいずれかが判明したときは、法務省令で定める手続により、当該許可を取り消すことができる。

一 第六十一条の二の四第一項の規定による許可を受けた当該同項第四号から第九号までのいずれかに該当していたこと。

二 第六十一条の二の四第一項の規定による許可を受けた後に同項第五号又は第八号に該当することとなつたこと。

三 第六十一条の二の四第三項の規定に基づき付された条件に違反したこと。

四 不正に難民の認定又は補完的保護対象者の認定を受ける目的で、偽造若しくは変造された資料若しくは虚偽の資料を提出し、又は虚偽の陳述をし、若しくは関係人に虚偽の陳述をさせたこと。

五 第二十五条の出国の確認を受けるための手続をしたこと。

六 次条第一項の規定に違反する活動を行ったこと。

(活動の範囲)

第六十一条の二の七 第六十一条の二の四第一項の規定による許可を受けた外国人は、収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を行つてはならない。ただし、報酬を受ける活動について、次項の規定による許可を受けて行う場合は、この限りでない。

2 法務大臣は、第六十一条の二の四第一項の規定による許可を受けた外国人が生計を維持するために必要な範囲で行う報酬を受ける活動について、その者の申請があつた場合に、相当と認めるときは、これを行うことを許可することができる。この場合において、法務大臣は、当該許可に必要な条件を付することができる。

3 法務大臣は、前項の規定による許可をしたときは、法務省令で定めるところにより、第六十

一条の二の四第二項に規定する仮滞在許可書その旨及び当該許可に付された条件を記載するものとする。

4 法務大臣は、第二項の規定による許可を受けた外国人が同項の規定に基づき付された条件に違反した場合その他当該外国人に引き続き当該許可を与えておくことが適当でないとき認められる場合には、法務省令で定める手続により、当該許可を取り消すことができる。
(活動の状況の届出)

第六十一条の二の八 前条第二項の規定による許可を受けた外国人は、法務省令で定めるところにより、当該許可を受けて行つた活動の状況その他法務省令で定める事項を出入国在留管理庁長官に届け出なければならない。
(退去強制手続との関係)

第六十一条の二の九 第六十一条の二の二第二項又は第六十一条の二の五第一項の規定による許可を受けた外国人については、当該外国人が当該許可を受けた時に第二十四条各号のいずれかに該当していたことを理由として、第五章に規定する退去強制の手続を行わない。

2 第六十一条の二第二項又は第二項の申請をした在留資格未取得外国人で第六十一条の二の四第一項の規定による許可を受けたものについては、第二十四条各号のいずれかに該当すると疑うに足りる相当の理由がある場合であっても、当該許可に係る仮滞在期間が経過するまでの間は、第五章に規定する退去強制の手続を停止するものとする。

3 第六十一条の二第二項又は第二項の申請をした在留資格未取得外国人で、第六十一条の二の四第一項の規定による許可を受けていないもの又は当該許可に係る仮滞在期間が経過することとなつたもの(同条第五項第一号から第三号まで及び第五号に該当するものを除く。)については、第五章に規定する退去強制の手続を行う場合、同条第五項第一号から第三号までに掲げる事由のいずれかに該当することとなるまで(同項ただし書の規定による引渡し及び第五十九条の規定による送還を含む。)を停止するものとする。

4 前項の規定は、同項の在留資格未取得外国人が次の各号のいずれかに該当するときは、適用しない。

一 第六十一条の二第二項又は第二項の申請前に当該在留資格未取得外国人が本邦にある間

に二度にわたりこれらの申請を行い、いずれの申請についても第六十一条の二の四第五項第一号又は第二号のいずれかに該当することとなつたことがある者(第六十一条の二第二項又は第二項の申請に際し、難民の認定又は補完的保護対象者の認定を行うべき相当の理由がある資料を提出した者を除く。)

二 無期若しくは三年以上の拘禁刑に処せられた者(刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者又は刑の一部の執行猶予の言渡しを受けた者を除く。)

三 第三号の三若しくは第四号から第五号までのいずれかに該当する者若しくはこれらのいずれかに該当すると疑うに足りる相当の理由がある者

第六十一条の二の十 法務大臣は、本邦に在留する外国人で難民の認定を受けているものについて、次の各号に掲げる事実のいずれかが判明したときは、法務省令で定める手続により、その難民の認定を取り消すものとする。

一 偽りその他不正の手段により難民の認定を受けたこと。

二 難民条約第一条C(1)から(6)までに掲げる場合のいずれかに該当することとなつたこと。

三 難民の認定を受けた後に、難民条約第一条F(a)又は(c)に掲げる行為を行つたこと。

2 法務大臣は、本邦に在留する外国人で補完的保護対象者の認定を受けているものについて、次の各号に掲げる事実のいずれかが判明したときは、法務省令で定める手続により、その補完的保護対象者の認定を取り消すものとする。

一 偽りその他不正の手段により補完的保護対象者の認定を受けたこと。

二 難民条約第一条C(1)から(4)までに掲げる場合のいずれかに該当することとなつたこと、補完的保護対象者であることと認められる根拠となつた事由が消滅したため、その者の国籍の属する国の保護を受けたことを拒むことができなくなつたこと又はその者が国籍を有しない場合において、補完的保護対象者であると認められる根拠となつた事由が消滅したため、常居所を有していた国に戻るることができることとなつたこと。

三 補完的保護対象者の認定を受けた後に、難民条約第一条F(a)又は(c)に掲げる行為を行つたこと。

3 法務大臣は、前二項の規定により難民の認定又は補完的保護対象者の認定を取り消す場合には、当該外国人に対し、理由を付した書面をもつて、その旨を通知するとともに、当該外国人に係る難民認定証明書及び難民旅行証明書又は補完的保護対象者認定証明書がその効力を失つた旨を官報に告示する。

4 前項の規定により難民の認定又は補完的保護対象者の認定の取消しを受けたときは、難民認定証明書及び難民旅行証明書又は補完的保護対象者認定証明書の交付を受けている外国人は、速やかに出入国在留管理庁長官にこれらの証明書を返納しなければならない。
(難民の認定等を受けた者の在留資格の取消し)

第六十一条の二の十一 法務大臣は、別表第一又は別表第二の上欄の在留資格をもつて本邦に在留する外国人で難民の認定又は補完的保護対象者の認定を受けているものについて、偽りその他不正の手段により第六十一条の二の二第一項各号のいずれにも該当しないものとして同項の規定による許可を受けたことが判明したときは、法務省令で定める手続により、当該外国人が現に有する在留資格を取り消すことができる。

2 第二十二條の四第二項から第九項まで(第七項ただし書を除く。)の規定は、前項の規定による在留資格の取消しに準用する。この場合において、同条第二項中「入国審査官」とあるのは「難民調査官」と、同条第七項本文中「第一項(第一号及び第二号を除く。)」とあるのは「第六十一条の二の十一第一項」と読み替えるものとする。
(審査請求)

第六十一条の二の十二 次に掲げる処分又は不作為についての審査請求は、法務大臣に対し、法務省令で定める事項を記載した審査請求書を提出してしなければならない。

一 難民の認定をしない処分

二 第六十一条の二第二項の申請に係る不作為

三 第六十一条の二の十一第一項の規定による難民の認定の取消し

四 補完的保護対象者の認定をしない処分(難民の認定を受けていない場合に限る。)

五 第六十一条の二第二項の申請に係る不作為

六 第六十一条の二の十第二項の規定による補完的保護対象者の認定の取消し

2 前項各号(第二号及び第五号を除く。)に掲げる処分についての審査請求に関する行政不服

3 法務大臣は、前二項の規定により難民の認定又は補完的保護対象者の認定を取り消す場合には、当該外国人に対し、理由を付した書面をもつて、その旨を通知するとともに、当該外国人に係る難民認定証明書及び難民旅行証明書又は補完的保護対象者認定証明書がその効力を失つた旨を官報に告示する。

4 前項の規定により難民の認定又は補完的保護対象者の認定の取消しを受けたときは、難民認定証明書及び難民旅行証明書又は補完的保護対象者認定証明書の交付を受けている外国人は、速やかに出入国在留管理庁長官にこれらの証明書を返納しなければならない。
(難民の認定等を受けた者の在留資格の取消し)

第六十一条の二の十一 法務大臣は、別表第一又は別表第二の上欄の在留資格をもつて本邦に在留する外国人で難民の認定又は補完的保護対象者の認定を受けているものについて、偽りその他不正の手段により第六十一条の二の二第一項各号のいずれにも該当しないものとして同項の規定による許可を受けたことが判明したときは、法務省令で定める手続により、当該外国人が現に有する在留資格を取り消すことができる。

2 第二十二條の四第二項から第九項まで(第七項ただし書を除く。)の規定は、前項の規定による在留資格の取消しに準用する。この場合において、同条第二項中「入国審査官」とあるのは「難民調査官」と、同条第七項本文中「第一項(第一号及び第二号を除く。)」とあるのは「第六十一条の二の十一第一項」と読み替えるものとする。
(審査請求)

第六十一条の二の十二 次に掲げる処分又は不作為についての審査請求は、法務大臣に対し、法務省令で定める事項を記載した審査請求書を提出してしなければならない。

一 難民の認定をしない処分

二 第六十一条の二第二項の申請に係る不作為

三 第六十一条の二の十一第一項の規定による難民の認定の取消し

四 補完的保護対象者の認定をしない処分(難民の認定を受けていない場合に限る。)

五 第六十一条の二第二項の申請に係る不作為

六 第六十一条の二の十第二項の規定による補完的保護対象者の認定の取消し

2 前項各号(第二号及び第五号を除く。)に掲げる処分についての審査請求に関する行政不服

7 前項の延長は、難民旅行証明書にその旨を記載して行うものとし、その事務は、日本国領事官等に委任するものとする。

8 出入国在留管理庁長官は、第一項の難民旅行証明書の交付を受けている者が日本国の利益又は公安を害する行為を行うおそれがあると認めるときは、その者が本邦にある間において、法務省令で定めるところにより、その者に対し、期限を付して、その所持する難民旅行証明書の返納を命ずることができ、

9 前項の規定により返納を命ぜられた難民旅行証明書は、その返納があつたときは当該返納の時に、同項の期限までに返納がなかつたときは当該期限を経過した時に、その効力を失う。この場合において、同項の期限までに返納がなかつたときは、出入国在留管理庁長官は、当該難民旅行証明書がその効力を失つた旨を官報に告示する。

(退去強制令書の発付に伴う難民認定証明書等の返納)

第六十一条の二十六 本邦に在留する外国人で難民の認定又は補充的保護対象者の認定を受けているものが、第四十七条第五項後段(第四十八条第十項及び第四十九条第七項において準用する場合を含む。)の規定により又は第六十三条第一項の規定に基づく退去強制の手続において、退去強制令書の発付を受けたときは、当該外国人は、速やかに出入国在留管理庁長官にその所持する難民認定証明書及び難民旅行証明書又は補充的保護対象者認定証明書を返納しなければならぬ。

(事実の調査)

第六十一条の二十七 法務大臣は、難民の認定、補充的保護対象者の認定、第六十一条の二の二第一項、第六十一条の二の三、第六十一条の二の四第一項若しくは第六十一条の二の五第一項の規定による許可、第六十一条の二の六の規定による許可の取消し、第六十一条の二の七第二項の規定による許可、同条第四項の規定による許可の取消し、第六十一条の二の十第一項の規定による難民の認定の取消し、同条第二項の規定による補充的保護対象者の認定の取消し又は第六十一条の二の十一第一項の規定による留資格の取消しに関する処分を行うため必要がある場合には、難民調査官に事実の調査をさせることができる。

2 出入国在留管理庁長官は、第六十一条の二の七第二項の規定による許可を受けて行った活動

状況の把握のため必要があるときは、第六十一条の二の八の規定により届け出ることとされている事項について、難民調査官に事実の調査をさせることができる。

3 難民調査官は、前二項の調査のため必要があるときは、関係人に対し出頭を求め、質問をし、又は文書の提示を求め、質問をすることができる。

4 前項の場合において、第六十一条の二第二項又は第二項の申請をした外国人に対し質問をするに当たっては、特に、その心身の状況、国籍又は市民権の属する国において置かれていた環境その他の状況に応じ、適切な配慮をするものとする。

5 法務大臣、出入国在留管理庁長官又は難民調査官は、第一項及び第二項の調査について、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求め、することができる。

(難民の認定等を適正に行うための措置)

第六十一条の二十八 法務大臣は、難民の認定及び補充的保護対象者の認定を専門的知識に基づき適正に行うため、国際情勢に関する情報の収集を行うとともに、難民調査官の育成に努めるものとする。

2 難民調査官には、外国人の人權に関する理解を深めさせ、並びに難民条約の趣旨及び内容、国際情勢に関する知識その他難民の認定及び補充的保護対象者の認定に関する事務を適正に行うために必要な知識及び技能を習得させ、及び向上させるために必要な研修を行うものとする。

第八章 補則

(入国審査官)

第六十一条の三 入国者収容所及び地方出入国在留管理局に、入国審査官を置く。

2 入国審査官は、次に掲げる事務を行う。
一 上陸及び退去強制に関する審査及び口頭審理並びに出国命令についての審査を行うこと。
二 第二十二條の四第二項(第六十一条の二の十一第二項において準用する場合を含む。)の規定による意見の聴取、第二十二條の四第三項ただし書(第六十一条の二の十一第二項において準用する場合を含む。次条第二項第六号において同じ。)の規定による通知並びに第六十一条の八の二第四項及び第五項の規定による交付送達を行うこと。

三 第十九條の三十七第一項、第四十四條の九第一項及び第二項、第五十二條の七第一項及

び第二項、第五十九條の二第二項並びに第六十一条の二の十七第一項及び第二項に規定する事実の調査を行うこと。

四 第十九條の二十第一項の規定による関係人に対する質問並びに特定技能所属機関に係る事業所その他特定技能外国人の受入れに係るのある場所への立入り及びその設備又は帳簿書類その他の物件の検査を行うこと。

五 収容令書及び退去強制令書を発付すること。
六 収容令書又は退去強制令書の発付を受けて収容されている者を仮放免すること。

七 第四十四條の二第七項に規定する監理措置決定及び第五十二條の二第六項に規定する監理措置決定を行うこと。

八 第四十四條の五第一項の規定による許可を行うこと。
九 第五十二條第八項の規定による通知を行うこと。
十 第五十二條第十二項の規定による命令を行うこと。

十一 第五十五條の二第一項の規定により本邦からの退去を命ずること。
十二 第五十五條の八十五第一項の規定による出国命令をすること。

3 地方出入国在留管理局に置かれた入国審査官は、必要があるときは、その地方出入国在留管理局の管轄区域外においても、職務を行うことができる。

(入国警備官)

第六十一条の三の二 入国者収容所及び地方出入国在留管理局に、入国警備官を置く。

2 入国警備官は、次に掲げる事務を行う。
一 入国、上陸及び在留に関する違反事件を調査すること。
二 収容令書及び退去強制令書を執行するため、その執行を受ける者を収容し、護送し、及び送還すること。
三 入国者収容所等その他の施設を警備すること。

四 第十九條の三十七第一項、第四十四條の九第一項及び第二項、第五十二條の七第一項及び第二項並びに第五十九條の二第一項に規定する事実の調査を行うこと。
五 第十九條の二十第一項の規定による関係人に対する質問並びに特定技能所属機関に係る事業所その他特定技能外国人の受入れに関係

のある場所への立入り及びその設備又は帳簿書類その他の物件の検査を行うこと。
六 第二十二條の四第三項ただし書の規定による通知並びに第六十一条の八の二第四項及び第五項の規定による交付送達を行うこと。

3 前条第三項の規定は、入国警備官に準用する。
4 入国警備官は、国家公務員法の規定の適用については、警察職員とする。

5 入国警備官の階級は、別に政令で定める。
第六十一条の四 入国審査官及び入国警備官は、その職務を行うに当り、武器を携帯することができる。

2 入国審査官及び入国警備官は、その職務の執行に関し、その事態に応じ、合理的に必要と判断される限度において、武器を使用することができる。但し、左の各号の一に該当する場合を除く外、人に危害を加えてはならない。

一 刑法第三十六条又は第三十七条に該当するとき。
二 収容令書又は退去強制令書の執行を受ける者がその者に対する入国審査官若しくは入国警備官の職務の執行に対して抵抗しようとする場合又は第三者がその者を逃がそうとして入国審査官若しくは入国警備官に抵抗する場合において、これを防止するために他の手段がないと入国審査官又は入国警備官において信ずるに足りる相当の理由があるとき。

(制服及び証票)

第六十一条の五 入国審査官及び入国警備官がその職務を執行する場合には、法令に特別の規定がある場合のほか、制服を着用し、又はその身分を示す証票を携帯しなければならない。

2 前項の証票は、職務の執行を受ける者の要求があるときは、その者にこれを呈示しなければならない。
3 第一項の制服及び証票の様式は、法務省令で定める。

(関係行政機関との関係)

第六十一条の六 出入国在留管理庁長官又は入国者収容所長等は、出入国及び在留の管理並びに難民の認定及び補充的保護対象者の認定に関する事務の遂行に当たり、当該事務の遂行が他の行政機関の事務に関連する場合には、関係行政

機関と情報交換を行うことにより緊密に連絡し、及び協力して行うものとする。

(関係行政機関の協力)

第六十一条の七 出入国在留管理庁長官又は入国者収容所長等は、警察庁、都道府県警察、海上保安庁、税関、公共職業安定所その他の関係行政機関に対し、出入国及び在留の管理並びに難民の認定及び補完的保護対象者の認定に関する事務の遂行に関して、必要な協力を求めることができる。

2 前項の規定による協力を求められた関係行政機関は、本来の任務の遂行を妨げない範囲において、できるだけその求に応じなければならない。

(住民票の記載等に係る通知)

第六十一条の七の二 市町村の長は、住民基本台帳法第三十条の四十五に規定する外国人住民に係る住民票について、政令で定める事由により、その記載、消除又は記載の修正をしたときは、直ちにその旨を出入国在留管理庁長官に通知しなければならない。

(情報提供)

第六十一条の八 出入国在留管理庁長官は、出入国管理及び難民認定法に規定する出入国及び在留の管理並びに難民の認定及び補完的保護対象者の認定の職務に相当する職務を行う外国の当局(以下この条において「外国出入国在留管理当局」という。)に対し、その職務(出入国管理及び難民認定法に規定する出入国及び在留の管理並びに難民の認定及び補完的保護対象者の認定の職務に相当するものに限る。次項において同じ。)の遂行に資すると認める情報を提供することができる。

2 前項の規定による情報の提供については、当該情報が当該外国出入国在留管理当局の職務の遂行に資する目的以外の目的で使用されないよう適切な措置がとられなければならない。

3 出入国在留管理庁長官は、外国出入国在留管理当局からの要請があつたときは、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、第一項の規定により提供した情報を当該要請に係る外国の刑事事件の捜査又は審判(以下この項において「捜査等」という。)に使用することについて同意をすることができる。

一 当該要請に係る刑事事件の捜査等の対象とされている犯罪が政治犯罪であるとき、又は

当該要請が政治犯罪について捜査等を行う目的で行われたものと認められるとき。

二 当該要請に係る刑事事件の捜査等の対象とされている犯罪に係る行為が日本国内において行われたとした場合において、その行為が日本国の法令によれば罪に当たらないものであるとき。

三 日本国が行う同種の要請に応ずる旨の要請の保証がないとき。

4 出入国在留管理庁長官は、前項の同意をする場合においては、あらかじめ、同項第一号及び第二号に該当しないことについて法務大臣の承認を、同項第三号に該当しないことについて外務大臣の承認を、それぞれ受けなければならない。

(送達)

第六十一条の八の二 第二十二條の四第三項又は第六項(これらの規定を第六十一条の二の十一第二項において準用する場合を含む。)の規定による書類の送達は、郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律(平成十四年法律第九十九号)第二条第六項に規定する一般信書事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書事業者による同条第九項に規定する信書便(以下「信書便」という。)による送達又は交付送達により、その送達を受けるべき者の居住地に送達して行う。

2 通常の取扱いによる郵便又は信書便によつて前項に規定する書類を発送した場合には、その郵便物又は民間事業者による信書の送達に関する法律第二条第三項に規定する信書便物は、通常到達すべきであつた時に送達があつたものと推定する。

3 法務大臣は、前項に規定する場合には、その書類の名称、その送達を受けるべき者の氏名、あて先及び発送の年月日を確認するに足りる記録を作成しなければならない。

4 交付送達は、入国審査官又は入国警備官が、第一項の規定により送達すべき場所において、その送達を受けるべき者に書類を交付して行う。ただし、その者に異議がないときは、その他の場所において交付することができる。

5 次の各号に掲げる場合には、交付送達は、前項の規定による交付に代え、当該各号に定める行為により行うことができる。

一 送達すべき場所において書類の送達を受けるときに出会わない場合 同居の者であつて送達を受けるべき者に受領した書類を交付することが期待できるものに書類を交付すること。

二 書類の送達を受けるべき者及び前号に規定する者が送達すべき場所でない場合又はこれらの者が正当な理由がなく書類の受領を拒んだ場合 送達すべき場所に書類を差し置くこと。

6 前各項の規定により送達すべき書類について、その送達を受けるべき者の居住地が明らかでない場合は、法務大臣は、その送達に代えて公示送達をすることができる。ただし、第六十一条の二の十一第二項において準用する第十二條の四第三項及び第六項の規定による書類の送達については、この限りでない。

7 公示送達は、送達すべき書類の名称、その送達を受けるべき者の氏名及び法務大臣がその書類をいつでも送達を受けるべき者に交付する旨を法務省の掲示場に掲示して行う。

8 前項の場合において、掲示を始めた日から起算して二週間を経過したときは、書類の送達があつたものとみなす。

(本人の出頭義務と代理人による届出等)

第六十一条の八の三 外国人が次の各号に掲げる行為をするときは、それぞれ当該各号に定める場所に自ら出頭して行わなければならない。

一 第十九條の七第一項 第十九條の八第一項若しくは第十九條の九第一項の規定による届出又は第十九條の七第二項(第十九條の八第二項及び第十九條の九第二項において準用する場合を含む。)の規定により返還される在留カードの受領 居住地の市町村の事務所

二 第十九條の十一第一項の規定による届出、第十九條の十二第一項若しくは第十九條の十三第一項若しくは第三項の規定による申請、第十九條の十第二項(第十九條の十一第三項、第十九條の十二第二項及び第十九條の十三第四項において準用する場合を含む。)

三 第二十条第二項、第二十一条第二項、第二十二條第一項(第二十二條の四第四項(第二十二條の三において準用する場合を含む。))若しくは第二十二條の二第二項(第二十二條の三において準用する場合を含む。)

て送達を受けるべき者に受領した書類を交付することが期待できるものに書類を交付すること。

て準用する場合を含む。)

又は第二十条第四項第一号(第二十一条第四項、第二十二條の二第三項(第二十二條の三において準用する場合を含む。))及び第六十一条の二の五第三項において準用する場合を含む。)

第四項(第二十二條の三において準用する場合を含む。)

第五十条第七項若しくは第六十一条の二の二第二項第一号の規定により交付される在留カードの受領 地方出入国在留管理局

2 外国人が十六歳に満たない場合又は疾病その他の事由により自ら前項第一号又は第二号に掲げる行為をすることができない場合には、当該行為は、次の各号に掲げる者(十六歳に満たない者を除く。)であつて当該外国人と同居するものが、当該各号の順序により、当該外国人に代わつてしなければならない。

一 配偶者
二 子
三 父又は母
四 前三号に掲げる者以外の親族

3 第一項第一号及び第二号に掲げる行為については、前項に規定する場合のほか、同項各号に掲げる者(十六歳に満たない者を除く。)であつて外国人と同居するものが当該外国人の依頼により当該外国人に代わつてする場合その他法務省令で定める場合には、第一項の規定にかかわらず、当該外国人が自ら出頭してこれを行うことを要しない。

4 第一項第三号に掲げる行為については、外国人の法定代理人が当該外国人に代わつてする場合その他法務省令で定める場合には、同項の規定にかかわらず、当該外国人が自ら出頭してこれを行うことを要しない。

第六十一条の九 法務大臣は、出入国及び在留の公正な管理を図るため、外国人の出入国及び在留の管理に関する施策の基本となるべき計画(以下「出入国在留管理基本計画」という。)を定めるものとする。

2 出入国在留管理基本計画に定める事項は、次のとおりとする。

一 本邦に入学し、在留する外国人の状況に関する事項
二 外国人の出入国及び在留の管理の指針となるべき事項

三 前二号に掲げるもののほか、外国人の入国及び在留の管理に関する施策に関し必要な事項

3 法務大臣は、出入国在留管理基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、関係行政機関の長と協議するものとする。

4 法務大臣は、出入国在留管理基本計画を定めるときは、遅滞なく、その概要を公表するものとする。

5 前二項の規定は、出入国在留管理基本計画の変更について準用する。

第六十一条の十 法務大臣は、出入国在留管理基本計画に基づいて、外国人の出入国及び在留を公正に管理するよう努めなければならない。

(通報)

第六十二条 何人も、第二十四条各号のいずれかに該当すると思料する外国人を知つたときは、その旨を通報することができ、

2 国又は地方公共団体の職員は、その職務を遂行するに当つて前項の外国人を知つたときは、その旨を通報しなければならない。

3 矯正施設の長は、第一項の外国人が刑の執行を受けている場合において、刑期の満了、刑の執行の停止その他の事由（仮釈放を除く。）により釈放されるとき、又は少年法第二十四条第一項第三号若しくは第六十四条第一項第二号（同法第六十六条第一項の決定を受けた場合に限る。次項において同じ。）若しくは第三号の処分を受けて出院するとき（仮退院又は退院（更生保護法（平成十九年法律第八十八号）第四十七条の二の決定によるものに限る。次項において同じ。）による場合を除く。）は、直ちにその旨を通報しなければならない。

4 地方更生保護委員会は、第一項の外国人が刑の執行を受けている場合又は少年法第二十四条第一項第三号若しくは第六十四条第一項第二号若しくは第三号の処分を受けて少年院に在院している場合において、当該外国人について仮釈放又は仮退院若しくは退院を許す旨の決定をしたときは、直ちにその旨を通報しなければならない。

5 前各項の通報は、書面又は口頭をもつて、所轄の入国審査官又は入国警備官に対してしなければならない。

第六十三条 退去強制対象者に該当する外国人に於て刑事訴訟に関する法令、刑の執行に関する法令又は少年院の在院者の処遇に関する法令の規定による手続が行われる場合には、その者を収容しないとき、又は第四十四条の二第一項の監理措置に付さないときでも、その者について第五章（第二節並びに第五十二条及び第五十三条を除く。）の規定に準じ退去強制の手続を行うことができる。この場合において、第二十九條第一項中「容疑者の出頭を求め」とあるのは「容疑者の出頭を求め、又は自ら出張して」と、第四十五条第一項中「第四十四条の規定による容疑者の引渡し又は第四十四条の七の規定による違反事件の引継ぎを受けたときは」とあるのは「違反調査の結果、容疑者が退去強制対象者に該当すると疑うに足りる理由があるときは」と、第五十条第二項中「収容令書により収容された外国人又は監理措置決定を受けた」とあるのは「第四十五条第一項の規定により入国審査官の審査を受けることとされた」と読み替えるものとする。

2 前項の規定に基づき、退去強制令書が発付された場合には、刑事訴訟に関する法令、刑の執行に関する法令又は少年院の在院者の処遇に関する法令の規定による手続が終了した後、その執行をするものとする。ただし、刑の執行中において、検事総長又は検事長の許可があるときは、その執行をすることができ、

3 入国審査官は、第四十五条又は第五十五条の八十四第二項の審査に当たつて、容疑者が罪を犯したと信ずるに足りる相当の理由があるときは、検察官に告発するものとする。

(身柄の引渡し等)

第六十四条 検察官は、第七十条の罪に係る被疑者を受け取つた場合において、公訴を提起しないと決定したとき、その被疑者について入国警備官から次の各号に掲げる提示又は通知を受けたときは、当該各号に定める措置をとらなければならない。

一 収容令書又は退去強制令書の提示 当該被疑者を収容して入国警備官に引き渡す措置

二 第四十四条の二第七項に規定する監理措置決定又は第五十二条の二第六項に規定する監理措置決定の通知 当該被疑者を釈放する措置

2 矯正施設の長は、第六十二条第三項又は第四項に規定する場合において、同条第一項の外国人について入国警備官から次の各号に掲げる提示又は通知を受けたときは、当該各号に定める措置をとらなければならない。

一 収容令書又は退去強制令書の提示 釈放と同時に当該外国人を当該入国警備官に引き渡す措置

二 第四十四条の二第七項に規定する監理措置決定又は第五十二条の二第六項に規定する監理措置決定の通知 当該外国人を釈放する措置

(刑事訴訟法の特例)

第六十五条 司法警察員は、第七十条の罪（第一項第九号及び第十号の罪を除く。）に係る被疑者を逮捕し、若しくは受け取り、又はこれらの罪に係る現行犯人を受け取つた場合には、次の各号のいずれかに該当し、かつ、その者が他に罪を犯した嫌疑のないときに限り、刑事訴訟法（昭和二十三年法律第三百一十一号）第二百三十三條（昭和二十三年法律第二百三十一号）第二百三十三條（同法第二百三十一條及び第二百三十三條の規定により準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、当該各号に定める措置をとることができ、

一 収容令書が発付されたとき 当該被疑者を書類及び証拠物とともに入国警備官に引き渡す措置

二 第四十四条の二第七項に規定する監理措置決定がされたとき 当該被疑者を釈放する措置並びに書類及び証拠物を入国警備官に引き渡す措置

2 前項の場合には、被疑者が身体を拘束された時から四十八時間以内に、当該被疑者を引き渡し、又は釈放する手続をしなければならない。

(報償金)

第六十六条 第六十二条第一項の規定による通報をした者がある場合において、その通報に基づいて退去強制令書が発付されたときは、法務大臣は、法務省令で定めるところにより、その通報者に対し、五万円以下の金額を報償金として交付することができる。但し、通報が国又は地方公共団体の職員がその職務の遂行に伴い知り得た事実に基づくものであるときは、この限りでない。

(手数料)

第六十七条 外国人は、次に掲げる許可を受ける場合には、当該許可に係る記載、交付又は証印の時に、一万円を超えない範囲内において別に政令で定める額の手料を納付しなければならない。

一 第二十条第三項本文の規定による在留資格の変更の許可

二 第二十一条第三項の規定による在留期間の更新の許可

三 第二十二条第二項の規定による永住許可

四 第二十六条第一項の規定による再入国の許可（同条第五項の規定による有効期間の延長の許可を含む。）

第六十七条の二 外国人は、第九条の二第一項若しくは第八項の規定により特定登録者カードの交付を受け、第十九条の二第一項の規定により就労資格証明書の交付を受け、又は第十九条の十三第一項後段の規定による申請に基づき同条第四項において準用する第十九条の十第二項の規定により在留カードの交付を受けるときは、実費を勘案して別に政令で定める額の手料を納付しなければならない。

第六十八条 外国人は、第六十一条の二の十五第一項の規定により難民旅行証明書の交付を受け、又は同条第七項の規定により難民旅行証明書に有効期間の延長の記載を受けるときは、手数料を納付しなければならない。

2 前項に規定する手数料の額は、難民条約附属書第三項の定めるところにより、別に政令で定める。

(事務の区分)

第六十八条の二 第十九条の七第一項及び第二項（第十九条の八第二項及び第十九条の九第二項において準用する場合を含む。）第十九条の八第一項並びに第十九条の九第一項の規定により市町村が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(政令等への委任)

第六十九条 第二章からこの章までの規定の実施のための手続その他その執行について必要な事項は、法務省令（市町村の長が行うべき事務については、政令）で定める。

(権限の委任)

第六十九条の二 出入国管理及び難民認定法に規定する法務大臣の権限は、政令で定めるところにより、出入国在留管理庁長官に委任することができる。ただし、第二條の三第三項から第五項まで（これらの規定を同条第六項において準用する場合を含む。）、第二條の四第一項、同条第三項から第五項まで（これらの規定を同条第六項において準用する場合を含む。）並びに第七條の二第三項及び第四項（これらの規定を同

条第五項において準用する場合を含む。）に規定する権限については、この限りでない。
2 出入国管理及び難民認定法に規定する出入国在留管理庁長官の権限（前項の規定により委任された権限を含む。）は、法務省令で定めるところにより、地方出入国在留管理局長に委任することができる。

（経過措置）

第六十九條の三 出入国管理及び難民認定法の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

第九章 罰則

第七十條 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは禁錮若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はその懲役若しくは禁錮及び罰金を併科する。
一 第三条の規定に違反して本邦に入つた者
二 入国審査官から上陸の許可等を受けないで本邦に上陸した者
二の二 偽りその他不正の手段により、上陸の許可等を受けて本邦に上陸し、又は第四章第二節の規定による許可を受けた者
三 第二十二條の四第一項（第一号又は第二号に係るものに限る。）の規定により在留資格を取り消された者で本邦に残留するもの
三の二 第二十二條の四第一項（第五号に係るものに限る。）の規定により在留資格を取り消された者（同条第七項本文の規定により期間の指定を受けた者を除く。）で本邦に残留するもの
三の三 第二十二條の四第七項本文（第六十一條の二の十一第二項において準用する場合を含む。）の規定により期間の指定を受けた者で、当該期間を超過して本邦に残留するもの
四 第十九條第一項の規定に違反して収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動等を専ら行つていると明らかに認められる者
五 在留期間の更新又は変更を受けないで在留期間（第二十條第六項（第二十一條第四項において準用する場合を含む。）の規定により本邦に在留することができず期間を含む。）を超過して本邦に残留する者
六 仮上陸の許可を受けた者で、第十三條第三項の規定に基づき付された条件に違反して、

逃亡し、又は正当な理由がなくて呼出しに応じないもの
七 寄港地上陸の許可、船舶観光上陸の許可、通過上陸の許可、乗員上陸の許可、緊急上陸の許可、遭難による上陸の許可又は一時庇護のための上陸の許可を受けた者で、旅券又は当該許可書に記載された期間を超過して本邦に残留するもの
七の二 第十四條の二第九項の規定により期間の指定を受けた者で当該期間内に出国しないもの
七の三 第十六條第九項の規定により期間の指定を受けた者で当該期間内に帰船し又は出国しないもの
八 第二十二條の二第一項に規定する者で、同条第三項において準用する第二十條第三項本文の規定又は第二十二條の二第四項において準用する第二十二條第二項の規定による許可を受けないで、第二十二條の二第一項に規定する期間を超過して本邦に残留するもの
八の二 第五十五條の八十五第一項の規定により出国命令を受けた者で、当該出国命令に係る出国期限を超過して本邦に残留するもの
八の三 第五十五條の八十八の規定により出国命令を取り消された者で本邦に残留するもの
八の四 第六十一條の二の四第一項の規定による許可を受けた者で、仮滞在期間を超過して本邦に残留するもの
九 第四十四條の二第七項に規定する監視措置決定を受けた者で、第四十四條の五第一項の規定による許可を受けないで報酬を受ける活動を行つたもの又は収入を伴う事業を運営する活動を行つたもの（在留資格をもつて在留する者を除く。）
十 第五十二條の二第六項に規定する監視措置決定を受けた者で、収入を伴う事業を運営する活動を行つたもの又は報酬を受ける活動を行つたもの
十一 偽りその他不正の手段により難民の認定又は補完的保護対象者の認定を受けた者
前項第一号又は第二号に掲げる者が、本邦に上陸した後引き続き不法に在留するるときも、同項と同様とする。

第七十條の二 前条第一項第一号から第二号の二まで、第五号若しくは第七号又は同条第二項の罪を犯した者については、次の各号に該当することの証明があつたときは、その刑を免除する。
一 難民であること
二 その者の生命、身体又は身体の自由が難民条約第一条A（2）に規定する理由によつて害されるおそれのあつた領域から、直接本邦に入ったものであること
三 前号のおそれがあることにより当該罪に係る行為をしたものであること
第七十一條 第二十五條第二項又は第六十條第二項の規定に違反して出国し、又は出国することを企てた者は、一年以下の懲役若しくは禁錮若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はその懲役若しくは禁錮及び罰金を併科する。
第七十一條の二 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。
一 第十九條の七第一項、第十九條の八第一項、第十九條の九第一項、第十九條の十第一項又は第十九條の十六の規定による届出に關し虚偽の届出をした者
二 第十九條の十一第一項、第十九條の十二第二項又は第十九條の十三第三項の規定に違反した者
第七十一條の三 第十九條の二十一第一項の規定による処分違反した者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。
第七十一條の四 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。
一 第十九條の十八第一項（第一号に係る部分に限る。）若しくは第二項（第一号に係る部分に限る。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
二 第十九條の二十第一項の規定による報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の帳簿書類の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者
第七十一條の五 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。
一 第十九條の七第一項又は第十九條の八第一項の規定に違反して居住地を届け出なかつた者
二 第十九條の九第一項の規定に違反して新住

居地を届け出なかつた者
三 第十九條の十第一項、第十九條の十五（第四項を除く。）又は第十九條の十六の規定に違反した者
四 第四十四條の六又は第五十二條の五の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
第七十一條の六 第五十五條の五十四第二項の規定により解放された被收容者が、同条第三項の規定に違反して、入国者收容所等又は指定された場所に出現しないときは、二年以下の拘禁刑に処する。
第七十二條 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは二十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
一 船舶観光上陸の許可を受けた者で、当該許可に係る指定旅客船が寄港する本邦の出入国港において下船した後当該出入国港から当該指定旅客船が出港するまでの間に帰船することなく逃亡した者
二 一時庇護のための上陸の許可を受けた者で、第十八條の二第四項の規定に基づき付された条件に違反して逃亡した者
三 第四十四條の二第一項若しくは第六項又は第五十二條の二第一項若しくは第五項の規定に基づき付された条件に違反して、逃亡し、又は正当な理由がなくて呼出しに応じない者
四 第五十二條第十項の規定により解放された者で、同項の規定に基づき付された条件に違反して、逃亡し、又は正当な理由がなくて呼出しに応じないもの
五 第五十二條第十二項の規定による命令に違反して同項に規定する行為をしなかつた者
六 第五十四條第二項の規定により仮放免された者で、同項の規定に基づき付された条件に違反して、逃亡し、又は正当な理由がなくて呼出しに応じないもの
七 第五十五條の二第一項の規定による命令に違反して本邦から退去しなかつた者
八 第五十五條の八十五第一項の規定により出国命令を受けた者で、同条第三項の規定に基づき付された条件に違反して逃亡した者の
九 第六十一條の二の四第一項の規定による許可を受けた者で、同条第三項の規定に基づき付された条件に違反して、逃亡し、又は正当な理由がなくて呼出しに応じないもの
十 第六十一條の二の十第四項又は第六十一條の二の十六の規定に違反して難民認定証明

を犯した者については、次の各号に該当することの証明があつたときは、その刑を免除する。
一 難民であること
二 その者の生命、身体又は身体の自由が難民条約第一条A（2）に規定する理由によつて害されるおそれのあつた領域から、直接本邦に入ったものであること
三 前号のおそれがあることにより当該罪に係る行為をしたものであること
第七十一條 第二十五條第二項又は第六十條第二項の規定に違反して出国し、又は出国することを企てた者は、一年以下の懲役若しくは禁錮若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はその懲役若しくは禁錮及び罰金を併科する。
第七十一條の二 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。
一 第十九條の七第一項、第十九條の八第一項、第十九條の九第一項、第十九條の十第一項又は第十九條の十六の規定による届出に關し虚偽の届出をした者
二 第十九條の十一第一項、第十九條の十二第二項又は第十九條の十三第三項の規定に違反した者
第七十一條の三 第十九條の二十一第一項の規定による処分違反した者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。
第七十一條の四 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。
一 第十九條の十八第一項（第一号に係る部分に限る。）若しくは第二項（第一号に係る部分に限る。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
二 第十九條の二十第一項の規定による報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の帳簿書類の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者
第七十一條の五 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。
一 第十九條の七第一項又は第十九條の八第一項の規定に違反して居住地を届け出なかつた者
二 第十九條の九第一項の規定に違反して新住

書、難民旅行証明書又は補充的保護対象者認定証明書を返納しなかつた者
十一 第六十一条の二の第十五第八項の規定により難民旅行証明書の返納を命ぜられた者で、同項の規定により付された期限内にこれを返納しなかつたもの

第七十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは禁錮若しくは二十万円以下の罰金に処し、又はその懲役若しくは禁錮及び罰金を併科する。
一 第十九条第一項の規定に違反して収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を行った者（第七十条第一項第四号に該当する者を除く。）
二 第六十一条の二の七第一項の規定に違反して収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を行った者

第七十三条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
一 事業活動に関し、外国人に不法就労活動をさせた者
二 外国人に不法就労活動をさせるためにこれを自己の支配下に置いた者
三 業として、外国人に不法就労活動をさせる行為又は前号の行為に関しあつせんした者

二 前項各号に該当する行為をした者は、次の各号のいずれかに該当することを知らないことを理由として、同項の規定による処罰を免れることができない。ただし、過失のないときは、この限りでない。
一 当該外国人の活動が当該外国人の在留資格に応じた活動に属しない収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動であること。
二 当該外国人が当該外国人の活動を行うに当たり第十九条第二項の許可を受けていないこと。

三 当該外国人が第七十条第一項第一号、第二号、第三号から第三号の三まで、第五号、第七号から第七号の三まで又は第八号の二から第八号の四までに掲げる者であること。
第七十三条の三 行使の目的で、在留カードを偽造し、又は変造した者は、一年以上十年以下の懲役に処する。
二 偽造又は変造の在留カードを行使した者も、前項と同様とする。

三 行使の目的で、偽造又は変造の在留カードを提供し、又は收受した者も、第一項と同様とする。
四 前三項の罪の未遂は、罰する。
第七十三条の四 行使の目的で、偽造又は変造の在留カードを所持した者は、五年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。
第七十三条の五 第七十三条の三第一項の犯罪行為の用に供する目的で、器械又は原料を準備した者は、三年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第七十三条の六 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。
一 他人名義の在留カードを行使した者
二 行使の目的で、他人名義の在留カードを提示し、收受し、又は所持した者
三 行使の目的で、自己名義の在留カードを提示した者
二 前項（所持に係る部分を除く。）の罪の未遂は、罰する。

第七十四条 自己の支配又は管理の下にある集団密航者（入国審査官から上陸の許可等を受けないで、又は偽りその他の不正の手段により入国審査官から上陸の許可等を受けて本邦に上陸する目的を有する集合した外国人をいう。以下同じ。）を本邦に入らせ、又は上陸させた者は、五年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。
二 営利の目的で前項の罪を犯した者は、一年以上十年以下の懲役及び千万円以下の罰金に処する。

三 前二項の罪（本邦に上陸させる行為に係る部分に限る。）の未遂は、罰する。
第七十四条の二 自己の支配又は管理の下にある集団密航者を本邦に向けて輸送し、又は本邦内において上陸の場所に向けて輸送した者は、三年以下の懲役又は二百万円以下の罰金に処する。
二 営利の目的で前項の罪を犯した者は、七年以下の懲役及び五百万円以下の罰金に処する。

第七十四条の三 第七十四条第一項若しくは第二項又は前条の罪を犯す目的で、その用に供する船舶等を準備した者は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。情を知つて、その用に供する船舶等を提供した者も、同様とする。
第七十四条の四 第七十四条第一項又は第二項の罪を犯した者からその上陸させた外国人の全部

若しくは一部を收受し、又はその收受した外国人を輸送し、蔵匿し、若しくは隠避させた者は、五年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。当該外国人の全部若しくは一部を、これを收受した者から收受し、又はその收受した外国人を輸送し、蔵匿し、若しくは隠避させた者も、同様とする。
二 営利の目的で前項の罪を犯した者は、一年以上十年以下の懲役及び千万円以下の罰金に処する。
三 前二項の罪の未遂は、罰する。
第七十四条の五 前条第一項又は第二項の罪を犯す目的で、その予備をした者は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。
第七十四条の六 営利の目的で第七十条第一項第一号若しくは第二号に規定する行為（以下「不法入国等」という。）又は同項第二号の二に規定する行為の実行を容易にした者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第七十四条の六の二 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
一 他人の不法入国等の実行を容易にする目的で、偽りその他の不正の手段により、日本国の権限のある機関から難民旅行証明書、渡航証明書、乗員手帳又は再入国許可書を受けた者
二 他人の不法入国等の実行を容易にする目的で、次に掲げる文書を所持し、提供し、又は收受した者
イ 旅券（旅券法第二条第一号及び第二号に規定する旅券並びに同法第十九条の三第一項に規定する渡航書を除く。以下この項において同じ。）、乗員手帳又は再入国許可書として偽造された文書
ロ 当該不法入国等を実行する者について効力を有しない旅券、乗員手帳又は再入国許可書
三 第七十条第一項第一号又は第二号の罪を犯す目的で、偽りその他の不正の手段により、日本国の権限のある機関から難民旅行証明書、渡航証明書、乗員手帳又は再入国許可書の交付を受けた者
四 第七十条第一項第一号又は第二号の罪を犯す目的で、次に掲げる文書を所持し、又は收受した者

イ 旅券、乗員手帳又は再入国許可書として偽造された文書
ロ 自己について効力を有しない旅券、乗員手帳又は再入国許可書
二 営利の目的で前項第一号又は第二号の罪を犯した者は、五年以下の懲役及び五百万円以下の罰金に処する。
第七十四条の六の三 前条の罪（所持に係る部分を除く。）の未遂は、罰する。
第七十四条の七 第七十三条の二第一項第二号及び第三号、第七十三条の三から第七十三条の六まで、第七十四条の二（本邦内における輸送に係る部分を除く。）、第七十四条の三並びに前三条の罪は、刑法第二条の例に従う。
第七十四条の八 退去強制を免れさせる目的で、第二十四条第一号又は第二号に該当する外国人を蔵匿し、又は隠避させた者は、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

二 営利の目的で前項の罪を犯した者は、五年以下の懲役及び五百万円以下の罰金に処する。
三 前二項の罪の未遂は、罰する。
第七十五条 第十条第五項（第四十八条第五項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、正当な理由がなく出て頭せず、宣誓若しくは証言を拒み、又は虚偽の証言をした者は、二十万円以下の罰金に処する。
第七十五条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。
一 第二十三条第二項の規定に違反して在留カードを受領しなかつた者
二 第二十三条第三項の規定に違反して在留カードの提示を拒んだ者
第七十五条の三 第二十三条第二項の規定に違反して在留カードを携帯しなかつた者は、二十万円以下の罰金に処する。

第七十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の罰金に処する。
一 第二十三条第一項の規定に違反した者
二 第二十三条第三項の規定に違反して旅券の提示を拒んだ者
第七十六条の二 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し第七十一条の三、第七十一条の四、第七十三条の二若しくは第七十四条から第七十四条の六までの罪、第七十四条の

前に提起された訴願等につきこの法律の施行後にされる裁判等による不服がある場合の訴願等についても同様とする。

4 前項に規定する訴願等で、この法律の施行後は行政不服審査法による不服申立てをすることができるとなる処分に係るものは、同法以外の法律の適用については、行政不服審査法による不服申立てとみなす。

5 第三項の規定によりこの法律の施行後にされる審査の請求、異議の申立てその他の不服申立ての裁決等については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。

6 この法律の施行前にされた行政庁の処分等、この法律による改正前の規定により訴願等をする事ができるものとされ、かつ、その提起期間が定められていなかったものについて、行政不服審査法による不服申立てをすることができない期間は、この法律の施行の日から起算する。

8 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

9 前八項に定めるもののほか、この法律の施行に關して必要な経過措置は、政令で定める。

10 この法律及び行政事件訴訟法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（昭和三十七年法律第四百十号）に同一の法律についての改正規定がある場合には、当該法律は、この法律によつてまず改正され、次いで行政事件訴訟法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律によつて改正されるものとする。

（施行期日）
 1 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。

附則（昭和四十六年二月三十一日法律第一三〇号）抄
 1（施行期日）
 この法律は、琉球諸島及び大東諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の効力発生の日から施行する。

附則（昭和五十五年一月一九日法律第八五号）抄
 1（施行期日）
 この法律は、昭和五十六年四月一日から施行する。

（経過措置）
 第二十条 この法律の施行前にしたこの法律による改正に係る国の機関の法律若しくはこれに基

づく命令の規定による許可、認可その他の処分又は契約その他の行為（以下この条において「処分等」という。）は、政令で定めるところにより、この法律による改正後のそれぞれの法律若しくはこれに基づく命令の規定により又はこれらの規定に基づく所掌事務の区分に応じ、相当の国の機関の機関のした処分等とみなす。

第二十一条 この法律の施行前にこの法律による改正に係る国の機関に対してした申請、届出その他の行為（以下この条において「申請等」という。）は、政令で定めるところにより、この法律による改正後のそれぞれの法律若しくはこれに基づく命令の規定により又はこれらの規定に基づく所掌事務の区分に応じ、相当の国の機関に対してした申請等とみなす。

附則（昭和五十六年六月二日法律第八五号）抄
 1（施行期日）
 この法律は、公布の日から起算して八月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（経過措置）
 2 この法律の施行の際に、改正前の出入国管理令（以下「旧令」という。）第四条第一項第四号に該当する者としての在留資格を有する者は、改正後の出入国管理令（以下「新令」という。）第四条第一項第四号に該当する者としての在留資格を有するものとみなし、旧令第四条第一項第三号に該当する者としての在留資格を有する者の在留資格及び在留期間については、なお従前の例による。

3 この法律の施行前に旧令第十四条から第十六条まで及び第十八条の許可を受けて上陸した者に係る当該上陸の許可の効力（これらの者に係る船舶等の長の義務を含む。）については、なお従前の例による。

4 この法律の施行前に旧令第二十六条の規定により与えられた再入国の許可については、なお従前の例による。

5 この法律の施行前にした旧令第二十条から第二十二條の二まで及び第二十六條の規定による申請は、新令の適用については、新令の相当規定による申請とみなす。

6 新令第二十四條第四号の規定は、この法律の施行前に覚せい剤取締法に違反して有罪の判決を受けた者には、適用しない。

7 この法律の施行前にした行為並びに附則第二項及び第三項の規定により従前の例によること

とされる在留資格及び在留期間又は上陸の特例に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（昭和五十六年六月二日法律第八六号）抄
 1（施行期日）
 この法律は、難民の地位に関する条約又は難民の地位に関する議定書が日本国について効力を生ずる日から施行する。

（経過措置）
 2 この法律の施行の際に本邦に在る外国人（この法律の施行後に、難民となる事由が生じたことを知つた者を除く。）に係るこの法律による改正後の出入国管理及び難民認定法（次項において「入管法」という。）第六十一条の二第一項の申請の期限は、同条第二項の規定にかかわらず、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）から起算して六十日を経過する日とする。

3 入管法第七十条の二の規定は、この法律の施行前に犯した同条に掲げる罪についても、適用する。この場合において、同条ただし書中「当該罪に係る行為をした後遅滞なく」とあるのは、「難民の地位に関する条約等への加入に伴う出入国管理令その他関係法律の整備に関する法律の施行の日から二十日以内」とする。

附則（昭和五十七年八月一〇日法律第七五号）抄
 1（施行期日）
 この法律は、昭和五十七年十月一日から施行する。

（経過措置）
 7 この法律の施行前にした行為及び附則第三項、第五項又は第六項の規定により従前の例によることとされる登録原票の記載が事実と合つていないかどうかの確認、指紋の押なつ又は登録証明書の受領に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（昭和五十八年二月二日法律第七八号）
 1 この法律（第一条を除く。）は、昭和五十九年七月一日から施行する。

2 この法律の施行の日の前日において法律の規定により置かれている機関等で、この法律の施行の日以後は国家行政組織法又はこの法律による改正後の関係法律の規定に基づく政令（以下

「関係政令」という。）の規定により置かれることとなるものに関し必要となる経過措置その他この法律の施行に伴う関係政令の制定又は改廃に關し必要となる経過措置は、政令で定めることができ。

附則（昭和六十二年九月二六日法律第九八号）抄
 1（施行期日）
 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成元年一月一七日法律第二九号）抄
 1（施行期日）
 この法律は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。

附則（平成元年二月一五日法律第七九号）抄
 1（施行期日）
 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（経過措置）
 2 この法律の施行の際に、次の表の上欄に掲げる改正前の出入国管理及び難民認定法（以下「旧法」という。）第四条第一項各号の一に該当する者としての在留資格（以下「旧法の在留資格」という。）をもつて在留する者は、それぞれ同表の下欄に掲げる改正後の出入国管理及び難民認定法（以下「新法」という。）別表第一又は別表第二の上欄の在留資格（以下「新法の在留資格」という。）をもつて在留するものとみなす。この場合において、当該在留資格に伴う在留期間は、それぞれ旧法の在留資格に伴う在留期間が満了する日に応ずる日までの期間とする。

「関係政令」という。）の規定により置かれることとなるものに関し必要となる経過措置その他この法律の施行に伴う関係政令の制定又は改廃に關し必要となる経過措置は、政令で定めることができ。

附則（昭和六十二年九月二六日法律第九八号）抄
 1（施行期日）
 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成元年一月一七日法律第二九号）抄
 1（施行期日）
 この法律は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。

附則（平成元年二月一五日法律第七九号）抄
 1（施行期日）
 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（経過措置）
 2 この法律の施行の際に、次の表の上欄に掲げる改正前の出入国管理及び難民認定法（以下「旧法」という。）第四条第一項各号の一に該当する者としての在留資格（以下「旧法の在留資格」という。）をもつて在留する者は、それぞれ同表の下欄に掲げる改正後の出入国管理及び難民認定法（以下「新法」という。）別表第一又は別表第二の上欄の在留資格（以下「新法の在留資格」という。）をもつて在留するものとみなす。この場合において、当該在留資格に伴う在留期間は、それぞれ旧法の在留資格に伴う在留期間が満了する日に応ずる日までの期間とする。

「関係政令」という。）の規定により置かれることとなるものに関し必要となる経過措置その他この法律の施行に伴う関係政令の制定又は改廃に關し必要となる経過措置は、政令で定めることができ。

附則（昭和六十二年九月二六日法律第九八号）抄
 1（施行期日）
 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成元年一月一七日法律第二九号）抄
 1（施行期日）
 この法律は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。

附則（平成元年二月一五日法律第七九号）抄
 1（施行期日）
 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（経過措置）
 2 この法律の施行の際に、次の表の上欄に掲げる改正前の出入国管理及び難民認定法（以下「旧法」という。）第四条第一項各号の一に該当する者としての在留資格（以下「旧法の在留資格」という。）をもつて在留する者は、それぞれ同表の下欄に掲げる改正後の出入国管理及び難民認定法（以下「新法」という。）別表第一又は別表第二の上欄の在留資格（以下「新法の在留資格」という。）をもつて在留するものとみなす。この場合において、当該在留資格に伴う在留期間は、それぞれ旧法の在留資格に伴う在留期間が満了する日に応ずる日までの期間とする。

新法の在留資格	旧法の在留資格
外交	第四條第一項第一号に該当する者
公用	第四條第一項第二号に該当する者
短期滞在	第四條第一項第四号に該当する者
投資・経営	第四條第一項第五号に該当する者

とされる在留資格及び在留期間又は上陸の特例に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（昭和五十六年六月二日法律第八六号）抄
 1（施行期日）
 この法律は、難民の地位に関する条約又は難民の地位に関する議定書が日本国について効力を生ずる日から施行する。

（経過措置）
 2 この法律の施行の際に本邦に在る外国人（この法律の施行後に、難民となる事由が生じたことを知つた者を除く。）に係るこの法律による改正後の出入国管理及び難民認定法（次項において「入管法」という。）第六十一条の二第一項の申請の期限は、同条第二項の規定にかかわらず、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）から起算して六十日を経過する日とする。

3 入管法第七十条の二の規定は、この法律の施行前に犯した同条に掲げる罪についても、適用する。この場合において、同条ただし書中「当該罪に係る行為をした後遅滞なく」とあるのは、「難民の地位に関する条約等への加入に伴う出入国管理令その他関係法律の整備に関する法律の施行の日から二十日以内」とする。

附則（昭和五十七年八月一〇日法律第七五号）抄
 1（施行期日）
 この法律は、昭和五十七年十月一日から施行する。

（経過措置）
 7 この法律の施行前にした行為及び附則第三項、第五項又は第六項の規定により従前の例によることとされる登録原票の記載が事実と合つていないかどうかの確認、指紋の押なつ又は登録証明書の受領に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（昭和五十八年二月二日法律第七八号）
 1 この法律（第一条を除く。）は、昭和五十九年七月一日から施行する。

2 この法律の施行の日の前日において法律の規定により置かれている機関等で、この法律の施行の日以後は国家行政組織法又はこの法律による改正後の関係法律の規定に基づく政令（以下

新法の在留資格	旧法の在留資格
外交	第四條第一項第一号に該当する者
公用	第四條第一項第二号に該当する者
短期滞在	第四條第一項第四号に該当する者
投資・経営	第四條第一項第五号に該当する者

4	この法律の施行の際に、旧法の在留資格をもって在留する者が旧法第十九条第二項の許可を受けているときは、当該許可は、前項の規定によりみなされる新法の在留資格について受けた新法第十九条第二項の許可とみなす。	留学
5	この法律の施行の際に、旧法の在留資格をもって在留する者が旧法第十九条第二項の許可を受けているときは、当該許可は、前項の規定によりみなされる新法の在留資格について受けた新法第十九条第二項の許可とみなす。	研修
6	この法律の施行の際に、旧法の在留資格をもって在留する者が旧法第十九条第二項の許可を受けているときは、当該許可は、前項の規定によりみなされる新法の在留資格について受けた新法第十九条第二項の許可とみなす。	教授
7	この法律の施行の際に、旧法の在留資格をもって在留する者が旧法第十九条第二項の許可を受けているときは、当該許可は、前項の規定によりみなされる新法の在留資格について受けた新法第十九条第二項の許可とみなす。	芸術
8	この法律の施行の際に、旧法の在留資格をもって在留する者が旧法第十九条第二項の許可を受けているときは、当該許可は、前項の規定によりみなされる新法の在留資格について受けた新法第十九条第二項の許可とみなす。	興行
9	この法律の施行の際に、旧法の在留資格をもって在留する者が旧法第十九条第二項の許可を受けているときは、当該許可は、前項の規定によりみなされる新法の在留資格について受けた新法第十九条第二項の許可とみなす。	報道
10	この法律の施行の際に、旧法の在留資格をもって在留する者が旧法第十九条第二項の許可を受けているときは、当該許可は、前項の規定によりみなされる新法の在留資格について受けた新法第十九条第二項の許可とみなす。	技術
11	この法律の施行の際に、旧法の在留資格をもって在留する者が旧法第十九条第二項の許可を受けているときは、当該許可は、前項の規定によりみなされる新法の在留資格について受けた新法第十九条第二項の許可とみなす。	技能
12	この法律の施行の際に、旧法の在留資格をもって在留する者が旧法第十九条第二項の許可を受けているときは、当該許可は、前項の規定によりみなされる新法の在留資格について受けた新法第十九条第二項の許可とみなす。	永住者
13	この法律の施行の際に、旧法の在留資格をもって在留する者が旧法第十九条第二項の許可を受けているときは、当該許可は、前項の規定によりみなされる新法の在留資格について受けた新法第十九条第二項の許可とみなす。	家族滞在
14	この法律の施行の際に、旧法の在留資格をもって在留する者が旧法第十九条第二項の許可を受けているときは、当該許可は、前項の規定によりみなされる新法の在留資格について受けた新法第十九条第二項の許可とみなす。	別表第一
15	この法律の施行の際に、旧法の在留資格をもって在留する者が旧法第十九条第二項の許可を受けているときは、当該許可は、前項の規定によりみなされる新法の在留資格について受けた新法第十九条第二項の許可とみなす。	又は別表第二の上欄の在留資格で務省令で定めるもの

4 附則第二項の規定により留学の在留資格をもって在留する者とは、同項後段に規定する期間が満了するまでの間に限り、新法別表第一の四の表の留学の項の下欄に掲げる活動のほか、新法別表第一の二の表の研究の項の下欄に掲げる活動、新法別表第一の三の表の文化活動の項の下欄に掲げる活動並びにこれらの活動の遂行を阻害しない範囲内の収入を伴う事業を運営する活動及び報酬を受ける活動を行うことができる。

5 附則第二項の規定により教授の在留資格をもって在留するとみなされる者は、同項後段に規定する期間が満了するまでの間に限り、新法別表第一の一の表の教授の項の下欄に掲げる活動のほか、新法別表第一の二の表の研究の項及び教育の項の下欄に掲げる活動を行うことができる。

6 附則第二項の規定により芸術の在留資格をもって在留する者とは、同項後段に規定する期間が満了するまでの間に限り、新法別表第一の一の表の芸術の項の下欄に掲げる活動のほか、新法別表第一の二の表の研究の項の下欄に掲げる活動及び新法別表第一の三の表の文化活動の項の下欄に掲げる活動を行うことができる。

7 この法律の施行前にした旧法第二十条第二項又は第二十一条第二項の規定による申請は、それぞれ、当該在留資格に応ずる附則第二項の表の下欄に掲げる新法の在留資格に係る新法第二十条第二項又は第二十一条第二項の規定による申請とみなす。

8 この法律の施行前にした旧法の在留資格に係る在留期間に係る旧法第二十一条第二項の規定による申請は、附則第二項の規定によりみなされる新法の在留資格に伴う在留期間に係る新法第二十一条第二項の規定による申請とみなす。

9 この法律の施行前にした旧法第二十二條第一項又は旧法附則第九項の規定による申請は、それぞれ新法第二十二條第一項又は新法附則第九項の規定による申請とみなす。

10 この法律の施行前にした旧法第二十四条第四号イ又はロに該当した者は、新法第二十四条の規定の適用については、それぞれ同条第四号イ又はロに該当する者とみなす。

11 新法第七十三条の二第二項の罪については、同項各号の一に該当する者の当該行為がこの法律の施行の際本邦に在留しその施行後引き続き本邦に在留する外国人に係るものであるときは、これを罰しない。同条第一項各号の一に該当する者において、当該行為に係る外国人がこの法律の施行の際本邦に在留しその施行後引き続き本邦に在留するものであると信じ、かつ、それについて過失がないときも、同様である。この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（平成三年五月一〇日法律第七一號）抄
 第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成三年一〇月五日法律第九四號）抄
 第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成七年五月一九日法律第九四號）抄
 第一条 この法律は、平成七年七月一日から施行する。

附則（平成九年五月一日法律第四二號）抄
 第一条 この法律は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

附則（平成一〇年五月八日法律第五七號）抄
 第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。

附則（平成一〇年六月二日法律第一〇一號）抄
 第一条 この法律は、平成一〇年四月一日から施行する。

附則（平成一〇年一〇月二日法律第一一四號）抄
 第一条 この法律は、平成一〇年四月一日から施行する。

附則（平成一一年七月二六日法律第八七號）抄
 第一条 この法律は、平成一二年四月一日から施行する。

附則（平成一二年八月一八日法律第一三三號）抄
 第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成一二年八月一八日法律第一三五號）抄
 第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附則（平成一二年八月一八日法律第一三五號）抄
 第一条 この法律の施行前に改正前の出入国管理及び難民認定法第二十四条各号（第四号からヨまでを除く。）の一に該当して本邦からの退去を強制された者に対する改正後の出入国管理及び難民認定法（次項において「新法」という。）第五条第一項に規定する上陸の拒否については、なお従前の例による。

附則（平成一二年二月二日法律第一一六〇號）抄
 第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 一 第九百九十五条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）、第千三百五号、第千三百六号、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四号の規定 公布の日
 二 附則（平成一三年一月三〇日法律第一三六号）
 第一条 この法律は、平成十四年三月一日から施行する。

(経過措置)

2 この法律による改正後の出入国管理及び難民認定法(以下「新法」という。)第五条第一項第九号の二の規定は、この法律の施行前に、刑法第二編第十二章、第十六章から第十九章まで、第二十三章、第二十六章、第二十七章、第三十一章、第三十三章、第三十六章、第三十七章若しくは第三十九章の罪、暴力行為等処罰に関する法律第一条、第一条ノ二若しくは第一条ノ三(刑法第二百二十二条又は第二百六十一条に係る部分を除く。)の罪又は盗犯等の防止及び処分に関する法律の罪により懲役又は禁錮に処せられた者には、適用しない。

3 新法第二十四条第三号の規定は、この法律の施行前に、他の外国人に不正にこの法律による改正前の出入国管理及び難民認定法(以下「旧法」という。)第三章第一節若しくは第二節の規定による証明書の交付、上陸許可の証印若しくは許可、同章第四節の規定による上陸の許可、又は旧法第四章第一節若しくは旧法第五章第三節の規定による許可を受けさせる目的で、文書若しくは図画を偽造し、若しくは変造し、虚偽の文書若しくは図画を作成し、又は偽造若しくは変造された文書若しくは図画若しくは虚偽の文書若しくは図画を行使し、所持し、譲渡し、貸与し、若しくはその譲渡若しくは貸与のあつせんをした者には、適用しない。

4 新法第二十四条第四号の二の規定は、この法律の施行前に、刑法第二編第十二章、第十六章から第十九章まで、第二十三章、第二十六章、第二十七章、第三十一章、第三十三章、第三十六章、第三十七章若しくは第三十九章の罪、暴力行為等処罰に関する法律第一条、第一条ノ二若しくは第一条ノ三(刑法第二百二十二条又は第二百六十一条に係る部分を除く。)の罪又は盗犯等の防止及び処分に関する法律の罪により懲役又は禁錮に処せられた者には、適用しない。

5 新法第二十四条第四号の三の規定は、この法律の施行前に、本邦において行われた国際競技会等の経過若しくは結果に関連して、又はその円滑な実施を妨げる目的をもって、当該国際競技会等の開催場所又はその所在する市町村(東京都の特別区の存する区域及び地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあっては、区)の区域内若しくはその近傍の不特定若しくは多数の者の用に供される場所において、

不法に、人を殺傷し、人に暴行を加え、人を脅迫し、又は建造物その他の物を損壊した者には、適用しない。

附則(平成一五年六月四日法律第六五号)抄
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則(平成一六年六月二日法律第七三号)抄
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条並びに附則第六条から第九条まで及び第十二条(第四十七条第二項、第四十九条第五項、第四十八条第九項、第四十九条第六項)に改める部分及び「第五十五条第二項」の下に、「第五十五条の三第二項」を加える部分を除く。の規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

二 第三条の規定 公布の日から起算して二月を経過した日

(第一条の規定による出入国管理及び難民認定法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 この法律の施行前に第一条の規定による改正前の出入国管理及び難民認定法第二十四条各号(第四号からヨまで及び第四号の三を除く。)のいずれかに該当して本邦から退去を強制された者に対する第一条の規定による改正後の出入国管理及び難民認定法第五条第一項に規定する上陸の拒否については、なお従前の例による。

第三条 第一条の規定による改正後の出入国管理及び難民認定法第二十一条(第一号に係るものに限る。)の規定は、この法律の施行前に第一条の規定による改正前の出入国管理及び難民認定法第三章第一節又は第二節の規定による上陸許可の証印又は許可を受けた者に対する在留資格の取消しについても、適用する。

第四条 第一条の規定による改正後の出入国管理及び難民認定法第二十一条(第一号に係るものを除く。)の規定は、この法律の施行前に第一条の規定による改正前の出入国管理及び難民認定法第三章第一節若しくは第二節の規定による上陸許可の証印若しくは許可又は第一条の規定による改正前の出入国管理及び難民認定法第四章第一節の規定による許可(以下この条において「上陸許可の証印等」という。)を受けた者に対する当該上陸許可の証印等に係る在留資格の取消しについても、適用する。

第五条 この法律の施行の際現に第一条の規定による改正前の出入国管理及び難民認定法別表第一の上欄の在留資格をもって在留する者で当該在留資格に応じ同表の上欄に掲げる活動を行わないで在留しているものに対する第一条の規定による改正後の出入国管理及び難民認定法第十二条の四第一項第五号の規定の適用については、同号中「継続して三月」とあるのは、「出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律(平成十六年法律第七十三号)施行後継続して三月」とする。

第六条 附則第一条第一号に定める日前に第二条の規定による改正前の出入国管理及び難民認定法の規定により法務大臣がした難民の認定若しくは難民の認定をしない処分であつて第二条の規定による改正後の出入国管理及び難民認定法の施行の際現に効力を有するもの又は第二条の規定による改正前の出入国管理及び難民認定法の規定によりされている申請若しくは異議の申出は、第二条の規定による改正後の出入国管理及び難民認定法の規定により法務大臣がした難民の認定若しくは難民の認定をしない処分又は第二条の規定による改正後の出入国管理及び難民認定法の規定によりされている申請若しくは異議申立てとみなす。

第七条 第二条の規定による改正後の出入国管理及び難民認定法第六十一条の二の二の規定は、第二条の規定による改正後の出入国管理及び難民認定法の施行の際現に第二条の規定による改正後の出入国管理及び難民認定法別表第一又は別表第二の上欄の在留資格をもって本邦に在留する者、一時庇護のための上陸の許可を受けた者で当該許可書に記載された期間を経過していないもの及び特別永住者以外の外国人であつて、前条の規定により第二条の規定による改正後の出入国管理及び難民認定法の規定による難民の認定又は難民の認定をしない処分を受けたとみなされるものに対しても、適用する。この

場合において、第二条の規定による改正後の出入国管理及び難民認定法第六十一条の二の二第一項中「前条第一項の規定により難民の認定をする場合であつて、同項の申請をした」とあるのは「出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律第二条の規定による改正前の出入国管理及び難民認定法(以下「旧法」という。))の規定による難民の認定を受けている」と、同条第二項中「前条第一項の申請をした在留資格未取得外国人については、難民の認定をしない処分をするとき、又は前項」とあるのは「在留資格未取得外国人について、旧法の規定による難民の認定をしない処分がなされているとき(退去強制令書の発付を受けているときを除く。)、又は出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律附則第七条の規定により適用される前項」とする。

附則(平成一七年五月二五日法律第五〇号)抄
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則(平成一七年六月二日法律第六六号)抄
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条中出入国管理及び難民認定法第二十四条第四号の二の改正規定 旅券法及び組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部を改正する法律(平成十七年法律第五十五号)第一条中旅券法(昭和二十六年法律第二百六十七号)第二十三条の改正規定の施行の日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日

二 第三条中出入国管理及び難民認定法第五十六条の次に一条を加える改正規定及び同法第七十七条第一号の次に一号を加える改正規定 公布の日から起算して六月を経過した日

三 第三条中出入国管理及び難民認定法第六十一条の二の二第一項第三号及び第六十一条の二の四第一項第五号の改正規定 出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律(平成十六年法律第七十三号)第二条の規定の施行

及び難民認定法第三章第一節若しくは第二節の規定による上陸許可の証印若しくは許可又は第一条の規定による改正前の出入国管理及び難民認定法第四章第一節の規定による許可(以下この条において「上陸許可の証印等」という。)を受けた者に対する当該上陸許可の証印等に係る在留資格の取消しについても、適用する。

第五条 この法律の施行の際現に第一条の規定による改正前の出入国管理及び難民認定法別表第一の上欄の在留資格をもって在留する者で当該在留資格に応じ同表の上欄に掲げる活動を行わないで在留しているものに対する第一条の規定による改正後の出入国管理及び難民認定法第十二条の四第一項第五号の規定の適用については、同号中「継続して三月」とあるのは、「出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律(平成十六年法律第七十三号)施行後継続して三月」とする。

第六条 附則第一条第一号に定める日前に第二条の規定による改正前の出入国管理及び難民認定法の規定により法務大臣がした難民の認定若しくは難民の認定をしない処分であつて第二条の規定による改正後の出入国管理及び難民認定法の施行の際現に効力を有するもの又は第二条の規定による改正前の出入国管理及び難民認定法の規定によりされている申請若しくは異議の申出は、第二条の規定による改正後の出入国管理及び難民認定法の規定により法務大臣がした難民の認定若しくは難民の認定をしない処分又は第二条の規定による改正後の出入国管理及び難民認定法の規定によりされている申請若しくは異議申立てとみなす。

第七条 第二条の規定による改正後の出入国管理及び難民認定法第六十一条の二の二の規定は、第二条の規定による改正後の出入国管理及び難民認定法の施行の際現に第二条の規定による改正後の出入国管理及び難民認定法別表第一又は別表第二の上欄の在留資格をもって本邦に在留する者、一時庇護のための上陸の許可を受けた者で当該許可書に記載された期間を経過していないもの及び特別永住者以外の外国人であつて、前条の規定により第二条の規定による改正後の出入国管理及び難民認定法の規定による難民の認定又は難民の認定をしない処分を受けたとみなされるものに対しても、適用する。この

場合において、第二条の規定による改正後の出入国管理及び難民認定法第六十一条の二の二第一項中「前条第一項の規定により難民の認定をする場合であつて、同項の申請をした」とあるのは「出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律第二条の規定による改正前の出入国管理及び難民認定法(以下「旧法」という。))の規定による難民の認定を受けている」と、同条第二項中「前条第一項の申請をした在留資格未取得外国人については、難民の認定をしない処分をするとき、又は前項」とあるのは「在留資格未取得外国人について、旧法の規定による難民の認定をしない処分がなされているとき(退去強制令書の発付を受けているときを除く。)、又は出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律附則第七条の規定により適用される前項」とする。

附則(平成一七年五月二五日法律第五〇号)抄
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則(平成一七年六月二日法律第六六号)抄
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条中出入国管理及び難民認定法第二十四条第四号の二の改正規定 旅券法及び組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部を改正する法律(平成十七年法律第五十五号)第一条中旅券法(昭和二十六年法律第二百六十七号)第二十三条の改正規定の施行の日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日

二 第三条中出入国管理及び難民認定法第五十六条の次に一条を加える改正規定及び同法第七十七条第一号の次に一号を加える改正規定 公布の日から起算して六月を経過した日

三 第三条中出入国管理及び難民認定法第六十一条の二の二第一項第三号及び第六十一条の二の四第一項第五号の改正規定 出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律(平成十六年法律第七十三号)第二条の規定の施行

の日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日
(調整規定)
第四条 この法律の施行の日が旅券法及び組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部を改正する法律第一条中旅券法第二十三条の改正規定の施行の前日までの間においては、当該改正規定の施行の日以前までの間における第三条の規定による改正後の出入国管理及び難民認定法第二十四条第四号ニ及びヨ並びに第二十四条の二第二号の規定の適用については、同法第二十四条第四号中「旅券法(昭和二十六年法律第二百六十七号)第二十三号第一項(第六号を除く。)

から第三項までの罪により刑に処せられた者」とあるのは「削除」とし、同号ヨ中「イからカまで」とあるのは「イからハまで及びホからカまで」とし、同法第二十四条の二第二号中「第四号ハ」とあるのは「第四号ハ及びホ」とする。

2 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日が旅券法及び組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部を改正する法律第一条中旅券法第二十三条の改正規定の施行の前日までの間においては、当該改正規定の施行の日以前までの間における第三条の規定による改正後の出入国管理及び難民認定法第六十一条の二の二第一項第三号及び第六十一条の二の四第一項第五号の規定の適用については、これらの規定中「第四号ハ」とあるのは、「第四号ハ及びホ」とする。

(第三条の規定による出入国管理及び難民認定法の一部改正に伴う経過措置)
第六条 第三条の規定による改正後の出入国管理及び難民認定法(以下「新入管法」という。)第二十四条第四号ハの規定は、この法律の施行の日以後に新入管法第二条第七号に規定する人身取引等を行い、唆し、又はこれを助けた者について適用する。

第七条 新入管法第二十四条第四号ニの規定は、この法律の施行の日以後に旅券法及び組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部を改正する法律第一条による改正後の旅券法第二十三号第一項(第六号を除く。)から第三項までの罪により刑に処せられた者について適用する。

第八条 第三条の規定による改正前の出入国管理及び難民認定法第七十四条の六後段の罪により刑に処せられた者は、新入管法第二十四条の規定の適用については、同条第四号ホに該当する者とみなす。

(罰則に関する経過措置)
第十条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則 (平成一八年五月二四日法律第四三三号) 抄
第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条の二第三項、第七号第一項第二号及び第二項、第五十一号、第五十二号第三項及び第四項並びに別表第一の五の表の改正規定並びに次条から附則第五号まで及び附則第七号の規定 公布の日から起算して六月を経過した日
二 第五十七号、第五十八号及び第七十七号第二号の改正規定並びに附則第六号の規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日
三 第三条第一項第二号の改正規定、第六条に一項を加える改正規定、第七号に一項を加える改正規定、第九号、第十号、第十一号第一項、第十三号第四項、第十三条の二第一項、第十四号から第十八号の二まで、第二十二号第二項ただし書及び第二十二号の四第一項第一号の改正規定、第二十四号の改正規定(同条第三号の次に二号を加える部分を除く。)、第七十号第一項第七号の二及び第七十二号第三号の改正規定並びに附則第八号の規定 公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日
(経過措置)
第二条 前条第一号に掲げる規定の施行の際に、附則第七号の規定による改正前の構造改革特別区域法(平成十四年法律第八十九号。以下「旧特区法」という。)第二十五号又は第二十六条に規定する活動であつて次の各号に掲げるものを行う者として前条第一号に掲げる規定による改正前の出入国管理及び難民認定法(以下「旧法」という。)別表第一の五の表の上欄の在留資格(以下「旧在留資格」という。)をもつて在留する者は、当該各号に定める活動を行う者として同条第一号に掲げる規定による改正

後の出入国管理及び難民認定法(以下「新法」という。)別表第一の五の表の上欄の在留資格(以下「新在留資格」という。)をもつて在留する者とみなす。この場合において、新在留資格に応じて行うことのできる活動は旧在留資格に応じて行うことのできた活動とし、新在留資格に伴う在留期間は旧在留資格に伴う在留期間が満了する日に応ずる日までの期間とする。

一 旧特区法第二十五号第一項に規定する特定研究等活動(以下「旧特定研究等活動」という。)

二 旧特区法第二十五号第一項に規定する特定研究等家族滞在活動(以下「旧特定研究等家族滞在活動」という。)

三 旧特区法第二十五号第一項に規定する特定研究等家族滞在活動(以下「旧特定研究等家族滞在活動」という。)

四 旧特区法第二十六号第一項に規定する特定研究等家族滞在活動(以下「旧特定研究等家族滞在活動」という。)

五 旧特区法第二十六号第一項に規定する特定研究等家族滞在活動(以下「旧特定研究等家族滞在活動」という。)

六 旧特区法第二十六号第一項に規定する特定研究等家族滞在活動(以下「旧特定研究等家族滞在活動」という。)

七 旧特区法第二十六号第一項に規定する特定研究等家族滞在活動(以下「旧特定研究等家族滞在活動」という。)

八 旧特区法第二十六号第一項に規定する特定研究等家族滞在活動(以下「旧特定研究等家族滞在活動」という。)

九 旧特区法第二十六号第一項に規定する特定研究等家族滞在活動(以下「旧特定研究等家族滞在活動」という。)

十 旧特区法第二十六号第一項に規定する特定研究等家族滞在活動(以下「旧特定研究等家族滞在活動」という。)

十一 旧特区法第二十六号第一項に規定する特定研究等家族滞在活動(以下「旧特定研究等家族滞在活動」という。)

十二 旧特区法第二十六号第一項に規定する特定研究等家族滞在活動(以下「旧特定研究等家族滞在活動」という。)

十三 旧特区法第二十六号第一項に規定する特定研究等家族滞在活動(以下「旧特定研究等家族滞在活動」という。)

十四 旧特区法第二十六号第一項に規定する特定研究等家族滞在活動(以下「旧特定研究等家族滞在活動」という。)

十五 旧特区法第二十六号第一項に規定する特定研究等家族滞在活動(以下「旧特定研究等家族滞在活動」という。)

十六 旧特区法第二十六号第一項に規定する特定研究等家族滞在活動(以下「旧特定研究等家族滞在活動」という。)

十七 旧特区法第二十六号第一項に規定する特定研究等家族滞在活動(以下「旧特定研究等家族滞在活動」という。)

十八 旧特区法第二十六号第一項に規定する特定研究等家族滞在活動(以下「旧特定研究等家族滞在活動」という。)

十九 旧特区法第二十六号第一項に規定する特定研究等家族滞在活動(以下「旧特定研究等家族滞在活動」という。)

二十 旧特区法第二十六号第一項に規定する特定研究等家族滞在活動(以下「旧特定研究等家族滞在活動」という。)

二十一 旧特区法第二十六号第一項に規定する特定研究等家族滞在活動(以下「旧特定研究等家族滞在活動」という。)

二十二 旧特区法第二十六号第一項に規定する特定研究等家族滞在活動(以下「旧特定研究等家族滞在活動」という。)

二十三 旧特区法第二十六号第一項に規定する特定研究等家族滞在活動(以下「旧特定研究等家族滞在活動」という。)

二十四 旧特区法第二十六号第一項に規定する特定研究等家族滞在活動(以下「旧特定研究等家族滞在活動」という。)

二十五 旧特区法第二十六号第一項に規定する特定研究等家族滞在活動(以下「旧特定研究等家族滞在活動」という。)

二十六 旧特区法第二十六号第一項に規定する特定研究等家族滞在活動(以下「旧特定研究等家族滞在活動」という。)

二十七 旧特区法第二十六号第一項に規定する特定研究等家族滞在活動(以下「旧特定研究等家族滞在活動」という。)

二十八 旧特区法第二十六号第一項に規定する特定研究等家族滞在活動(以下「旧特定研究等家族滞在活動」という。)

二十九 旧特区法第二十六号第一項に規定する特定研究等家族滞在活動(以下「旧特定研究等家族滞在活動」という。)

三十 旧特区法第二十六号第一項に規定する特定研究等家族滞在活動(以下「旧特定研究等家族滞在活動」という。)

三十一 旧特区法第二十六号第一項に規定する特定研究等家族滞在活動(以下「旧特定研究等家族滞在活動」という。)

三十二 旧特区法第二十六号第一項に規定する特定研究等家族滞在活動(以下「旧特定研究等家族滞在活動」という。)

三十三 旧特区法第二十六号第一項に規定する特定研究等家族滞在活動(以下「旧特定研究等家族滞在活動」という。)

三十四 旧特区法第二十六号第一項に規定する特定研究等家族滞在活動(以下「旧特定研究等家族滞在活動」という。)

三十五 旧特区法第二十六号第一項に規定する特定研究等家族滞在活動(以下「旧特定研究等家族滞在活動」という。)

三十六 旧特区法第二十六号第一項に規定する特定研究等家族滞在活動(以下「旧特定研究等家族滞在活動」という。)

三十七 旧特区法第二十六号第一項に規定する特定研究等家族滞在活動(以下「旧特定研究等家族滞在活動」という。)

三十八 旧特区法第二十六号第一項に規定する特定研究等家族滞在活動(以下「旧特定研究等家族滞在活動」という。)

三十九 旧特区法第二十六号第一項に規定する特定研究等家族滞在活動(以下「旧特定研究等家族滞在活動」という。)

四十 旧特区法第二十六号第一項に規定する特定研究等家族滞在活動(以下「旧特定研究等家族滞在活動」という。)

四十一 旧特区法第二十六号第一項に規定する特定研究等家族滞在活動(以下「旧特定研究等家族滞在活動」という。)

(施行期日)
第一条 この法律は、平成二十年十二月三十一日までの間において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一及び二 略

三 第二条、第四条及び第五条の規定並びに次条、附則第八条、第十一条（附則第八条の準用に係る部分に限る。）、第二十条から第二十二号まで、第二十四条、第二十五条、第二十七号から第二十九号まで、第三十三号から第三十五号まで及び第三十六号（国と民間企業との間の人事交流に関する法律（平成十一年法律第二百二十四号）第十六号及び第二十四条第一項中「附則第七項」を「附則第六項」に改める改正規定に限る。）の規定並びに附則第四十条中内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）目次の改正規定及び同法第六十七号を削り、同法第六十八号を同法第六十七号とする改正規定 公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日

附 則（平成二〇年五月二日法律第三〇号）抄
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

附 則（平成二二年七月一五五法律第七九号）抄
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条のうち出入国管理及び難民認定法（以下「入管法」という。）第五十三号第三項の改正規定（同項第三号に係る部分を除く。）及び第三条のうち日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（以下「特例法」という。）第八号中「第七十号第八号」を「第七十号第一項第八号」に改める改正規定並びに附則第六十号の規定 公布の日

二 第一条中入管法第二十三号（見出しを含む。）、第七十六号及び第七十七号の二の改正規定並びに附則第六号の規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

三 第一条の規定（入管法第二十三号（見出しを含む。）、第五十三号第三項、第七十六号及び第七十七号の二の改正規定を除く。）並びに次条から附則第五号まで、附則第四十四号（第六号を除く。）及び第五十一号の規定、附則第五十三号中雇用対策法（昭和四十一年法律第三十二号）第四条第三項の改正規定、附則第五十五号第一項の規定並びに附則第五十七号のうち行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）別表出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）の項中「第二十条第四項」の下に「第二十一条第四項及び」を加え、「第二十一条第四項」を削る改正規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

四 附則第十三条（第六項を除く。）、第十四条、第二十七号（第五項を除く。）、第三十五条（附則第二十七号第一項に係る部分に限る。）及び第四十二号の規定 公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日

五 第一条中入管法第五十三号第三項の改正規定（同項第三号に係る部分に限る。）強制失踪からの上陸後及びその者の保護に関する国際条約が日本国について効力を生ずる日又はこの法律の公布の日をいづれか遅い日

(去強制等に関する経過措置等)
第二条 入管法第二十四号第三号の規定は、前条第三号に掲げる規定の施行の日（以下「第三号施行日」という。）以後に入管法第二十四号第三号に規定する行為を行い、唆し、又はこれを助けた者について適用し、第三号施行日前に第一号の規定による改正前の入管法（以下「旧入管法」という。）第二十四号第三号に規定する行為を行った者に対する去強制については、なお従前の例による。

第三条 入管法第二十四号第三号の四の規定は、第三号施行日以後に同条第三号の四イからハまでに掲げるいづれかの行為を行い、唆し、又はこれを助けた者について適用する。

第四条 入管法第二十四号第四号への規定は、第三号施行日以後に入管法第七十三号の罪により禁錮以上の刑に処せられた者について適用する。

第五条 第三号施行日前に旧入管法別表第一の四の表の研修の在留資格を決定されて本邦に上陸した外国人であつてその後引き続き本邦に在留するものは、第一条の規定による改正後の入管法（以下「改正入管法」という。）第二十条の二第一項の規定にかかわらず、技能実習の在留資格（改正入管法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第二号イ又はロに係るものに限る。）への変更を受けることができる。この場合において、改正入管法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第二号イ中「前号イ」とあり、及び同号ロ中「前号ロ」とあるのは、「四の表の研修の項の下欄」とする。

第三号施行日前に旧入管法別表第一の四の表の就学の在留資格を決定されて本邦に上陸した外国人であつてその後引き続き本邦に在留するものは、改正入管法別表第一の四の表の留学の在留資格をもつて在留するものとみなす。この場合において、当該在留資格に伴う在留期間満了する日に応ずる日までの期間とする。

第六条 法務大臣は、第三号施行日以後に本邦に上陸しようとする外国人であつて改正入管法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号イ又はロに掲げる活動を行おうとするものから、あらかじめ申請があつたときは、法務省令で定めるところにより、同日前に、当該外国人に対し、技能実習の在留資格（同表の技能実習の項の下欄第一号イ又はロに係るものに限る。）に係る在留資格認定証明書を交付することができる。

(新規上陸に伴う在留カードの交付等に関する経過措置等)
第七条 出入国在留管理庁長官は、当分の間、入管法第十九号の六に規定する上陸許可の証印又は許可を受けた中長期在留者（入管法第十九号の三に規定する中長期在留者をいう。以下同じ。）に対し、当該上陸許可の証印又は許可を受けた出入国港において、直ちに入管法第十九号の六の規定により在留カード（入管法第十九号の三に規定する在留カードをいう。以下同じ。）を交付することができる。以下同省令で定めるところにより、入国審査官に、当該中長期在留者の旅券に、後日在留カードを交付する旨の記載をさせるものとする。

2 前項の規定により旅券に後日在留カードを交付する旨の記載を受けた中長期在留者（在留カードの交付を受けた者を除く。）に対する入管法第十九号の七第一項及び第三項並びに第十九

した外国人であつてその後引き続き本邦に在留するものは、第一条の規定による改正後の入管法（以下「改正入管法」という。）第二十条の二第一項の規定にかかわらず、技能実習の在留資格（改正入管法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第二号イ又はロに係るものに限る。）への変更を受けることができる。この場合において、改正入管法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第二号イ中「前号イ」とあり、及び同号ロ中「前号ロ」とあるのは、「四の表の研修の項の下欄」とする。

第三号施行日前に旧入管法別表第一の四の表の就学の在留資格を決定されて本邦に上陸した外国人であつてその後引き続き本邦に在留するものは、改正入管法別表第一の四の表の留学の在留資格をもつて在留するものとみなす。この場合において、当該在留資格に伴う在留期間満了する日に応ずる日までの期間とする。

第六条 法務大臣は、第三号施行日以後に本邦に上陸しようとする外国人であつて改正入管法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号イ又はロに掲げる活動を行おうとするものから、あらかじめ申請があつたときは、法務省令で定めるところにより、同日前に、当該外国人に対し、技能実習の在留資格（同表の技能実習の項の下欄第一号イ又はロに係るものに限る。）に係る在留資格認定証明書を交付することができる。

(新規上陸に伴う在留カードの交付等に関する経過措置等)
第七条 出入国在留管理庁長官は、当分の間、入管法第十九号の六に規定する上陸許可の証印又は許可を受けた中長期在留者（入管法第十九号の三に規定する中長期在留者をいう。以下同じ。）に対し、当該上陸許可の証印又は許可を受けた出入国港において、直ちに入管法第十九号の六の規定により在留カード（入管法第十九号の三に規定する在留カードをいう。以下同じ。）を交付することができる。以下同省令で定めるところにより、入国審査官に、当該中長期在留者の旅券に、後日在留カードを交付する旨の記載をさせるものとする。

2 前項の規定により旅券に後日在留カードを交付する旨の記載を受けた中長期在留者（在留カードの交付を受けた者を除く。）に対する入管法第十九号の七第一項及び第三項並びに第十九

条の九第一項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「在留カードを提出し」とあるのは、「後日在留カードを交付する旨の記載を受けた旅券を提示し」とする。

3 前項に規定する中長期在留者に対する入管法第二十六号の二の規定の適用については、同条第一項中「在留カードを所持する」とあるのは、「当該旅券に後日在留カードを交付する旨の記載を受けた」とする。

第八条 第二条の規定による改正後の入管法（以下「新入管法」という。）第十九号の七の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に入管法第十九号の六に規定する上陸許可の証印又は許可を受けて中長期在留者となつた者について適用する。

第九条 新入管法第十九号の八の規定は、施行日以後に同条第一項に規定する新入管法の規定による許可を受けて新たに中長期在留者となつた者について適用する。

第十条 新入管法第十九号の九の規定は、附則第十七号第一項及び第十八号第一項に規定する中長期在留者（その居住地（本邦における主たる住居の所在地をいう。以下同じ。）について、附則第十七号第一項又は第十八号第一項の規定による届出をした者を除く。）には、適用しない。

第十一条 新入管法第十九号の十の規定は、附則第十六号第一項に規定する中長期在留者であつて、第四条の規定による廃止前の外国人登録法（以下「旧外国人登録法」という。）第三条第一項の規定による申請をしていないもの（附則第十六号第一項の規定による申請をした者を除く。）には、適用しない。

第十二条 新入管法第十九号の十六の規定は、施行日以後に入管法第十九号の六に規定する上陸許可の証印若しくは許可又は新入管法第二十条第三項本文（新入管法第二十二号の二第三項（新入管法第二十二号の三において準用する場合を含む。）、第二十一条第三項、第二十二号第二項（新入管法第二十二号の二第四項（新入管法第二十二号の三において準用する場合を含む。）、第五十号第一項若しくは第六十一条の二の二第一項若しくは第二項の規定による許可を受けた中長期在留者について適用する。本邦に在留資格をもつて在留する外国人で、旧外国人登録法第四条第一項の規定によ

条の九第一項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「在留カードを提出し」とあるのは、「後日在留カードを交付する旨の記載を受けた旅券を提示し」とする。

3 前項に規定する中長期在留者に対する入管法第二十六号の二の規定の適用については、同条第一項中「在留カードを所持する」とあるのは、「当該旅券に後日在留カードを交付する旨の記載を受けた」とする。

第八条 第二条の規定による改正後の入管法（以下「新入管法」という。）第十九号の七の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に入管法第十九号の六に規定する上陸許可の証印又は許可を受けて中長期在留者となつた者について適用する。

第九条 新入管法第十九号の八の規定は、施行日以後に同条第一項に規定する新入管法の規定による許可を受けて新たに中長期在留者となつた者について適用する。

第十条 新入管法第十九号の九の規定は、附則第十七号第一項及び第十八号第一項に規定する中長期在留者（その居住地（本邦における主たる住居の所在地をいう。以下同じ。）について、附則第十七号第一項又は第十八号第一項の規定による届出をした者を除く。）には、適用しない。

第十一条 新入管法第十九号の十の規定は、附則第十六号第一項に規定する中長期在留者であつて、第四条の規定による廃止前の外国人登録法（以下「旧外国人登録法」という。）第三条第一項の規定による申請をしていないもの（附則第十六号第一項の規定による申請をした者を除く。）には、適用しない。

第十二条 新入管法第十九号の十六の規定は、施行日以後に入管法第十九号の六に規定する上陸許可の証印若しくは許可又は新入管法第二十条第三項本文（新入管法第二十二号の二第三項（新入管法第二十二号の三において準用する場合を含む。）、第二十一条第三項、第二十二号第二項（新入管法第二十二号の二第四項（新入管法第二十二号の三において準用する場合を含む。）、第五十号第一項若しくは第六十一条の二の二第一項若しくは第二項の規定による許可を受けた中長期在留者について適用する。本邦に在留資格をもつて在留する外国人で、旧外国人登録法第四条第一項の規定によ

条の九第一項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「在留カードを提出し」とあるのは、「後日在留カードを交付する旨の記載を受けた旅券を提示し」とする。

3 前項に規定する中長期在留者に対する入管法第二十六号の二の規定の適用については、同条第一項中「在留カードを所持する」とあるのは、「当該旅券に後日在留カードを交付する旨の記載を受けた」とする。

第八条 第二条の規定による改正後の入管法（以下「新入管法」という。）第十九号の七の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に入管法第十九号の六に規定する上陸許可の証印又は許可を受けて中長期在留者となつた者について適用する。

る登録を受け、その有する在留期間（新入管法第二十条第五項（新入管法第二十一条第四項において準用する場合を含む。）の規定により本邦に在留することができる期間を含む。以下この項及び附則第十五条第二項において同じ。）の満了の日が施行日以後に到来するものうち、次に掲げる者以外の者（以下「予定中長期在留者」という。）は、附則第一条第四号に定める日から施行日の前日までの間に、法務省令で定められた手続により、法務大臣に対し、在留カードの交付を申請することができる。

一 三月以下の在留期間が決定された者

二 短期滞在の在留資格が決定された者

三 外交又は公用の在留資格が決定された者

四 前三号に準ずる者として法務省令で定めるもの

2 前項の規定による申請は、地方入国管理局に自ら出頭して行わなければならない。

3 予定中長期在留者が十六歳に満たない場合又は疾病その他の事由により自ら第一項の規定による申請をすることができない場合には、当該申請は、次の各号に掲げる者（十六歳に満たない者を除く。）であつて当該予定中長期在留者と同居するものが、当該各号の順位により、当該予定中長期在留者に代わつてしなければならない。

- 一 配偶者
- 二 子
- 三 父又は母
- 四 前三号に掲げる者以外の親族

4 第一項の規定による申請については、前項に規定する場合のほか、同項各号に掲げる者（十六歳に満たない者を除く。）であつて予定中長期在留者と同居するものが当該予定中長期在留者の依頼により当該予定中長期在留者に代わつてする場合その他法務省令で定める場合には、第二項の規定にかかわらず、当該予定中長期在留者が自ら出頭してこれを行うことを要しない。

5 予定中長期在留者が、施行日の一月前から施行日の前日までの間に、旧外国人登録法第六条第一項、第六条の第二項若しくは第二項又は第十一条第一項の規定による申請をしたときは、その時に、第一項の規定による申請をしたものとみなす。

6 法務大臣は、施行日以後、第一項の規定による申請をした予定中長期在留者が中長期在留者

として本邦に在留するときは、速やかに、入国審査官に、その者に対し、在留カードを交付させるものとする。

第十四条 法務大臣は、施行日前においても、前条第一項の規定による申請に関し、同条第六項の規定による在留カードの交付の準備のため必要があるときは、その職員に事実の調査をさせることができる。

2 入国審査官又は入国警備官は、前項の調査のため必要があるときは、関係人に対し、出頭を求め、質問をし、又は文書の提示を求めることができる。

3 法務大臣、入国審査官又は入国警備官は、第一項の調査について、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

第十五条 中長期在留者が所持する旧外国人登録法に規定する外国人登録証明書（以下「登録証明書」という。）は、新入管法第十九条の九、第十九条の十一第一項及び第二項、第十九条の十二第一項、第十九条の十三第一項から第三項まで（第一項後段を除く。）、第十九条の十四、第十九条の十五、第二十三条、第二十六条の二第一項、第六十一条の九の三第一項第一号（新入管法第十九条の九第一項及び同条第二項において準用する新入管法第十九条の七第二項に係る部分に限る。以下この項において同じ。）並びに第六十一条の九の三第二項及び第三項（いずれも同条第一項第一号に係る部分に限る。）、これらの規定を附則第十九条第二項において準用する場合を含む。）並びに附則第十七条（第一項第一号及び第二号に係る部分に限る。）、及び第十九条第一項（附則第十七条第一項及び同条第二項において準用する新入管法第十九条の七第二項に係る部分に限る。）の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）の適用については、在留カードとみなす。

2 前項の規定により登録証明書が在留カードとみなされる場合におけるその有効期間は、次の各号に掲げる中長期在留者の区分に応じ、当該各号に定める日が経過するまでの期間とする。

一 永住者 施行日から起算して三年を経過する日（施行日から十六歳に満たない者にあつては、施行日から起算して三年を経過する日又は十六歳の誕生日（当該外国人の誕生日が二月二十九日であるときは、当該外国人のうるう年以外の年における誕生日は二月二十八日

であるものとみなす。以下同じ。）のいずれか早い日）

二 入管法別表第一の五の表の上欄の在留資格を決定され、同表の下欄（二に係る部分を除く。）に掲げる活動を指定された者 在留期間の満了の日又は前号に定める日のいずれか早い日

三 前二号に掲げる者以外の者 在留期間の満了の日（施行日に十六歳に満たない者にあつては、在留期間の満了の日又は十六歳の誕生日のいずれか早い日）

3 第一項の規定により在留カードとみなされる登録証明書を所持する中長期在留者は、前項に規定するその有効期間が満了する前に、法務省令で定められた手続により、法務大臣に対し、在留カードの交付を申請することができる。

4 法務大臣は、前項の規定による申請があつた場合には、入国審査官に、当該中長期在留者に対し、在留カードを交付させるものとする。

第十六条 この法律の施行の際現に登録証明書を所持しない中長期在留者は、附則第十三条第一項の規定による在留カードの交付の申請をした場合を除き、施行日（施行日において本邦から出国して戻った場合）から十四日以内に、法務省令で定められた手続により、法務大臣に対し、在留カードの交付を申請しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する中長期在留者が、施行日の一月前から施行日の前日までの間に、旧外国人登録法第三条第一項又は第七条第一項の規定による申請をし、この法律の施行の際現に当該申請に係る登録証明書の交付を受けていないときは、施行日において、前項の規定による申請をしたものとみなす。

3 法務大臣は、第一項の規定による申請があつた場合には、入国審査官に、当該中長期在留者に対し、在留カードを交付させるものとする。

第十七条 旧外国人登録法第四条第一項の規定による登録を受け、施行日の前日において同項に規定する外国人登録原票（以下「登録原票」という。）に登録された居住地が居住地に該当しない中長期在留者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日から十四日以内に、法務省令で定められた手続により、居住地の市町村（特別区を含むものとし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区又は

総合区。以下同じ。）の長に対し、在留カードを提出した上、当該居住地の市町村の長を経由して、法務大臣に対し、その居住地を届け出なければならない。

一 この法律の施行の際現に登録証明書を所持し、施行日に居住地がある場合 施行日（施行日において本邦から出国している場合にあつては、施行日以後最初に入国した日）

二 この法律の施行の際現に登録証明書を所持し、施行日後に居住地を定めた場合 居住地を定めた日

三 この法律の施行の際現に登録証明書を所持せず、施行日に居住地がある場合 前条第三項の規定により在留カードの交付を受けた日

四 この法律の施行の際現に登録証明書を所持せず、施行日後に居住地を定めた場合 居住地を定めた日又は前条第三項の規定により在留カードの交付を受けた日のいずれか遅い日

2 新入管法第十九条の七第二項の規定は、前項の規定による在留カードの提出があつた場合に準用する。

3 第一項に規定する中長期在留者が、在留カードを提出して住民基本台帳法第三十条の四十六の規定による届出をしたときは、当該届出は同項の規定による届出とみなす。

第十九条 附則第十三条第六項、第十五条第四項若しくは第十六条第三項の規定により交付される在留カードの受領又は附則第十五条第三項若

であるものとみなす。以下同じ。）のいずれか早い日）

二 入管法別表第一の五の表の上欄の在留資格を決定され、同表の下欄（二に係る部分を除く。）に掲げる活動を指定された者 在留期間の満了の日又は前号に定める日のいずれか早い日

三 前二号に掲げる者以外の者 在留期間の満了の日（施行日に十六歳に満たない者にあつては、在留期間の満了の日又は十六歳の誕生日のいずれか早い日）

3 第一項の規定により在留カードとみなされる登録証明書を所持する中長期在留者は、前項に規定するその有効期間が満了する前に、法務省令で定められた手続により、法務大臣に対し、在留カードの交付を申請することができる。

4 法務大臣は、前項の規定による申請があつた場合には、入国審査官に、当該中長期在留者に対し、在留カードを交付させるものとする。

第十六条 この法律の施行の際現に登録証明書を所持しない中長期在留者は、附則第十三条第一項の規定による在留カードの交付の申請をした場合を除き、施行日（施行日において本邦から出国して戻った場合）から十四日以内に、法務省令で定められた手続により、法務大臣に対し、在留カードの交付を申請しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する中長期在留者が、施行日の一月前から施行日の前日までの間に、旧外国人登録法第三条第一項又は第七条第一項の規定による申請をし、この法律の施行の際現に当該申請に係る登録証明書の交付を受けていないときは、施行日において、前項の規定による申請をしたものとみなす。

3 法務大臣は、第一項の規定による申請があつた場合には、入国審査官に、当該中長期在留者に対し、在留カードを交付させるものとする。

第十七条 旧外国人登録法第四条第一項の規定による登録を受け、施行日の前日において同項に規定する外国人登録原票（以下「登録原票」という。）に登録された居住地が居住地に該当しない中長期在留者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日から十四日以内に、法務省令で定められた手続により、居住地の市町村（特別区を含むものとし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区又は

総合区。以下同じ。）の長に対し、在留カードを提出した上、当該居住地の市町村の長を経由して、法務大臣に対し、その居住地を届け出なければならない。

一 この法律の施行の際現に登録証明書を所持し、施行日に居住地がある場合 施行日（施行日において本邦から出国している場合にあつては、施行日以後最初に入国した日）

二 この法律の施行の際現に登録証明書を所持し、施行日後に居住地を定めた場合 居住地を定めた日

三 この法律の施行の際現に登録証明書を所持せず、施行日に居住地がある場合 前条第三項の規定により在留カードの交付を受けた日

四 この法律の施行の際現に登録証明書を所持せず、施行日後に居住地を定めた場合 居住地を定めた日又は前条第三項の規定により在留カードの交付を受けた日のいずれか遅い日

2 新入管法第十九条の七第二項の規定は、前項の規定による在留カードの提出があつた場合に準用する。

3 第一項に規定する中長期在留者が、在留カードを提出して住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の四十六の規定による届出をしたときは、当該届出は同項の規定による届出とみなす。

第十八条 この法律の施行の際現に本邦に在留する中長期在留者であつて、旧外国人登録法第三条第一項の規定による申請をしていないものは、附則第十六条第三項の規定により在留カードの交付を受けた日（当該日に居住地がない場合にあつては、その後居住地を定めた日）から十四日以内に、法務省令で定められた手続により、居住地の市町村の長に対し、在留カードを提出した上、当該居住地の市町村の長を経由して、法務大臣に対し、その居住地を届け出なければならない。

2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する中長期在留者が、施行日の一月前から施行日の前日までの間に、旧外国人登録法第三条第一項又は第七条第一項の規定による申請をし、この法律の施行の際現に当該申請に係る登録証明書の交付を受けていないときは、施行日において、前項の規定による申請をしたものとみなす。

3 法務大臣は、第一項の規定による申請があつた場合には、入国審査官に、当該中長期在留者に対し、在留カードを交付させるものとする。

第十七条 旧外国人登録法第四条第一項の規定による登録を受け、施行日の前日において同項に規定する外国人登録原票（以下「登録原票」という。）に登録された居住地が居住地に該当しない中長期在留者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日から十四日以内に、法務省令で定められた手続により、居住地の市町村（特別区を含むものとし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区又は

総合区。以下同じ。）の長に対し、在留カードを提出した上、当該居住地の市町村の長を経由して、法務大臣に対し、その居住地を届け出なければならない。

一 この法律の施行の際現に登録証明書を所持し、施行日に居住地がある場合 施行日（施行日において本邦から出国している場合にあつては、施行日以後最初に入国した日）

二 この法律の施行の際現に登録証明書を所持し、施行日後に居住地を定めた場合 居住地を定めた日

三 この法律の施行の際現に登録証明書を所持せず、施行日に居住地がある場合 前条第三項の規定により在留カードの交付を受けた日

四 この法律の施行の際現に登録証明書を所持せず、施行日後に居住地を定めた場合 居住地を定めた日又は前条第三項の規定により在留カードの交付を受けた日のいずれか遅い日

2 新入管法第十九条の七第二項の規定は、前項の規定による在留カードの提出があつた場合に準用する。

3 第一項に規定する中長期在留者が、在留カードを提出して住民基本台帳法第三十条の四十六の規定による届出をしたときは、当該届出は同項の規定による届出とみなす。

第十九条 附則第十三条第六項、第十五条第四項若しくは第十六条第三項の規定により交付される在留カードの受領又は附則第十五条第三項若

しくは第十六条第一項の規定による申請は地方
 入国管理局に、附則第十七条第一項若しくは前
 条第一項の規定による届出又は附則第十七条第
 二項及び前条第二項において準用する新入管法
 第十九条の七第二項の規定により返還される在
 留カードの受領は居住地の市町村の事務所に、
 それぞれ自ら出頭して行わなければならない。
 2 入管法第六十一条の八の三第二項及び第三項
 の規定は、前項に規定する受領、申請又は届出
 の手続について準用する。

第二十条 新入管法第二十二條の四第一項第五号
 の規定は、施行日以後に偽りその他不正の手段
 により、新入管法第五十條第一項又は第六十一
 條の二の二第二項の規定による許可を受けた者
 について適用する。

第二十一条 この法律の施行の際現に新入管法第
 二十二條の四第一項第七号に規定する日本人の
 配偶者等の在留資格又は永住者の配偶者等の在
 留資格をもつて在留する者で、その配偶者の身
 分を有する者としての活動を継続して六月以上
 行わないで在留しているものについての同号の
 規定の適用については、同号中「継続して六
 月」とあるのは、「出入国管理及び難民認定法
 及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を
 離脱した者等の出入国管理に関する特別法の一
 部を改正する等の法律（平成二十一年法律第七
 十九号）の施行後継続して六月」とする。

第二十二条 施行日前に旧外国人登録法の規定に
 違反する行為を行い、施行日前又は施行日以後
 に禁錮以上の刑に処せられた者（刑の全部の執
 行猶予の言渡しを受けた者を除く。）に対する
 退去強制については、なお従前の例による。こ
 の場合において、なお従前の例によることとさ
 れる改正入管法第二十四條第四号へ（2）の規
 定の適用については、同号へ（2）ただし書中
 「執行猶予」とあるのは、「刑の全部の執行猶
 予」とする。

第二十三条 法務大臣は、附則第十七條第一項又
 は第十八條第一項に規定する中长期在留者につ
 いて、次の各号に掲げるいずれかの事実が判明
 したときは、当該中长期在留者が現に有する在
 留資格を取り消すことができる。
 一 施行日から九十日以内に、法務大臣に、住
 居地の届出をしないこと（届出をしないこと
 につき正当な理由がある場合を除く。）
 二 法務大臣に、虚偽の住居地を届け出たこ
 と。

2 前項に規定する在留資格の取消しの手続につ
 いては、新入管法の規定を準用する。
 第二十四条 附則第三十七條又は第三十九條の罪
 により懲役に処せられた外国人については、本
 邦からの退去を強制することができる。
 2 前項に規定する退去強制の手続については、
 入管法の規定を準用する。

（登録原票の送付）
 第三十三条 市町村の長は、施行日の前日におい
 て市町村の事務所において登録原票を、施
 行日以後、速やかに、法務大臣に送付しなけれ
 ばならない。

（登録証明書の返納）
 第三十四条 この法律の施行の際現に本邦に在留
 する外国人（中长期在留者及び特別永住者を除
 く。）で登録証明書を所持するものは、施行日
 から三月以内に、法務大臣に対し、当該登録証
 明書を返納しなければならない。

（事務の区分）
 第三十五条 附則第十七條第一項、同条第二項及
 び附則第十八條第二項において準用する新入管
 法第十九條の七第二項、附則第十八條第一項、
 第二十七條第一項及び第五項、第二十八條第三
 項及び第三十條第一項、第二十九條第一項及び第三項並
 びに第三十條第二項において準用する新特別法第十
 三條並びに附則第三十一條第一項及び第三十三
 條の規定により市町村が処理することとされ
 ている事務は、地方自治法第二條第九項第一号
 に規定する第一号法定受託事務とする。

（罰則等に関する経過措置）
 第三十六条 施行日前にした行為に対する罰則の
 規定については、なお従前の例による。

第三十七条 次の各号のいずれかに該当する者
 は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に
 処する。
 一 附則第十六條第一項又は第二十九條第一項
 の規定に違反した者
 二 附則第十七條第一項、第十八條第一項、第
 三十條第一項又は第三十一條第一項の規定に
 よる届出に虚偽の届出をした者
 第三十八條 附則第十七條第一項、第十八條第一
 項、第三十條第一項又は第三十一條第一項の規
 定に違反して住居地を届け出なかった者は、二
 十万円以下の罰金に処する。

第三十九条 施行日以後に、次の各号のいずれか
 に該当する行為をした者は、一年以下の懲役又
 は二十万円以下の罰金に処する。

一 他人名義の登録証明書を行使すること。
 二 行使の目的をもって、登録証明書を提出
 し、又は他人名義の登録証明書を收受するこ
 と。
 第四十条 附則第十九條第二項において準用する
 入管法第六十一條の八の三第二項各号に掲げる
 者が、同項の規定に違反して、附則第十三條第
 六項、第十五條第四項若しくは第十六條第三項
 の規定により交付され、若しくは附則第十七條
 第二項及び第十八條第二項において準用する入
 管法第十九條の七第二項の規定により返還され
 る在留カードの受領、附則第十六條第一項の規
 定による申請又は附則第十七條第一項若しくは
 第十八條第一項の規定による届出をしないかつた
 ときは、五万円以下の過料に処する。

（検討）
 第六十条 法務大臣は、現に本邦に在留する外国
 人であつて入管法又は特別法の規定により本邦
 に在留することができる者以外のものうち入
 管法第五十四條第二項の規定により仮放免をさ
 れ当該仮放免の日から一定期間を経過したもの
 について、この法律の円滑な施行を図るとも
 のに、施行日以後においてもなおその者が行政上
 の便益を受けられることとなるようにするとの
 観点から、施行日までに、その居住地、身分関
 係等を市町村に迅速に通知すること等について
 検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を
 講ずるものとする。

2 法務大臣は、この法律の円滑な施行を図るた
 め、現に本邦に在留する外国人であつて入管法
 又は特別法の規定により本邦に在留することが
 できる者以外のものについて、入管法第五十條
 第一項の許可の運用の透明性を更に向上させる
 等その出頭を促進するための措置その他の不法
 滞在者の縮減に向けた措置を講ずることを検討
 するものとする。

3 法務大臣は、永住者の在留資格をもつて在留
 する外国人のうち特に我が国への定着性の高い
 者について、歴史的背景を踏まえつつ、その者
 の本邦における生活の安定に資するとの観点か
 ら、その在留管理の在り方を検討するものとし
 る。

第六十一条 政府は、この法律の施行後三年を目
 途として、新入管法及び新特別法の施行の状況
 を勘案し、必要があるとき、これらの
 法律の規定について検討を加え、その結果に
 基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附則（平成二三年六月二四日法律第七
 四号）抄
 第一条 この法律は、公布の日から起算して二十
 日を経過した日から施行する。

附則（平成二四年四月六日法律第二七
 号）抄
 第一条 この法律は、公布の日から起算して六月
 を超えない範囲内において政令で定める日から
 施行する。

附則（平成二五年六月一九日法律第四
 九号）抄
 第一条 この法律は、公布の日から起算して三年
 を超えない範囲内において政令で定める日から
 施行する。

附則（平成二五年一月二七日法律第
 八六号）抄
 第一条 この法律は、公布の日から起算して六月
 を超えない範囲内において政令で定める日から
 施行する。

（罰則の適用等に関する経過措置）
 第十四条 この法律の施行前にした行為に対する
 罰則の適用については、なお従前の例による。

第十六条 この法律の施行前に附則第二条の規定
 による改正前の刑法第二百八条の二（附則第八
 四條の規定によりなお従前の例によることとさ
 れる場合における当該規定を含む。）の罪を犯
 した者に対する出入国管理及び難民認定法第五
 條第一項第九号の二、第二十四條第四号の二、
 第二十四條の三第三号、第六十一條の二の二第
 一項第二号及び第六十一條の二の四第一項第八
 号の規定の適用については、これらの規定中
 「第十六條の罪又は」とあるのは、「第十六條の
 罪」と、「第六條第一項」とあるのは、「第六條
 第一項の罪又は同法附則第二条の規定による改
 正前の刑法第二百八條の二（自動車運転転によ
 り人を死傷させる行為等の処罰に関する法律第
 十四條の規定によりなお従前の例によること
 とされる場合における当該規定を含む。）」と
 する。

附則（平成二六年五月三〇日法律第四
 二号）抄

附則（平成二六年五月三〇日法律第四
 二号）抄

附則（平成二六年五月三〇日法律第四
 二号）抄

(政令への委任)
第六条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附則 (平成二六年一月二二日法律第一一三号) 抄
(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

附則 (平成二七年六月二四日法律第四六号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。

附則 (平成二八年一月二八日法律第八八号)
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 附則第四条の規定 公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日

二 第十九条の十六第二号及び別表第一の二の表の改正規定並びに附則第五条の規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

(在留資格の取消しに関する経過措置)
第二条 この法律の施行の日(次条において「施行日」という。)前に受けた上陸許可の証印等(この法律による改正前の出入国管理及び難民認定法(次条第一項において「旧法」という。))第二十二條の四第一項第二号に規定する上陸許可の証印等をいう。)について同項第三号に掲げる事実が判明した場合における在留資格の取消しについては、なお従前の例による。

(去強制に関する経過措置)
第三条 施行日前に旧法第二十二條の四第一項(第三号に係るものに限る。以下この項において同じ。)の規定により在留資格を取り消された者及び前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧法第二十二條の四第一項の規定により在留資格を取り消された者に対する去強制については、なお従前の例による。

2 この法律による改正後の出入国管理及び難民認定法(次条において「新法」という。)第二

十四條第四号ル(2)に係る部分に限る。)の規定は、施行日以後に同号ル(2)に掲げる行為を伴う者、唆し、又は助けた者について適用する。

(在留資格認定証明書に関する経過措置)
第四条 法務大臣は、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日(以下「第二号施行日」という。)以後に本邦に上陸しようとする外国人であつて新法別表第一の二の表の介護の項の下欄に掲げる活動を行うおとするものから、あらかじめ申請があつたときは、法務省令で定めるところにより、第二号施行日前に、当該外国人に対し、同表の介護の在留資格に係る在留資格認定証明書を交付することができる。

第五条 第二号施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)
第六条 附則第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附則 (平成二八年一月二八日法律第八九号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一章、第三章、第三百三条、第三百六条、第三百七条、第三百十條(第八十條(第八十六條及び第八十八條第二項において準用する場合を含む。))に係る部分に限る。、第三百十二條(第十二号に係る部分に限る。)、第三百十四條及び第三百十五條の規定並びに附則第五条から第九條まで、第十一條、第十四條から第十七條まで、第十八條(登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)別表第三の改正規定に限る。)、第二十二條から第二十三條まで及び第二十六條の規定は、公布の日から施行する。

(出入国管理及び難民認定法の一部改正に伴う経過措置)
第十三條 この法律の施行の際現に旧入管法別表第一の二の表の技能実習の在留資格をもつて本邦に在留する者並びに第三項第一号及び第四項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧入管法第三章第一節又は第二節の規定による上陸許可の証印又は許可(在留資格の決定を伴うものに限る。)を受けて在留する者の在留資格及び在留期間については、なお

従前の例による。ただし、旧入管法第二十二條の二第一項第二号に掲げる在留資格への変更及び在留期間の更新については、この限りでない。
2 前項ただし書の規定にかかわらず、この法律の施行前にされた、次に掲げる申請についての処分については、なお従前の例による。
一 旧入管法別表第一の二の表の技能実習の在留資格(同表の技能実習の項の下欄第一号イ又はロに係るものに限る。)をもつて本邦に在留する者(当該在留資格に伴う在留期間が施行日から起算して三月を経過する日までの間に満了する者に限る。)からされた旧入管法第二十二條第二項の規定による旧入管法第二十二條の二第一項第二号に掲げる在留資格への変更の申請であつて、この法律の施行の際、旧入管法第二十二條の二第一項第二号に掲げる在留資格への変更の申請であつて、この法律の施行の際、旧入管法第二十二條の二第一項第二号に掲げる在留資格への変更の申請をすることができないもの
二 旧入管法別表第一の二の表の技能実習の在留資格をもつて本邦に在留する者(当該在留資格に伴う在留期間が施行日から起算して三月を経過する日までの間に満了する者に限る。)からされた旧入管法第二十一條第二項の規定による在留期間の更新の申請であつて、この法律の施行の際、同条第三項の規定による許可をすることができないもの
三 この法律の施行前にされた、次に掲げる申請についての処分については、なお従前の例による。
一 本邦において旧入管法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号イ又はロに掲げる活動(以下この条において「旧技能実習第一号活動」という。)を行おうとする外国人からされた旧入管法第六條第二項の上陸の申請であつて、この法律の施行の際、旧入管法第三章第一節又は第二節の規定による上陸許可の証印をすることができないもの
二 本邦において旧技能実習第一号活動を行おうとする外国人(施行日から起算して三月を経過する日までに本邦に上陸しようとする者に限る。)からされた旧入管法第七條の二第一項の規定による証明書の交付の申請であつて、この法律の施行の際、交付をすることができないもの
三 本邦において旧技能実習第一号活動を行おうとする外国人(施行日前に本邦において旧技能実習第一号活動を行おうとして旧入管法第七條の二第一項の

規定による証明書の交付を受けた者及び前項第二号の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同条第一項の規定による証明書の交付を受けた者から施行日以後にされた前条の規定による改正後の出入国管理及び難民認定法第六條第二項の上陸の申請に対する処分については、施行日(前項第二号の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧入管法第七條の二第一項の規定により証明書の交付を受けた者にあつては、当該交付の日)から三月を経過する日までの間は、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)
第二十五條 この法律の施行前にした行為及びこの法律の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)
第二十六條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附則 (平成三〇年七月六日法律第七一號) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条の規定並びに附則第七條第二項、第八條第二項、第十四條及び第十五條の規定、附則第十八條中社会保険労務士法(昭和四十四年法律第八十九号)別表第一第十八号の改正規定、附則第十九條中中高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和四十六年法律第六十八号)第二十八條及び第三十八條第三項の改正規定、附則第二十條中建設労働者の雇用の改善等に関する法律(昭和五十一年法律第三十三号)第三十條第二項の改正規定、附則第二十七條の規定、附則第二十八條中厚生労働省設置法(平成十一年法律第九十七号)第四條第一項第五十二号の改正規定及び同法第九條第一項第四号の改正規定(平成十年法律第四十六号)の下に、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律を加える部分に限る。)並びに附則第三十條の規定 公布の日

二 本邦において旧技能実習第一号活動を行おうとする外国人(施行日から起算して三月を経過する日までに本邦に上陸しようとする者に限る。)からされた旧入管法第七條の二第一項の規定による証明書の交付の申請であつて、この法律の施行の際、交付をすることができないもの
三 本邦において旧技能実習第一号活動を行おうとする外国人(施行日前に本邦において旧技能実習第一号活動を行おうとして旧入管法第七條の二第一項の

規定による証明書の交付を受けた者及び前項第二号の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同条第一項の規定による証明書の交付を受けた者から施行日以後にされた前条の規定による改正後の出入国管理及び難民認定法第六條第二項の上陸の申請に対する処分については、施行日(前項第二号の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧入管法第七條の二第一項の規定により証明書の交付を受けた者にあつては、当該交付の日)から三月を経過する日までの間は、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)
第二十九条 この法律(附則第一条第三号に掲げる規定)にあつては、当該規定)の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則(平成三〇年二月一四日法律第七一〇二号)抄
施行期日)
第一条 この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、附則第三条、第六条及び第十八条第一項の規定は、公布の日から施行する。

第二条 政府は、第一条の規定による改正後の出入国管理及び難民認定法(以下「新入管法」という。)別表第一の二の表の特定技能の在留資格に係る制度の運用に当たっては、人材が不足している地域の状況に配慮し、新入管法第十九条の十八第二項第一号の特定技能外国人が大都市圏その他の特定の地域に過度に集中して就労することとならないようにするために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第三条 政府は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)前においても、新入管法第二条の第三項から第三項までの規定の例により、基本方針(同条第一項に規定する基本方針をいう。次項及び第三項において同じ。)を定めることができる。この場合において、法務大臣は、同条第四項の規定の例により、これを公表しなければならない。

2 前項の規定により定められ、公表された基本方針は、施行日において新入管法第二条の第三項から第三項までの規定により定められ、同条第四項の規定により公表された基本方針とみなす。

3 法務大臣は、第一項の規定により基本方針が定められた場合には、施行日前においても、当該基本方針を新入管法第二条の第三項から第三項までの規定により定められた基本方針とみなして、新入管法第二条の四第一項から第三項までの規定の例により、分野所管行政機関の長等(同条第一項に規定する分野所管行政機関の長等をいう。以下この項において同じ。)と共に

同して、分野別運用方針(同条第一項に規定する分野別運用方針をいう。次項において同じ。)を定めることができる。この場合において、法務大臣及び分野所管行政機関の長等は、同条第四項の規定の例により、これを公表しなければならない。

4 前項の規定により定められ、公表された分野別運用方針は、施行日において新入管法第二条の四第一項から第三項までの規定により定められ、同条第四項の規定により公表された分野別運用方針とみなす。

第四条 施行日前にこの法律による改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。以下この条において「旧法令」という。)の規定により法務大臣又は地方入国管理局長がした許可等の処分その他の行為(以下この項において「処分等の行為」という。)であつて、出入国在留管理庁長官又は地方出入国在留管理局長がする処分等の行為としてこの法律による改正後のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。以下この条において「新法令」という。)に相当規定があるものは、法令に別段の定めがあるものを除き、施行日以後は、新法令の相当規定に基づいて、出入国在留管理庁長官又は地方出入国在留管理局長がした処分等の行為とみなす。

2 この法律の施行の際に旧法令の規定により法務大臣又は地方入国管理局長に対してされている申請、届出その他の行為(以下この項において「申請等の行為」という。)であつて出入国在留管理庁長官又は地方出入国在留管理局長に対してする申請等の行為として新法令に相当規定があるものは、法令に別段の定めがあるものを除き、施行日以後は、新法令の相当規定に基づいて、出入国在留管理庁長官又は地方出入国在留管理局長に対してされた申請等の行為とみなす。

3 施行日前に旧法令の規定により法務大臣又は地方入国管理局長に対してしなければならない届出その他の行為(以下この項において「届出等の行為」という。)であつて出入国在留管理庁長官又は地方出入国在留管理局長に対してしなければならない届出等の行為として新法令に相当規定があるものが施行日前にされていなかったときは、法令に別段の定めがあるものを除き、施行日以後は、これを、新法令の規定により出入国在留管理庁長官又は地方出入国在留管理局

長に対してしなければならない届出等の行為がされていらないものとみなして、新法令の規定を適用する。

(罰則に関する経過措置)
第五条 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第六条 前三条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)
第十八条 政府は、この法律の公布後、速やかに、本邦に在留する外国人に係る在留管理、雇用管理及び社会保険制度における在留カードの番号(出入国管理及び難民認定法第十九条の四第一項第五号の在留カードの番号をいう。)その他の特定の個人を識別することができる番号等の利用の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2 政府は、この法律の施行後二年を経過した場合において、新入管法別表第一の二の表の特定技能の在留資格に係る制度の在り方(地方公共団体の関与の在り方、同表の特定技能の項の下欄第一号又は第二号の技能を有するかどうかの判定の方法の在り方及び同表の技能実習の在留資格に係る制度との関係を含む。)について、関係地方公共団体、関係事業者、地域住民その他の関係者の意見を踏まえて検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附則(令和元年二月四日法律第六三三号)抄
施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第三十八条 この法律の施行前にした行為及びこの法律の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則(令和三年五月二八日法律第四七四号)抄
施行期日)
第一条 この法律は、令和四年四月一日から施行する。

附則(令和三年六月一六日法律第六九号)抄
施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則(令和四年五月二五日法律第五二二号)抄
施行期日)
第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 一次条並びに附則第三条、第五条及び第三十八条の規定 公布の日
第三十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則(令和四年六月一七日法律第六八八号)抄
施行期日)
第一条 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日
附則(令和四年二月九日法律第九六四号)抄
施行期日)
第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条の規定(次号に掲げる改正規定を除く。)、第四条中地域保健法第六条の改正規定、第五条の規定、第八条中医療法第六条の二及び第七條、第七條の二、第二十七條の二及び第三十條の四第十項の改正規定、第九條及び第十二條の規定並びに第十七條中高齢者の医療の確保に関する法律第二百一十一條第一項第一号イの改正規定並びに次条第一項から第三項まで、附則第三条、第四条、第八条から第十二条まで、第十四條及び第十六條から第十八條までの規定、附則第十九條の規定(次号に掲げる改正規定を除く。)、附則第二十四條の規定、附則第三十一條中住民基本台帳法(昭和四十一年法律第八十一号)別表第二の四の項、別表第三の五の五の項、別表第四の三の項及び別表第五第六の三の改正規定並

びに附則第三十六条から第三十八条まで及び第四十二条の規定 公布の日

附則 (令和四年二月九日法律第九七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法第四条第一項第二号イの改正規定、第三条から第五条までの規定及び第六条中犯罪による収益の移転防止に関する法律第十三条第一項の改正規定並びに附則第六条、第七條、第九條、第十條及び第十五條(刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律(令和四年法律第六十八号)第三条第十二号の改正規定に限る。)の規定 公布の日から起算して二十日を経過した日

附則 (令和五年五月一七日法律第二八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 略
- 二 第一条中刑事訴訟法第三百四十四条に一項を加える改正規定、第二条中刑法第九十七條及び第九十八條の改正規定並びに第三条中出入国管理及び難民認定法第七十二條の改正規定(第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第八号までを一号ずつ繰り上げる部分に限る。第六号において「第七十二條第一号を削る改正規定」という。並びに附則第五條第一項及び第二項、第八條第四項並びに第二十條の規定、附則第二十四條中国際受刑者移送法(平成十四年法律第六十六号)第四十二條の改正規定、附則第二十七條中刑事收容施設及び被收容者等の処遇に関する法律(平成十七年法律第五十号)第二百九十三條の改正規定、附則第二十八條第二項、第三十條及び第三十一條の規定、附則第三十二條中少年鑑別所法(平成二十六年法律第五十九号)第三百三十二條の改正規定、附則第三十五

條のうち、刑法等の一部を改正する法律(令和四年法律第六十七号。以下「刑法等第一部改正法」という。)第三条中刑事訴訟法第三百四十四條の改正規定及び刑法等第一部改正法第十一條中少年鑑別所法第三百三十二條の改正規定を削る改正規定並びに附則第三十六條及び第四十條の規定 公布の日から起算して二十日を経過した日

三から五まで 略

六 第一条中刑事訴訟法第三百四十二條の次に七條を加える改正規定、同法第三百四十五條の次に三條を加える改正規定、同法第四百三條の次に二條を加える改正規定、同法第四百六十九條に一項を加える改正規定、同法第四百七十九條の次に一號を加える改正規定、同法第四百八十三條の次に一號を加える改正規定、同法第四百八十五條の次に一號を加える改正規定及び同法第四百九十二條の次に一號を加える改正規定並びに第九十四條の次に十三條を加える改正規定並びに第九十條(第七十二條第一号を削る改正規定を除く。)の規定並びに附則第六條第一項及び第二項、第七條第二項、第八條第三項並びに第三十條中刑事補償法第一條第二項の改正規定、附則第十八條の規定、附則第二十四條中国際受刑者移送法第二十一條の改正規定(第四百八十四條まで、「第四百八十四條から第四百八十五條まで」、「第四百八十六條」に改める部分に限る。)、附則第二十六條中裁判員の参加する刑事裁判に関する法律第八十三條第三項の改正規定、附則第二十七條中刑事收容施設及び被收容者等の処遇に関する法律第七十二條第二号の改正規定、附則第二十九條の規定、附則第三十二條中少年鑑別所法第二百二十五條第三号の改正規定並びに附則第三十七條中刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律第四百七十九條の改正規定 公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日

七 附則第五條第三項、第六條第三項、第八條第五項から第七項まで、第十條第二項並びに第十一條第三項及び第四項の規定 刑法等第一部改正法の施行の日(以下「刑法等第一部改正法施行日」という。)

(罰則に関する経過措置) 第四十條 第二号施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則 (令和五年六月一六日法律第五六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中出入国管理及び難民認定法(以下「入管法」という。)第十九條の五及び第十九條の十一の改正規定、第三条中日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(以下「特例法」という。)第九條及び第十二條の改正規定並びに附則第二條、第二十二條及び第二十三條の規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日
- 二 第一条(入管法第十九條の五及び第十九條の十一の改正規定を除く。)並びに附則第三條、第二十六條及び第二十九條の規定、附則第三十一條中自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律(平成二十五年法律第八十六号)附則第十六條の改正規定並びに附則第三十二條から第三十四條まで及び第三十七條の規定 公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日

(収容に代わる監理措置等に係る判断の適正等の確保) 第一条の二 第二条の規定による改正後の入管法(以下「第一条改正後入管法」という。)に基づく収容に代わる監理措置及び仮放免の制度の運用に当たっては、入管法第二十七條に規定する容疑者又は退去強制を受ける者(以下この条において「容疑者等」という。)の人權に配慮し、判断の適正の確保に努めるとともに、第二条改正後入管法第四十四條の二第九項(第二条改正後入管法第五十二條の二第七項において準用する場合を含む。)(又は第五十四條第四項(同条第七項において準用する場合を含む。))の規定による通知をする場合において、理由を容疑者等が的確に認識することができるように記載する等、手続の透明性の確保に努めるものとする。

(在留カードの有効期間に関する経過措置) 第二条 附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日(以下「第一条施行日」という。)前に交付された在留カード(入管法第十九條の三に規定する在留カードをいう。次項において同じ。)の有効期間及びその更新については、なお従前の例による。

2 前項の規定によりなお従前の例によることとされた第一条の規定による改正前の入管法(以下「第一条改正前入管法」という。)第十九條の十一第一項の規定により在留カードの有効期間の更新の申請をする場合における第二条改正後入管法第六十一條の八の三第二項の規定の適用については、当該在留カードの交付を受けた中長期在留者(入管法第十九條の三に規定する中長期在留者をいう。以下この項並びに附則第四條及び第五條において同じ。)は、その申請の日が十六歳の誕生日(当該中長期在留者の誕生日が二月二十九日であるときは、当該中長期在留者のうるう年以外の年における誕生日は二月二十八日であるものとみなす。)である場合においても、十六歳に満たない者とみなす。

3 第一号施行日からこの法律の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までの間における前項の規定の適用については、同項中「第二条改正後入管法第六十一條の八の三第二項」とあるのは、「入管法第六十一條の九の三第二項」とする。

(難民の認定等に関する経過措置) 第三条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日(以下「第二条施行日」という。)前に第一条改正前入管法第六十一條の二第一項の申請をした外国人については、第二号施行日以後に難民の認定(第一条の規定による改正後の入管法(以下「第一条改正後入管法」という。)第六十一條の二第一項に規定する難民の認定をいう。附則第十一條第一項において同じ。)をしない処分をする場合についても、第一条改正後入管法第六十一條の二第三項の規定を適用する。

第四条 施行日前に第二条の規定による改正前の入管法(以下「第二条改正前入管法」という。)第六十一條の二の二第二項の規定による許可又は第一条改正前入管法第六十一條の二の二第二項の規定による許可を受けて新たに中長期在留者となつた者及び附則第一条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた在留資格に係る許可を受けて新たに中長期在留者となつた者の住居地の届出については、なお従前の例による。

第五条 施行日前に第二条の規定による改正前の入管法(以下「第二条改正前入管法」という。)第六十一條の二の二第二項の規定による許可又は第一条改正前入管法第六十一條の二の二第二項の規定による許可を受けて新たに中長期在留者となつた者及び附則第一条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた在留資格に係る許可を受けて新たに中長期在留者となつた者の住居地の届出については、なお従前の例による。

(在留資格の取消しに関する経過措置)
第五条 施行日前に第二条改正前入管法第六十一条の二の二第二項の規定による許可又は第一条改正前入管法第六十一条の二の二第二項の規定による許可を受けて新たに中长期在留者となつた者及び附則第十一条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた在留資格に係る許可を受けて在留する者の在留資格の取消しについては、なお従前の例による。

(仮放免許可書等の携帯等に関する経過措置)
第六条 第二条改正後入管法第二十三条第一項(第十号及び第十一号に係る部分に限る。)及び第三項(同項に規定する旅券に含まれる同条第一項第十号に規定する特別放免許可書及び同項第十一号に規定する仮放免許可書に係る部分に限る。)の規定は、第二条改正後入管法第五十二条第十項の規定による放免又は第二条改正後入管法第五十四条第二項の規定による仮放免を施行日以後にされた者について適用し、施行日前に第二条改正前入管法第五十二条第六項の規定により放免された者及び第二条改正前入管法第五十四条第二項の規定により仮放免された者並びに施行日以後に附則第九条第一項の規定によりなお従前の例により仮放免された者に係る旅券、乗員手帳、特定登録者カード又は許可書の携帯及び提示については、なお従前の例による。

(退去強制に関する経過措置)
第七条 施行日前に第二条改正前入管法第六十一条の二の二第二項の規定による許可又は第一条改正前入管法第六十一条の二の二第二項の規定による許可を受けて在留する者(難民の認定又は補完的保護対象者の認定を受けた者に限る。)及び附則第十一条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた在留資格に係る許可を受けて在留する者で、第二条改正後入管法第六十一条の二の十第一項(第一号又は第三号に係るものに限る。)の規定により難民の認定を取り消されたもの又は同条第二項(第一号又は第三号に係るものに限る。)の規定により補完的保護対象者の認定を取り消されたものについては、第二条改正後入管法第五章に規定する手続(第二条改正後入管法第六十三条第一項の規定に基づく手続を含む。)により本邦からの退去を強制し、又は第二条改正後入管法第五十五条の二第一項の規定による命令により本邦から退去させることができる。

(退去のための計画に関する経過措置)
第八条 入国警備官は、この法律の施行の際現に第二条改正前入管法第五十二条第五項の規定により収容されている者について、この法律の施行後速やかに、第二条改正後入管法第五十二条の八第一項の規定に準じて、退去のための計画を定めなければならない。

2 入国警備官は、この法律の施行の際現に第二条改正前入管法第五十四条第二項の規定により仮放免されている者(退去強制令書が発付されている者に限る。)について、この法律の施行後できる限り速やかに、第二条改正後入管法第五十二条の八第一項の規定に準じて、退去のための計画を定めるよう努めなければならない。

3 入国警備官は、前項に規定する者が、この法律の施行後、次条第二項の規定によりなお従前の例によることとされる第二条改正前入管法第五十五条第四項又は第五項の規定により収容された場合において、当該者について前項の規定により退去のための計画が定められていないときは、当該収容の開始後速やかに、第二条改正後入管法第五十二条の八第一項の規定に準じて、退去のための計画を定めなければならない。

4 入国警備官は、第一項又は第二項に規定する者について、前三項の規定により退去のための計画を定めた場合において、施行日(第二項に規定する者にあつては、その収容の開始の日)から起算した退去強制令書の発付を受けて収容されている期間が継続して三月に達したときは、速やかに、第二条改正後入管法第五十二条の八第二項の規定に準じて、主任審査官に対し、前三項の規定により定めた退去のための計画を提出するとともに、その進捗状況を報告しなければならない。この場合においては、第二条改正後入管法第五十二条の八第三項から第五項までの規定を準用する。

5 入国警備官は、前項に規定する期間が三月を超えて継続しているときは、当該超えて継続する期間が三月を経過することにより、速やかに、第二条改正後入管法第五十二条の八第六項の規定に準じて、第一項から第三項までの規定により定めた退去のための計画の進捗状況を主任審査官に報告しなければならない。この場合においては、第二条改正後入管法第五十二条の八第三項から第五項までの規定を準用する。

(仮放免に関する経過措置)
第九条 第二条改正後入管法第五十四条第二項から第七項までの規定は、施行日以後に入管法第

五十四条第一項の規定によりされる仮放免の請求により又は職権で行う処分について適用し、施行日前に同項の規定によりされた仮放免の請求であつてこの法律の施行の際その処分がされていないものに対する処分(保証金の納付に関する処分を含む。)については、なお従前の例による。

2 この法律の施行の際現に第二条改正前入管法第五十四条第二項の規定により仮放免されている者又は前項の規定によりなお従前の例により仮放免される者に対する当該仮放免の効力及びその取消しについては、なお従前の例による。

(被収容者の処遇に関する経過措置)
第十条 第二条改正後入管法第五十五条の八の規定は、この法律の施行の際現に第二条改正後入管法第十六条に規定する入国者収容所等に収容されている被収容者(第二条改正後入管法第五十五条の四第一項に規定する被収容者をいう。以下この条において同じ。)についても、適用する。この場合において、第二条改正後入管法第五十五条の八第一項中「その入国者収容所等における収容の開始に際し」とあるのは、「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特別法の一部を改正する法律(令和五年法律第五十六号)の施行後速やかに」とする。

2 この法律の施行の際現に第二条改正前入管法又はこれに基づく命令の規定により領置されている被収容者の所持品(現金を除く。)は、第二条改正後入管法第五十五条の二十五第二号に掲げる物品とみなして、第二条改正後入管法第五十五条の二十八の規定を適用する。

3 第二条改正前入管法第六十一条の七第五項の規定により発受を禁止され、又は制限された被収容者の通信であつて、この法律の施行の際現に第二条改正前入管法に基づく命令の規定により領置されているものは、第二条改正後入管法第五十五条の六十四第一項の規定により保管されている信書とみなす。

(在留資格に係る許可に関する経過措置)
第十一条 施行日前に入管法第六十一条の二第一項又は第二項(第一条改正前入管法第六十一条の二第一項又は第二項をいう。以下同じ。)の申請をした在留資格未取得外国人(入管法第六十一条の二の二第一項に規定する在留資格未

取得外国人をいう。以下この項並びに附則第十五条及び第十七条において同じ。)について、施行日以後に難民の認定をしない処分をする場合(入管法第六十一条の二第三項(附則第三条の規定により適用される場合を含む。))の規定により補完的保護対象者の認定を行う場合を除く。若しくは補完的保護対象者の認定をしない処分をする場合又は入管法第六十一条の二の二第一項の規定による許可をしない場合において、当該在留資格未取得外国人が施行日前に退去強制令書の発付を受けているときにおける当該在留資格未取得外国人に対する在留を特別に許可すべき事情があるか否かの審査及び当該事情がある場合における在留資格に係る許可並びに当該許可をする場合における仮上陸の許可又は第二条改正前入管法第三章第四節の規定による上陸の許可若しくは第一条改正前入管法第三章第四節の規定による上陸の許可の取消しについては、なお従前の例による。

2 第二条改正後入管法第六十一条の二の三の規定は、施行日前に第二条改正前入管法第六十一条の二の二第二項の規定による許可又は第一条改正前入管法第六十一条の二の二第二項の規定による許可を受けた者及び前項の規定によりなお従前の例によることとされた在留資格に係る許可を受けた者については、適用しない。

(仮滞在の許可に関する経過措置)
第十二条 施行日前に入管法第六十一条の二の四第一項の規定による許可又は第一条改正前入管法第六十一条の二の四第一項の規定による許可を受けた者に対して第二条改正前入管法第六十一条の二の四第三項の規定により付された条件及び当該許可の取消しについては、なお従前の例による。

(活動の範囲に関する経過措置)
第十三条 第二条改正後入管法第六十一条の二の七第一項の規定は、施行日以後に入管法第六十一条の二の四第一項の規定による許可を受けた者について適用する。

(在留資格に係る許可と退去強制手続との関係に関する経過措置)
第十四条 施行日前に第二条改正前入管法第六十一条の二の二第二項の規定による許可又は第一条改正前入管法第六十一条の二の二第二項の規定による許可を受けた外国人及び施行日以後に附則第十一条第一項の規定による命令によりなお従前の例によることとされた在留資格に係る許可を受け

た外国人について、当該許可を受けた時に第二
条改正前入管法第二十四条各号の事由のいづれ
かに該当していたことを理由とする退去強制の
手続については、なお従前の例による。
(難民認定申請等と退去強制手続との関係に關
する経過措置)

第十五条 第二条改正後入管法第六十一条の二の
九第四項の規定は、施行日以後に入管法第六十
一条の二第二項又は第二項の申請をした在留資
格未取得外国人について適用する。

2 前項の在留資格未取得外国人がこの法律の施
行日前に入管法第六十一条の二第二項又は第二
項の申請を行ったことがある者である場合にお
ける第二条改正後入管法第六十一条の二の九第
四項第一号の規定の適用については、同号中
「これらの申請」とあるのは、「これらの申請
(出入国管理及び難民認定法及び日本国との平
和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出
入国管理に関する特例法の一部を改正する法律
(令和五年法律第五十六号)の施行の日前行
われた第六十一条の二第二項及び第二項の申請
を含む。）」と、「なつたこと」とあるのは、「な
つたこと(第六十一条の二の四第五項第一号又
は第二号のいづれかに該当することとなつたこ
と及び行政不服審査法の施行に伴う関係法律の
整備等に関する法律(平成二十六年法律第六十
九号)第七十五条の規定による改正前の第六十
一条の二の四第五項第一号又は第二号のいづれ
かに該当することとなつたことを含む。）」とす
る。

3 法務大臣は、入管法第六十一条の二第二項又
は第二項の申請に際し、難民の認定又は補充的
保護対象者の認定に関する資料が適切に提出さ
れるよう、第二条改正後入管法第六十一条の二
の九第四項の規定の内容その他難民の認定又は
補充的保護対象者の認定に関する資料の提出に
係る制度の周知に努めるものとする。

4 法務大臣は、この法律の施行日前に本邦にあ
る間に二回以上入管法第六十一条の二第二項又
は第二項の申請を行い、いづれの申請について
も第二条改正前入管法第六十一条の二の四第五
項第一号若しくは第二号のいづれかに該当する
こととなつたこと又は行政不服審査法の施行に
伴う関係法律の整備等に関する法律(平成二十
六年法律第六十九号)第七十五条の規定による
改正前入管法第六十一条の二の四第五項第一
号若しくは第二号のいづれかに該当することと

なつたことがある在留資格未取得外国人から、
この法律の施行日以後、入管法第六十一条の二
第一項又は第二項の申請があつたときは、難民
の認定又は補充的保護対象者の認定を行うべき
相当の理由がある資料が適切に提出されるよ
う、当該在留資格未取得外国人に対して第二
条改正後入管法第六十一条の二の九第四項の規定
の内容その他必要な事項を教示するものとする。
(難民旅行証明書の有効期間に関する経過措置)

第十六条 施行日前に第二条改正前入管法第六十
一条の二の十二第一項の規定により交付された
難民旅行証明書の有効期間については、なお従
前の例による。
(事実の調査に関する経過措置)

第十七条 施行日前に入管法第六十一条の二第二
項又は第二項の申請をした在留資格未取得外国
人について附則第十一条第一項の規定によりな
お従前の例によることとされた在留資格に係る
許可に関する処分を行うための事実の調査につ
いては、なお従前の例による。
(罰則に関する経過措置)

第十八条 施行日前にした行為及びこの附則の規
定によりなお従前の例によることとされる場合
における施行日以後にした行為に対する罰則の
適用については、なお従前の例による。
(拘禁刑に関する経過措置)

第十九条 刑法等の一部を改正する法律(令和四
年法律第六十七号)の施行の日(以下この条に
おいて「刑法施行日」という。)の前日までの
間における第二条改正後入管法第五十条第一
項ただし書、第六十一条の二の五第一項ただし
書及び第六十一条の二の九第四項第二号の規定
の適用については、これらの規定中「拘禁刑」と
あるのは、「懲役若しくは禁錮」とする。

2 刑法施行日以後における刑法等の一部を改正
する法律第二条の規定による改正前の刑法(明
治四十年法律第四十五号。以下この項において
「旧刑法」という。)第十二条に規定する懲役
(以下「懲役」という。)又は旧刑法第十三条に
規定する禁錮(以下「禁錮」という。)に処せ
られた者に係る第二条改正後入管法第五十条第
一項ただし書、第六十一条の二の五第一項た
だし書及び第六十一条の二の九第四項第二号の規
定の適用については、無期の懲役又は禁錮に処
せられた者はそれぞれ無期拘禁刑に処せられた
者と、有期の懲役又は禁錮に処せられた者はそ

れぞれ刑期を同じくする有期拘禁刑に処せられ
たとみなす。
3 刑法施行日の前日までの間における第二条改
正後入管法第七十一条の六の規定の適用につ
いては、同条中「拘禁刑」とあるのは、「懲役」
とする。刑法施行日以後における刑法施行日前
にした行為に対する同条の規定の適用につ
いても、同様とする。
(刑事訴訟法等の一部改正に伴う経過措置)

第二十条 第二条改正後入管法第五十五条の二第
二項第三号の規定は、刑事訴訟法等の一部を改
正する法律(令和五年法律第二十八号。以下
「刑事訴訟法改正法」という。)附則第一条第六
号に掲げる規定の施行の日の前日までの間は、適
用しない。
(行政不服審査法の一部改正に伴う経過措置)

第二十一条 デジタル社会の形成を図るための規
制改革を推進するためのデジタル社会形成基本
法等の一部を改正する法律(令和五年法律第六
十三号。以下「デジタル規制改革推進法」とい
う。)附則第一条第二号に掲げる規定の施行の
日の前日までの間における第二条改正後入管法
第五十五条の七十二第二項及び第五十五条の七
十三第三項の規定の適用については、これらの
規定中「総務省令」とあるのは、「揭示し、か
つ、その旨を官報その他の公報又は新聞紙に少
なくとも一回掲載して」と、「法務省令」とあ
るのは、「揭示して」とする。
(政令への委任)

第二十三条 この附則に定めるもののほか、この
法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定
める。
**附 則 (令和五年六月一六日法律第六三
号) 抄**

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年
を超えない範囲内において政令で定める日から
施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、
当該各号に定める日から施行する。
一 第一条及び第二条の規定並びに附則第七
条、第十九条及び第二十条の規定、公布の日
二 第四条、第十三条及び第二十条の規定、第
二十一条中内航海運業法第六条第一項第二号
の改正規定、第二十三条、第二十九条、第三
十一条、第三十二条、第三十六条及び第三十
九条の規定、第四十一条中貨物自動車運送事
業法第五条第二号の改正規定、第四十三条、

第四十四条及び第四十九条の規定、第五十五
条中民間事業者による信書の送達に関する法
律第八条第二号の改正規定並びに第五十六
条、第五十八条、第六十条、第六十二条及び
第六十三条の規定並びに次条並びに附則第十
一条、第十二条及び第十三条の規定、公布の日
から起算して三年を超えない範囲内において
政令で定める日
(罰則に関する経過措置)

第六条 この法律の施行前にした行為に対する罰
則の適用については、なお従前の例による。
(政令への委任)

第七条 この附則に定めるもののほか、この法律
の施行に必要な経過措置(罰則に関する経
過措置を含む。)は、政令で定める。
**附 則 (令和五年二月一三日法律第八
四号) 抄**

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年
を超えない範囲内において政令で定める日から
施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、
当該各号に定める日から施行する。
一 附則第六条及び第二十九条の規定、公布
の日
(政令への委任)

第二十九条 この附則に規定するもののほか、こ
の法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に關
する経過措置を含む。)は、政令で定める。
**附 則 (令和六年六月二一日法律第五九
号) 抄**

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年
を超えない範囲内において政令で定める日から
施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、
当該各号に定める日から施行する。
一 附則第十一条の規定、公布の日
(政令への委任)

**附 則 (令和六年六月二一日法律第六〇
号) 抄**

第一条 この法律は、公布の日から起算して三年
を超えない範囲内において政令で定める日から
施行する。ただし、第一条中出入国管理及び難
民認定法(以下「入管法」という。)第二条の

三の改正規定、入管法第二条の四の改正規定及び入管法第六十九条の二第一項ただし書の改正規定並びに次条から附則第五条まで並びに附則第十五条、第二十三条及び第二十四条第四項の規定は、公布の日から施行する。

(基本方針等に関する経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の入管法(以下「新入管法」という。)第二条の三第四項及び第二条の四第三項の規定は、前条ただし書に規定する規定の施行の日以後に行う基本方針(新入管法第二条の三第一項に規定する基本方針をいう。)の作成及び変更並びに分野別運用方針(新入管法第二条の四第一項に規定する分野別運用方針をいう。)の作成及び変更について適用する。

(在留資格認定証明書に関する準備行為)

第三条 法務大臣は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後に本邦に上陸しようとする外国人(入管法第二条第一号に規定する外国人をいう。以下同じ。)であつて新入管法別表第一の二の表の企業内転勤の項の下欄第二号に掲げる活動を行おうとするものから、あらかじめ申請があつたときは、法務省令で定めるところにより、施行日前に、当該外国人に対し、同表の企業内転勤の在留資格(同表の企業内転勤の項の下欄第二号に係るものに限る。)に係る在留資格認定証明書(入管法第七条の二第一項に規定する在留資格認定証明書をいう。附則第八条第三項において同じ。)を交付することができる。

(政令への委任)

第二十三条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(政府の措置)

第二十四条

4 政府は、本邦に在留する外国人に係る社会保障制度及び公租公課の支払に関する事項並びに新入管法第二十二条第二項及び第二十三条の四第一項の規定その他の新入管法及び育成就業法の規定の趣旨及び内容について、本邦に在留する外国人及び関係者に周知を図るものとする。
別表第一(第二条の二、第二条の五、第五条、第六条、第七条の二、第九条の五、第十九条、第十九条の五、第十九条の十六、第十九条の十七、第十九条の三十六、第二十条、第二十条の

二、第二十二條の三、第二十二條の四、第二十四條、第五十二條、第六十一條の二の二、第六十一條の二の十一(關係)

在留資格	本邦において行うことができる活動
外交	日本国政府が接受する外国政府の外交使節団若しくは領事機関の構成員、条約若しくは国際慣行により外交使節と同様の特権及び免除を受ける者又はこれらの者と同一の世帯に属する家族の構成員としての活動
公用	日本国政府の承認した外国政府若しくは国際機関の公務に従事する者又はその者と同一の世帯に属する家族の構成員としての活動(この表の外交の項の下欄に掲げる活動を除く。)
教授	本邦の大学若しくはこれに準ずる機関又は高等専門学校において研究、研究の指導又は教育をする活動
芸術	収入を伴う音楽、美術、文学その他の芸術上の活動(二の表の興行の項の下欄に掲げる活動を除く。)
宗教	外国の宗教団体により本邦に派遣された宗教家の行う布教その他の宗教上の活動
報道	外国の報道機関との契約に基づいて行う取材その他の報道上の活動
在留資格	本邦において行うことができる活動
高度専門職	一 高度の専門的な能力を有する人材として法務省令で定める基準に適合する者が行う次のイからハまでのいずれかに該当する活動であつて、我が国の学術研究又は経済の発展に寄与することが見込まれるもの イ 法務大臣が指定する本邦の公私の機関との契約に基づいて研究、研究の指導若しくは教育をする活動又は当該活動と併せて当該活動と関連する事業を自ら経営若しくは当該機関以外の本邦の公私の機関との契約に基づいて研究、研究の指導若しくは教育をする活動

経営・管理	本邦において貿易その他の事業の経営を行い又は当該事業の管理に従事する活動(この表の法律・会計業務の項の下欄に掲げる資格を有しなれば法律上行うことができなるとされている事業の経営又は管理に従事する活動を除く。)
法律・会計業務	外国法事務弁護士、外国公認会計士その他法律上資格を有する者が行うこととされている法律又は会計に係る業務に従事する活動
医療	医師、歯科医師その他法律上資格を有する者が行うこととされている医療に係る業務に従事する活動
研究	本邦の公私の機関との契約に基づいて研究を行う業務に従事する活動(二の表の教授の項の下欄に掲げる活動を除く。)
教育	本邦の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、専修学校又は各種学校若しくは設備及び編制に關してこれに準ずる教育機関において語学教育その他の教育をする活動
技術・人文知識・国際業務	本邦の公私の機関との契約に基づいて行う理学、工学その他の自然科学の分野若しくは法学、経済学、社会学その他の人文科学の分野に属する技術若しくは知識を要する業務又は外国の文化に基盤を有する思考若しくは感受性を必要とする業務に従事する活動(一の表の教授の項、芸術の項及び報道の項の下欄に掲げる活動並びにこの表の経営・管理の項から教育の項まで及び企業内転勤の項から興行の項までの下欄に掲げる活動を除く。)
企業内転勤	本邦に本店、支店その他の事業所のある公私の機関の外国にある事業所の職員が本邦にある事業所に期間を定めて転勤して当該事業所において行うこの表の技術・人文知識・国際業務の項の下欄に掲げる活動
介護	本邦の公私の機関との契約に基づいて介護福祉士の資格を有する者が介護又は介護の指導を行う業務に従事する活動
興行	演劇、演芸、演奏、スポーツ等の興行に係る活動又はその他の芸能活動(この表の経営・管理の項の下欄に掲げる活動を除く。)
技能	本邦の公私の機関との契約に基づいて行う産業上の特殊な分野に属する

法律・会計業務	外国法事務弁護士、外国公認会計士その他法律上資格を有する者が行うこととされている法律又は会計に係る業務に従事する活動
医療	医師、歯科医師その他法律上資格を有する者が行うこととされている医療に係る業務に従事する活動
研究	本邦の公私の機関との契約に基づいて研究を行う業務に従事する活動(二の表の教授の項の下欄に掲げる活動を除く。)
教育	本邦の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、専修学校又は各種学校若しくは設備及び編制に關してこれに準ずる教育機関において語学教育その他の教育をする活動
技術・人文知識・国際業務	本邦の公私の機関との契約に基づいて行う理学、工学その他の自然科学の分野若しくは法学、経済学、社会学その他の人文科学の分野に属する技術若しくは知識を要する業務又は外国の文化に基盤を有する思考若しくは感受性を必要とする業務に従事する活動(一の表の教授の項、芸術の項及び報道の項の下欄に掲げる活動並びにこの表の経営・管理の項から教育の項まで及び企業内転勤の項から興行の項までの下欄に掲げる活動を除く。)
企業内転勤	本邦に本店、支店その他の事業所のある公私の機関の外国にある事業所の職員が本邦にある事業所に期間を定めて転勤して当該事業所において行うこの表の技術・人文知識・国際業務の項の下欄に掲げる活動
介護	本邦の公私の機関との契約に基づいて介護福祉士の資格を有する者が介護又は介護の指導を行う業務に従事する活動
興行	演劇、演芸、演奏、スポーツ等の興行に係る活動又はその他の芸能活動(この表の経営・管理の項の下欄に掲げる活動を除く。)
技能	本邦の公私の機関との契約に基づいて行う産業上の特殊な分野に属する

<p>特定技能</p>	<p>一 法務大臣が指定する本邦の公私の機関との雇用に関する契約（第二条の五第一項から第四項までの規定に適合するものに限る。次号において同じ。）に基づいて行う特定産業分野（人材を確保することが困難な状況にあるため外国人により不足する人材の確保を図るべき産業上の分野として法務省令で定めるものを用い、同号において同じ。）であつて法務大臣が指定するものに属する法務省令で定める相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する活動</p> <p>二 法務大臣が指定する本邦の公私の機関との雇用に関する契約に基づいて行う特定産業分野であつて法務大臣が指定するものに属する法務省令で定める熟練した技能を要する業務に従事する活動</p>	<p>熟練した技能を要する業務に従事する活動</p> <p>一 次のイ又はロのいずれかに該当する活動</p> <p>イ 技能実習法第八条第一項の認定（技能実習法第十一条第一項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下同じ。）を受けた技能実習法第八条第一項に規定する技能実習計画（技能実習法第二条第二項第一号に規定する第一号企業単独型技能実習に係るものに限る。）に基づいて、講習を受け、及び技能、技術又は知識（以下「技能等」という。）に係る業務に従事する活動</p> <p>ロ 技能実習法第八条第一項の認定を受けた同項に規定する技能実習計画（技能実習法第二条第四項第一号に規定する第一号団体監理型技能実習に係るものに限る。）に基づいて、講習を受け、及び技能等に係る業務に従事する活動</p> <p>二 次のイ又はロのいずれかに該当する活動</p> <p>イ 技能実習法第八条第一項の認定を受けた同項に規定する技能実習計画（技能実習法第二条第二項第二号に規定する第二号企業単独型技能実習に係るものに限る。）に基づいて技能等を要する業務に従事する活動</p> <p>ロ 技能実習法第八条第一項の認定を受けた同項に規定する技能実習計画（技能実習法第二条第四項第二号に規定する第二号団体監理型技能実習に係るものに限る。）に基づいて技能等を要する業務に従事する活動</p> <p>三 次のイ又はロのいずれかに該当する活動</p> <p>イ 技能実習法第八条第一項の認定を受けた同項に規定する技能実習計画（技能実習法第二条第三号企業単独型技能実習に係るものに限る。）に基づいて技能等を要する業務に従事する活動</p> <p>ロ 技能実習法第八条第一項の認定を受けた同項に規定する技能実習計画（技能実習法第二条第四項第三号に規定する第三号団体監理型技能実習に係るものに限る。）に基づいて技能等を要する業務に従事する活動</p> <p>備考 法務大臣は、特定技能の項の下欄の法務省令を定めようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長と協議するものとする。</p>
<p>三</p>	<p>在留資格</p> <p>本邦において行うことができる活動</p> <p>収入を伴わない学術上若しくは芸術上の活動又は我が国特有の文化若しくは技芸について専門的な研究を行い若しくは専門家の指導を受けてこれを修得する活動（四の表の留学の項から研修の項までの下欄に掲げる活動を除く。）</p> <p>本邦に短期間滞在して行う観光、保養、スポーツ、親族の訪問、見学、講習又は会合への参加、業務連絡その他これらに類似する活動</p>	<p>四</p> <p>在留資格</p> <p>本邦において行うことができる活動</p> <p>本邦の大学、高等専門学校、高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）若し</p>
<p>五</p>	<p>在留資格</p> <p>本邦において行うことができる活動</p> <p>特定活動</p> <p>法務大臣が個々の外国人について特に指定する活動</p> <p>別表第二（第二条の二、第七条、第二十二條の三、第二十二條の四、第六十一條の二の二、第六十一條の二の十一関係）</p> <p>在留資格</p> <p>本邦において有する身分又は地位</p> <p>永住者</p> <p>法務大臣が永住を認める者</p> <p>日本人の配偶者</p> <p>日本人の配偶者若しくは特別養子又は日本人の子として出生した者</p> <p>永住者等の配偶者</p> <p>永住者等の配偶者又は永住者等の子として本邦で出生しその後引き続き本邦に在留している者</p> <p>定住者</p> <p>法務大臣が特別な理由を考慮し一定の在留期間を指定して居住を認める者</p>	<p>修研</p> <p>本邦の公私の機関により受け入れられて行う技能等の修得をする活動（二の表の技能実習の項の下欄第一号及びこの表の留学の項の下欄に掲げる活動を除く。）</p> <p>一 の表、二の表又は三の表の上欄の在留資格（外交、公用、特定技能（二の表の特定技能の項の下欄第一号に係るものに限る。）、技能実習及び短期滞在を除く。）をもつて在留する者又はこの表の留学の在留資格をもつて在留する者の扶養を受ける配偶者又は子として行う日常的な活動</p> <p>家族</p> <p>本邦の特別支援学校の高等部、中学校（義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。）若しくは特別支援学校の中学部、小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）若しくは特別支援学校の小学部、専修学校若しくは各種学校又は設備及び編制に関してこれらに準ずる機関において教育を受ける活動</p>